

「史跡のまちづくり」における地域活性化拠点
創出の官民連携手法検討調査

報 告 書

令和 6 年 3 月

三 重 県 多 気 郡 明 和 町
株式会社オリエンタルコンサルタンツ

目 次

第 1 章 本調査の概要	1-1
1.1 業務の目的	1-1
1.2 業務の内容	1-1
1.3 業務の概要	1-1
1.4 自治体の概要	1-2
1.5 事業発案に至った経緯・課題	1-3
1.5.1 自治体が抱えている課題	1-3
1.5.2 上位計画との関連性	1-3
1.5.3 上記課題への対策としてこれまで実施している施策や調査等	1-4
1.5.4 当該事業の発案経緯	1-4
1.5.5 当該事業の必要性	1-5
1.6 業務の手順	1-6
1.7 業務の実施方針	1-6
1.7.1 業務計画	1-6
1.7.2 前提条件の整理	1-6
1.7.3 関係者協議ヒアリング	1-7
1.7.4 マーケットサウンディングの実施	1-7
1.7.5 事業スキームの精査	1-7
1.7.6 今後の進め方	1-7
第 2 章 前提条件の整理	2-1
2.1 現状の分析	2-1
2.1.1 史跡指定の経緯	2-1
2.1.2 史跡斎宮の位置づけ	2-3
2.1.3 法的条件	2-13
2.1.4 主要施設等の概要	2-30
2.1.5 インフラ整備状況	2-43
2.1.6 周辺特性	2-44
2.2 アンケート調査	2-49
2.2.1 アンケート調査概要	2-49
2.2.2 アンケート調査結果	2-51
2.3 先行事例調査	2-54
2.3.1 史跡指定地における整備事例一覧	2-54
2.3.2 代表的な整備の事例	2-59

第 3 章 関係者協議、ヒアリング	3-1
3.1 関係者の概要	3-1
3.1.1 三重県環境生活部文化振興課	3-1
3.1.2 公益財団法人国史跡斎宮保存協会	3-1
3.1.3 一般社団法人明和観光商社	3-1
3.2 三重県環境生活部文化振興課との協議	3-2
3.2.1 協議結果	3-2
3.3 公益財団法人国史跡斎宮保存協会との協議	3-4
3.3.1 協議結果	3-4
3.4 一般社団法人明和観光商社との協議	3-5
3.4.1 協議結果	3-5
3.5 歴史的風致維持向上計画議会（歴まち協議会）	3-6
3.6 協議結果	3-7
3.6.1 史跡斎宮跡の課題と要因	3-7
3.6.2 史跡斎宮跡の整備イメージについて	3-8
第 4 章 事業者サウンディング調査	4-1
4.1 サウンディング調査の目的	4-1
4.2 サウンディング調査の流れ	4-2
4.2.1 調査対象企業の抽出	4-2
4.2.2 サウンディングの依頼	4-3
4.2.3 調査結果	4-5
第 5 章 事業化検討	5-1
5.1 法令等の整理	5-1
5.1.1 制約となる法令等の解釈	5-1
5.1.2 史跡内で可能な整備	5-9
5.2 事業手法等の検討	5-10
5.2.1 参考にした類似事例	5-10
5.2.2 事業手法・スキームの整理	5-10
5.3 事業手法・スキームの比較	5-15
5.3.1 事業スケジュール	5-15
5.3.2 事業範囲	5-16
5.3.3 事業内容	5-17
5.4 リスク分担の検討	5-21
5.4.1 リスク分担の考え方	5-21
5.4.2 リスク分担表（案）の整理	5-22
5.5 募集要項の検討	5-21
5.5.1 指定管理募集事項(案)の検討	5-24

第 6 章 今後の進め方	6-1
6.1 今後の進め方	6-1
6.2 社会実験	6-2
6.3 ロードマップ	6-8

第1章 本調査の概要

1.1 業務の目的

都市公園等を含む国指定史跡「史跡斎宮跡」の官民連携手法の導入に向けた調査検討を行う。

1.2 業務の内容

業務項目は、以下に示すとおりである。

表 1-1 業務項目一覧

工種・種別・細別	単位	数量	備考
前提条件の整理	式	1	
関係者協議、ヒアリング	式	1	
事業者サウンディング調査	式	1	
事業化検討	式	1	
今後の進め方	式	1	
成果とりまとめ、報告書作成	式	1	
打合せ協議	式	1	

1.3 業務の概要

- ①業務名：「史跡のまちづくり」における地域活性化拠点創出の官民連携手法検討調査
- ②対象地域：史跡斎宮跡
- ③履行期間：令和5年9月8日～令和6年3月8日
- ④発注者：明和町斎宮跡・文化観光課
- ⑤受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ 三重事務所
- ⑥業務受託額：¥10,450,000（うち消費税¥950,000）

業務位置を図 1-1 に示す。



図 1-1 位置図

1.4 自治体の概要

三重県のほぼ中心部にある伊勢平野の南部に位置しており、東は伊勢市、西は松阪市、南は玉城町・多気町に接し、北は伊勢湾に接している。

地形は平野が多く、大堀川、笹笛川、祓川の3つの川が伊勢湾に流れ込み、良質米の生産地域となっている。

気候は、冬暖かく夏涼しい東海型気候に属し、全般的に温暖で、四季の変化は快適な風土を生み出している。

交通面は、まちの中央部を近畿日本鉄道が横切り、明星・斎宮の2つの駅は、通勤・通学などに利用されている。また、国道23号と県道鳥羽松坂線がほぼ東西を走り、これらは南北に走る主要な町道とともに、交通ネットワークを形成している。

1.5 事業発案に至った経緯・課題

1.5.1 自治体が抱えている課題

明和町では「都市再生整備計画（平成 25 年度～平成 29 年度、平成 30 年度～令和 2 年度）」に基づく整備事業により、町内の史跡齋宮跡周辺のほか、坂本古墳群をはじめ多数の古墳群といった歴史的資源の公園整備とそれらを有機的に繋ぐ施設の整備などを進めてきた。

しかしながら、町内には地域住民によって守られてきた貴重な資源がまだ数多く点在しており、また来訪者をもてなす状態にはなっていない。

これらの観光資源を最大限に有効活用し、魅力的な観光地として認知されるとともに、齋宮跡を中心に点在する貴重な資源の整備を通じて利便性の向上、地域ぐるみでの受入体制の整備など、来訪者がまちの魅力を実感し、堪能できる回遊性の高いサイトミュージアムとしての高質空間の形成が必要となっている。

1.5.2 上位計画との関連性

「明和町文化財保存活用地域計画（令和 2 年 12 月策定）」では、文化財・文化遺産の総合的な把握調査を行い、その周辺環境を含めて保存・活用していく体制を整えるための施策を図り、従来の「文化財」だけではとらえきれない人々の身近な活動や風景、地域固有の文化や環境などの「文化遺産」を含めた総合的な「歴史文化」の今後の保護を進めていく上での基本的なマスタープラン兼アクションプランとしている。

また、「第 6 次明和町総合計画（令和 3 年 3 月策定）」では、まちの将来像を「住みたい 住み続けたい 豊かなこころを育む 歴史・文化のまち 明和」とし、地域の魅力や史跡齋宮跡をはじめとする歴史や文化を実感できるまちの実現に取り組むことを目指している。

さらに、「第 2 期明和町総合戦略（令和 3 年 3 月策定）」では、「明和町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の活用・実現に向け、「第 6 次明和町総合計画」と連動した史跡齋宮跡をはじめとした貴重な文化財・文化遺産を守りながら活かし、地域社会全体で歴史文化あふれるまちを目指している。

加えて、「明和町観光振興計画（令和 3 年 3 月策定）」では、将来像を「歴史と自然が彩るおもてなしのまち 明和」とし、「持続可能な観光」を目指すことに重点を置くとともに、地域一丸となった「おもてなし」や地域、事業者との「連携」を強化していく視点を盛り込み、唯一無二の「明和町ならではの魅力」を活かしていく計画としている。

「第 2 期明和町歴史的風致維持向上計画（令和 3 年 3 月 29 日認定）」では、第 1 期の重点区域である齋宮跡周辺地区を 215ha から 588ha に拡大し、令和 3 年度～令和 12 年度の 9 年間で、前期で整備した公園や散策道、回遊ルートの充実による歴史的風致の維持及び向上のための各事業を展開していくことが位置付けられている。

1.5.3 上記課題への対策としてこれまで実施している施策や調査等

平成 24 年 6 月 6 日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「明和町歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、齋宮跡周辺地区を重点区域として歴史的風致の維持及び向上のための取り組みが実施された。

平成 25 年度～平成 29 年度、平成 30 年度～令和 2 年度の計画期間に齋宮跡周辺地区として都市再生整備計画にて周辺整備を推し進めた。

さらに、平成 27 年 4 月 24 日に文化庁の日本遺産に認定を受けた「祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」を活用し、史跡の知名度向上と来訪者に向けた環境整備など齋宮跡を核としたまちづくりに取り組むと共に、関連する町内の文化財・文化遺産を総合的に保存・活用する「明和町文化財保存活用計画」が令和 2 年 12 月 8 日に文化庁から認定を受け、町全体の歴史的風致の活用による地域活性化を図る明和町歴史的風致維持向上計画の第 2 期計画を令和 3 年 3 月 29 日に認定を受けた。

1.5.4 当該事業の発案経緯

わが国の文化財政策は、従来の保存重視から活用推進へと舵を切ってきた。しかし、実際の文化財（史跡）保存・活用の多くは、「史跡の復元・整備」といった取組みに留まる。一方、文化財の保存・維持管理の財政負担に加え、史跡の真正な保存と、観光客や地域利用者の利便性・魅力向上が二律背反するという課題を抱えている。史跡の保存・活用の新たな展開として、官民連携による史跡の持続可能な保存活用、マネジメントも視野に入れ検討が必要である。

史跡齋宮跡では史跡内の生活範囲を含む全域に新規施設や景観等の制限があり、現状では飲食・滞在等による街の活性化、賑わい創出が課題となっている。

さらに史跡内都市公園の県施設、町施設の運営・維持管理についてはサービス水準の更なる向上やサービスの最適化の取組みが進んでおらず、財政負担の軽減がなされてない状況が続いている。加えて、都市公園内施設・インフラ等の老朽化と、指定管理による対応と、施設利用者（観光客、地域住民）の多様なニーズとの乖離（利便性、快適性の不足）が課題となっている。

これらの課題解決に向けて、史跡内都市公園等を中心に、民間事業者を含む様々なステークホルダーが連携し、利用者ニーズに合った地域活性化拠点の創出・運営により、保存と活用を両軸で進めることが必要となっている。

1.5.5 当該事業の必要性

以下の視点により、当該検討は先導的官民連携事業に適していると判断する。

- ・ 史跡内都市公園等で、「文化財保存活用計画」と官民連携事業検討を連動させ、収益事業の導入を図る取組みは先例が乏しく、省庁間を超えた課題解決モデルになる。
- ・ 中部地域では、史跡内都市公園等の官民連携事業の先例はなく、協議会を新設して活用することができれば、三重県内初事例となる。人口 2.2 万人の町規模での先駆的な取組みと思われる。
- ・ 史跡内都市公園における既存公共施設の再整備と県町施設の運営・維持管理のバンドリングによる官民連携の収益事業導入を検討し、滞在時間、エリア消費額、地域利用を向上させ、地域と文化観光が共生する「持続可能な史跡まちづくり」として先導的なモデルになる。
- ・ 既存の地域協議会のリソースを活用し、都市公園等の官民連携事業を含めて協議を行うことで、地域プラットフォームへの展開を図ることは先駆的な取組みと思われる。
- ・ 史跡公園が地域の緑地となっている例は多く、文化財保存活用計画と連携し、民間事業者が地域プラットフォームとの対話を通じて収益事業を導入する仕組みは、民間事業者のノウハウの活用による文化財行政の財政負担軽減と、「持続可能な史跡のまちづくり」として他の史跡指定地域への事業展開・汎用性が期待できる。

1.6 業務の手順

業務フローを以下に示す。

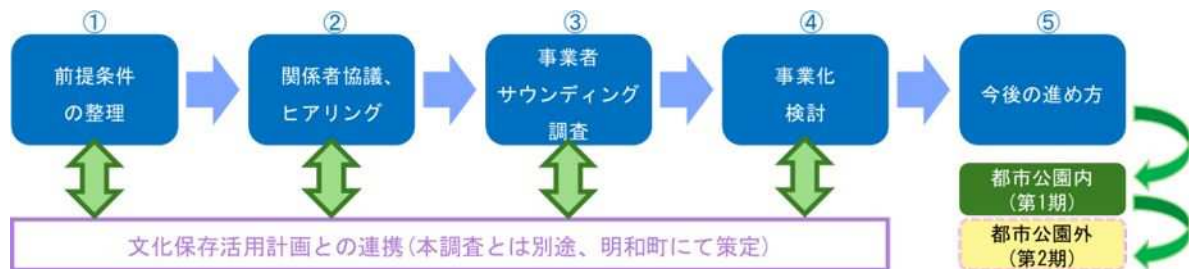


図 1-2 業務フロー

1.7 業務の実施方針

1.7.1 業務計画

本業務を実施するに当たり、業務計画書の作成を行った。また、業務に必要な資料の収集・整理を行った。

1.7.2 前提条件の整理

1) 上位関連計画

検討に必要な基礎資料等の収集を行い、業務を効率的に実施出来るように整理した。施設の現状把握、史跡に関わる法令等を適用状況の整理し、民間事業者が参画する際の参考になる情報を収集・整理した。

2) 関連法令等

民間事業者の参入に関する制約条件、参入時に対応すべき事項として、関係法令等の制約条件を整理した。

3) 斎宮の基礎情報

斎宮跡・文化観光課からの資料提供により、史跡斎宮に関する基礎的データを収集し、建築、給水、排水、電気などのインフラに関する情報の有無を確認した。

4) 周辺特性

対象施設（公園等）の立地上のポテンシャルを把握するため、観光、産業などの特性を整理した。

5) 利用実態調査

史跡斎宮の実態を把握するため、現地アンケート調査を実施した。

合わせて、別途明和町ホームページにて現地アンケート調査と同様の項目で史跡斎宮跡に関するアンケート調査の結果をとりまとめた。

6) 先行事例の調査

インターネット検索により史跡指定地内外の活用事例について整理した。

1.7.3 関係者協議、ヒアリング

史跡斎宮跡を活用した事業や施設の運営管理を担う運営管理事業者（三重県・公益財団法人国史跡斎宮保存協会・一般社団法人明和観光商社）に対してヒアリングを行い、運営管理者から見た、史跡斎宮跡の利用実態等について把握した。

1.7.4 事業者サウンディング調査

民間事業者との対話（マーケットサウンディング）を検討、実施し、想定される事業スキームの実現可能性・課題と、民間事業者の参入意欲等を把握した。

1.7.5 事業化検討

収益事業導入に向けた民間アイデア、条件、要望等を実現可能な事業スキームの参考として、役割分担とリスク分担等について検討した。

1.7.6 今後の進め方

令和6年度以降の具体的な進め方、スケジュールを検討した。

第2章 前提条件の整理

2.1 現状の分析

2.1.1 史跡指定の経緯

史跡齋宮跡と史跡内の各施設の概要を整理した。

表 2-1 史跡齋宮跡の概要

史跡概要	
名称	史跡齋宮跡
史跡指定年月日	1979年3月27日(昭和54年3月27日)
指定基準*	二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
所在地	三重県多気郡明和町
指定説明分 (国指定文化財等データベース)より一部抜粋	「伊勢湾に注ぐ櫛田川及びその支流祓川の右岸平野の、昭和30年ごろまで「齋宮(さいく)村」といわれた地には、古くから“齋王の森”とよばれてきた伊勢神宮所有の一面が顕彰碑をそなえるのみで、幕末以来の保護・顕彰運動にも拘わらず、伊勢齋宮は長く幻の宮であった。 昭和48～50年の3か年にわたり範囲確認調査を実施し、“齋王の森”を中心に南北約800メートル、東西約2キロメートルの範囲に、不整形ながら奈良時代から鎌倉時代に至る大溝や多数の大規模掘立柱建築遺構群ならびに平城京・平安京に次ぐ多量の各種緑釉陶器片を検出し、「楽殿」「宮の前」「御館」などの古字名とともに、160ヘクタールに及ぶこの地一帯が、かつて齋宮の宮殿や齋宮寮の諸寮司が幾世紀にもわたって造営された齋宮跡であることほぼ確定されるに至った。
沿革	昭和45年 発掘調査開始 昭和54年3月 国史跡に指定 昭和58年 齋王の森の東側で史跡公園「齋宮跡」開園式 平成元年 齋宮歴史博物館の設置と周辺の環境整備の実施 平成2年 あざふるさとを設置 平成11年 齋宮歴史博物館リニューアル いつきのみや歴史体験館が開館 平成15年 いつき茶屋を設置 平成27年 日本遺産「祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」に認定 さいくう平安の杜が開園 平成29年 いつきのみや地域交流センターを設置

出典：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
/昭和26年/文部科学省

表 2-2 史跡齋宮跡の主な施設

施設名	設置主体	設置整備年度	現在の役割
齋宮歴史博物館	三重県	1989	調査研究、学芸普及
いつきのみや歴史体験館	三重県	1999	平安文化の体験
さいくう平安の杜	三重県	2015	実物大復元建物展示
いつきのみや地域交流センター	明和町	2017	各催事の会場
観光案内所	明和町	2017	史跡内・町内の観光案内
いつき茶屋	明和町	2003	史跡公園内の休憩所、売店
史跡齋宮公園口休憩所	明和町	2015	鉄道利用者の休憩所、コインロッカー
あざふるさと	明和町	1990	博物館利用客用の売店
駐車場	明和町		史跡等活用専用駐車場

表 2-3 三重県整備事業（公園）

No	名称	整備年	概要
1	斎王の森	1982	遺構表示、説明板、芝生、植栽
2	塚山広場	1987	遺構表示、藤棚、植栽、ベンチ
3	上園芝生広場	1992	東屋、芝生、植栽、ベンチ
4	古里芝生広場	1994	遺構表示、説明板、ステージ、東屋、芝生、植栽、ベンチ
5	篠林芝生公園	1996	芝生、砂利広場
6	塚山 3 号墳	1996	古墳整備、説明板
7	八脚門広場	1996	遺構表示、説明板
8	古代伊勢道	2015	道路復元、説明板

表 2-4 三重県整備事業（施設）

No	名称	整備年	概要
1	古里南部公園トイレ	1993	男女別トイレ、浄化槽
2	斎宮跡 1/10 史跡全体模型	2002	1/10 模型、説明板、パーゴラ、木橋、植栽
3	平安の杜トイレ	2015	多目的トイレ、汲み取り

表 2-5 町整備事業（公園）

No	名称	整備年	概要
1	イベント広場(博物館北)	1989	アスファルト舗装、植栽
2	ふれあい広場(博物館北)	1989	芝生、植栽、ベンチ
3	体験広場	1989	芝生、植栽、水道
4	歴史の道公園	1989	東屋、ベンチ、芝生
5	国史跡斎宮跡休憩所多目的広場	2003	アスファルト舗装
6	北野広場	2007	ベンチ
7	御館広場	2015	コンクリート舗装、泉と噴水、説明板
8	篠林東ポケットパーク	2016	コンクリート舗装、説明板
9	篠林西ポケットパーク	2016	コンクリート舗装、ベンチ
10	下園東区画広場	2017	コンクリート舗装、説明板
11	南裏広場	2020	遊歩道、ベンチ
12	社の森広場	2021	遊歩道、説明板
13	祓戸広場	2021	芝生、ビオトープ

表 2-6 町整備事業（施設）

No	名称	整備年	概要
1	ふれあい広場トイレ	1988	男女別トイレ、浄化槽
2	斎王の森トイレ	1989	男女別トイレ、下水道
3	北野広場トイレ	2006	多目的トイレ、下水道
4	北口休憩所	2015	休憩室、控室、コインロッカー
5	下園東区画トイレ	2016	男女別、多目的トイレ、下水道

2.1.2 史跡斎宮の位置づけ

史跡斎宮跡および周辺地域の位置づけ、整備方針などを把握するために、史跡斎宮跡に関連する上位関連計画を整理した。

(1) 上位関連計画の一覧

本項では、以下に示す上位関連計画を整理した。

表 2-7 上位関連計画

No	上位関連計画
1	明和町都市計画マスタープラン（令和 5 年 5 月策定）
2	第 6 次明和町総合計画（令和 3 年 3 月策定）
3	第 2 期明和町総合戦略（令和 3 年 3 月策定）
4	明和町観光振興計画（令和 3 年 3 月策定）
5	明和町文化財保存活用地域計画（令和 2 年 12 月策定）
6	第 2 期明和町歴史的風致維持向上計画（令和 3 年 3 月 29 日認定）
7	明和町公共施設個別管理計画（令和 3 年 3 月策定）

(2) 明和町都市計画マスタープラン（令和 5 年 5 月策定）【No1】

明和町都市計画マスタープランについて

- ・まちづくりの基本方向の一つに「歴史・文化・自然を活かしたまちづくり」を掲げ以下のような方針が記載されている。
 - ①史跡斎宮跡をはじめとする歴史・文化・自然資源の観光・交流などへの活用
 - ②歴史・文化・自然資源と町の玄関口を繋ぐネットワークの形成
- ・基本方向を踏まえて将来都市構造を下図のように設定して、斎宮跡の歴史文化ゾーンの方針は以下のように記載されている。
- ・「史跡斎宮跡の指定区域であり、原則として史跡の保護を最優先し、地下遺構の保護を目的とした文化財保護法を補完する中で建築物の立地抑制を図ります。一方、既存の住宅地においては居住環境を維持・保全するとともに、伊勢街道周辺などでは、史跡を活かした観光地としてふさわしい景観の商業機能や宿泊機能を誘導し、賑わいのある土地利用を図ります。」

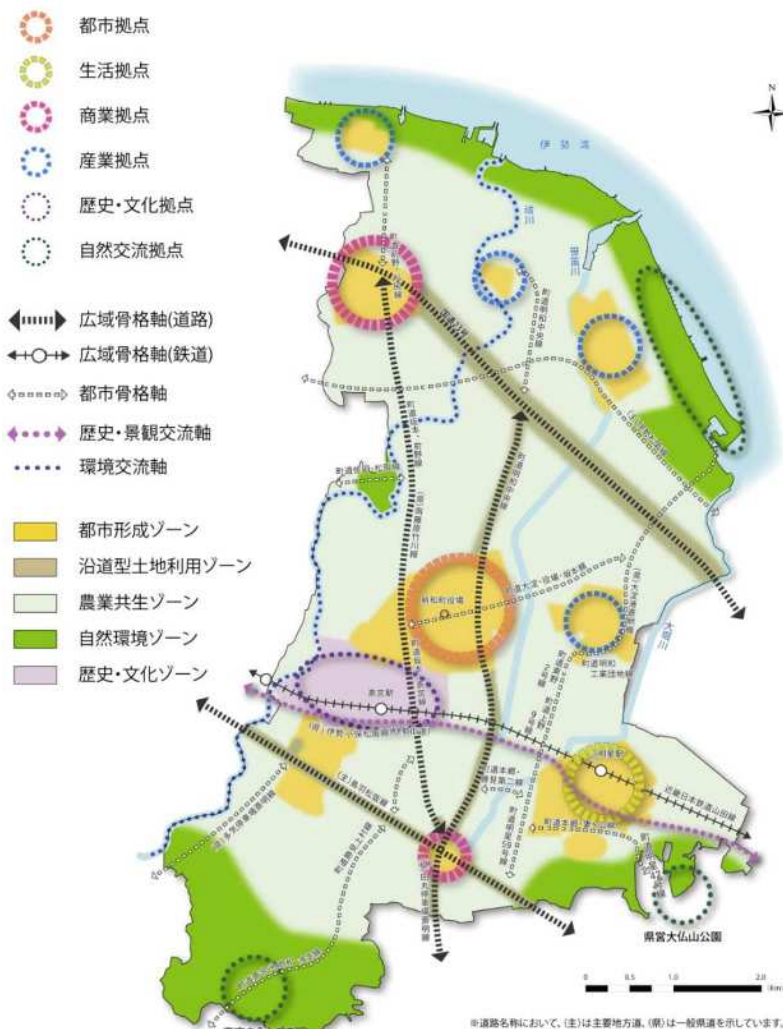


図 2-1 将来都市構造図

出典： 明和町都市計画マスタープラン/令和 5 年/明和町

公園の整備の現状と方針

- ・ **現状**：都市公園は 39 ヶ所が設置されており、町民一人当たりの都市公園面積は 15.3 $\text{m}^2/\text{人}$ となっており、三重県平均（10.6 $\text{m}^2/\text{人}$ ）を上回っている。 明和町の公園の特徴としては、面積のほとんどが史跡斎宮跡の歴史公園である。
- ・ **整備方針**：公園整備の方針として、「史跡公園などの本町の歴史・文化資源を活かした公園の整備」と掲げ、より文化財を活かした整備が掲げられている。

1) 基本方針

- 既設都市公園の町民一人当たり面積は、三重県の平均を上回っていることから、既設の公園施設について「明和町公園施設長寿命化計画」に基づき、適正な維持・管理、長寿命化を図ります。
- **史跡公園などの本町の歴史・文化資源を活かした公園の整備を図ります。**
- 丘陵地や海岸部などの本町を特徴づける既存の緑地の保全を図ります。
- 公園・緑地の持続的な維持管理と、利用の促進に向け、公園設置管理制度（Park-PFI）など様々な民間活力導入の手法を検討します。

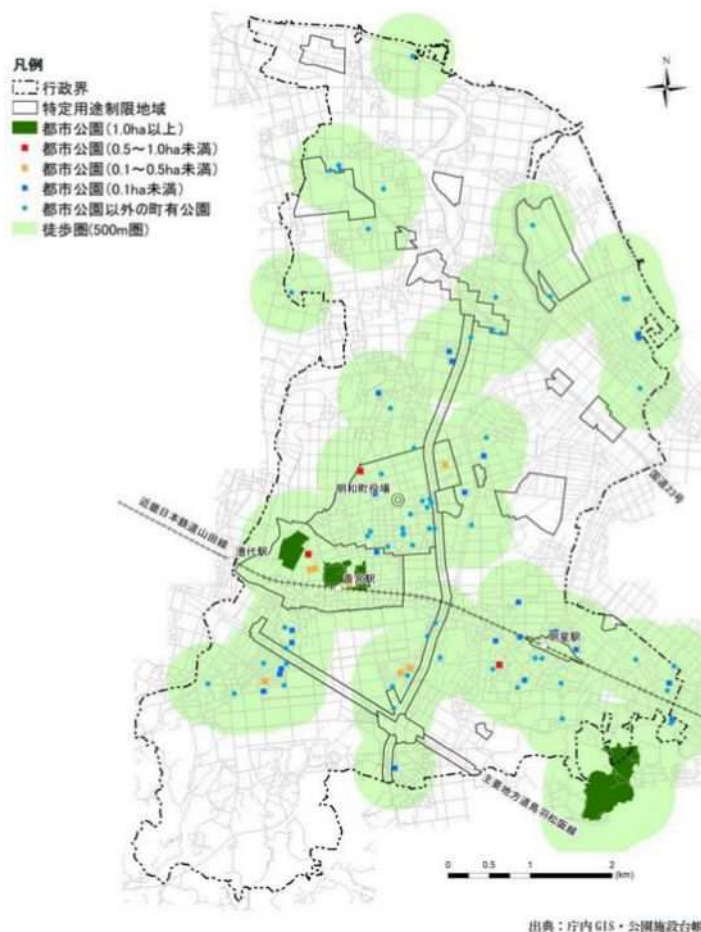


図 2-2 明和町都市公園位置図

出典：明和町都市計画マスタープラン/令和 5 年/明和町

(3) 第6次明和町総合計画（令和3年3月策定）【No2】

第6次明和町総合計画について

- ・平成27年の観光客数約21万人から令和元年には約28万人と増加している。令和元年は近隣の伊勢市が約2,000万人、松阪市が約400万人（各市町の観光客数は三重県観光レクリエーション入込客数調査による）が訪れている。この近隣市町に訪れる観光客に対して明和町にも立ち寄ってもらうことが必要とされている。
- ・平成31年1月には一般社団法人明和観光商社が設立され、令和2年10月に観光庁より地域登録DMO法人として認められた。「観光」「健康」「物産」を主軸に観光地域づくりを推進する明和観光商社をはじめ、観光協会等の観光関連団体との連携に加え、官民の協働による持続可能な観光地域づくりのための施策を行うことが必要とされている。
- ・主要事業として以下の5つを掲げて、目標に対する指標として、宿泊者数と観光プログラム体験者数を上げている。
 - （1）斎宮・斎王のストーリーを軸としたブランディング事業
 - （2）SNSや報道機関等を利用した戦略的な情報発信事業
 - （3）空き家を活用した観光交流人口の創出事業
 - （4）郷土愛の醸成によるおもてなし力の向上事業
 - （5）連携による地域活性化事業

(4) 第2期明和町総合戦略（令和3年3月策定）【No3】

第2期明和町総合戦略について

- ・4つの基本目標に基づき、国や県の総合戦略と密接な関連を保ちながら、様々な施策による効果的な人口減少の克服と本町の創生に取り組むこととしている。
- ・このうち、「目標2：人を惹きつける魅力の発信（観光・広域・住みやすさ）」では、「国史跡齋宮跡、日本遺産を活かした観光誘客や観光商品を開発し、また、明和町が持つ様々な魅力（暮らしやすさ、食、文化、観光資源、人、行事など）を全国へ発信し、「明和町」の認知度・イメージの向上を図り、住みたい・住み続けたいと思うまちへとつなげていく」こととしている。
- ・具体的な施策として、「魅力的なまちづくり」では、明和町観光振興事業として文化財、文化遺産の保存や町内住民の郷土愛の醸成など10項目、明和町観光推進事業としてガイドの育成、体制強化やガイドツアーなど6項目を挙げ、知名度の向上や観光客や宿泊者数の増加などを図っていくこととしている。

町民アンケート調査 令和元年度12月

- ・「第6次明和町総合計画」の策定にあたって、令和元年度12月に「町民アンケート調査」が実施された。
- ・明和町が将来どのような町になることを望んでいるかという質問では、「住宅の町」が26.7%と最も多く、次いで「福祉の町」が20.3%、「観光の町」が15.2%の順となっている。

(5) 明和町観光振興計画（令和 3 年 3 月策定）【No4】

明和町観光振興計画について		
・将来ビジョンに「歴史と自然が彩るおもてなしのまち・明和町」を掲げ、<u>「連携による地域活性化」、「史跡斎宮跡の活用」、「魅力的な観光資源の活用」、「空き家等の活用によるにぎわい創出」、「郷土愛の醸成による「おもてなし力」向上」</u>の 5 つの施策を掲げている。また、行政と DMO 法人「一般社団法人明和観光商社」が連携して<u>「持続可能な観光」の確立</u>を目指している。 ・観光入込客数は、明和町の魅力を幅広く情報発信し、令和 7 年度末に年間 300,000 人を目標にしている。宿泊者数は、町営のキャンプ場をはじめ、いくつかの宿泊施設があり、宿泊施設を利用し、長期間での滞在をする来訪者を令和 7 年度末に 25,000 人を目標としている。 ・観光プログラム体験件数に、<u>「明和町ならではの」</u>を体験できるように魅力的な観光資源（歴史や文化、自然等）を活用した、<u>観光商品の開発や販売を支援し</u>、令和 7 年度末に 60,000 件を目標としている。		
基本目標	基準数値（令和元年度）	数値目標（令和 7 年度）
観光入込客数	282,026 人	300,000 人
明和町内宿泊者数	22,505 人	25,000 人
観光プログラム体験件数	—	60,000 件
観光消費額	—	30,000,000 円

(6) 明和町文化財保存活用地域計画（令和 2 年 12 月策定）【No5】

明和町文化財保存活用地域計画について

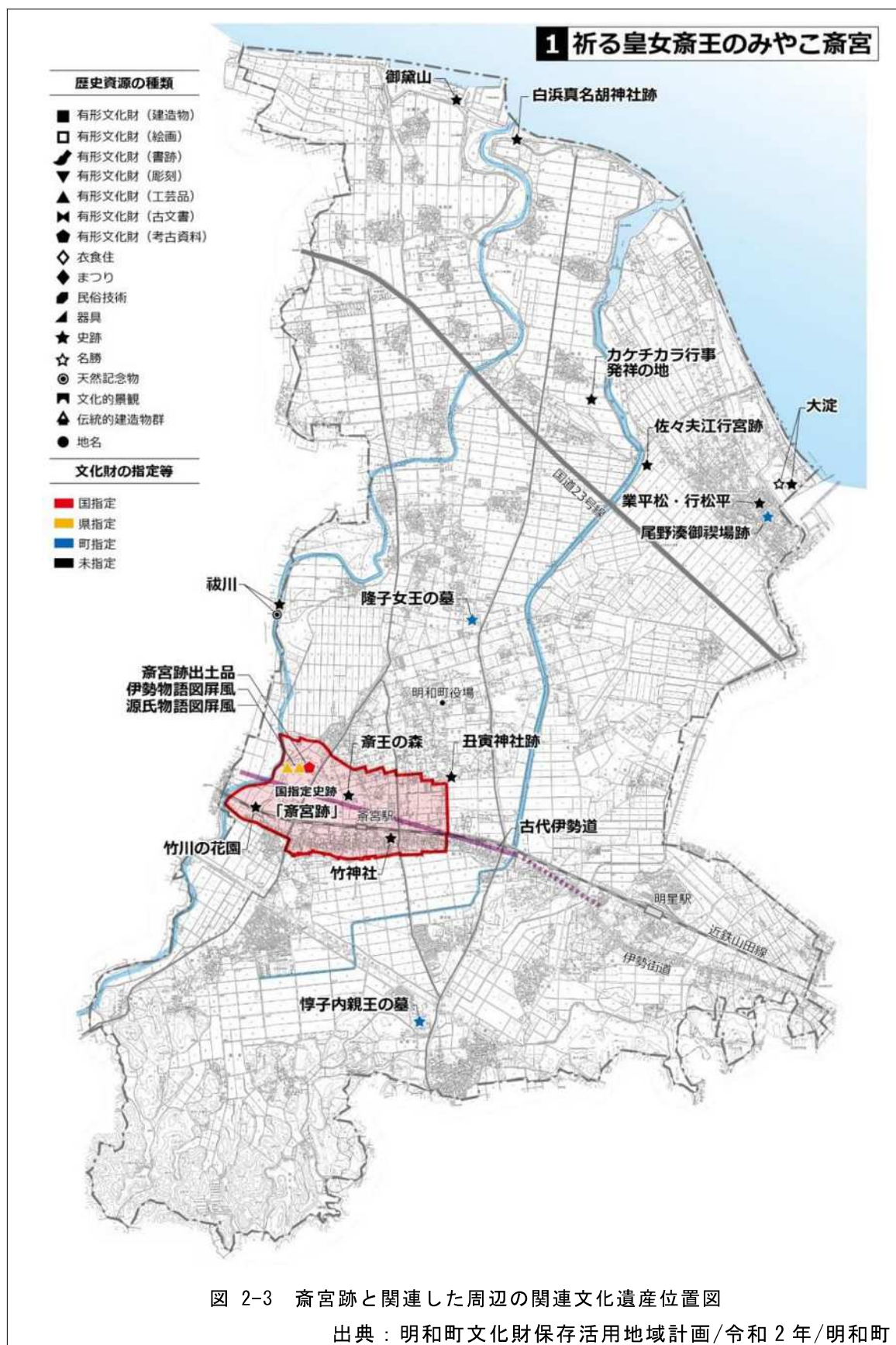
- ・明和町内全域の文化財の保存と活用についてまとめたマスタープラン兼アクションプランとして、文化財を「関連文化財群」として8つに分け、それぞれの歴史的特徴を位置づけ、その課題と方針、措置についてまとめている。
- ・斎宮跡は「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」として、関連文化財群の筆頭にあげられ、更なる保存と活用が提案されている。特に観光については以下のような方針が記載されている。

観光振興の推進に関する課題

- ・伊勢街道沿いには長期滞在や宿泊が可能な施設の少なさや、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっている。文化財・文化遺産の魅力を十分に堪能できるような滞在型観光になっていない。また、文化財・文化遺産の性格や特徴から、様々な地域との関連があるが、その関連を活かせていない。

観光振興の推進に関する方針

- ・通過型観光ではなく、滞在型観光とするために、歴史文化を活かした魅力的な体験型プログラムやツアー、土産物などの観光商品を企画し、商品化することで、伊勢市などの近隣市町と連携した地域型周遊観光を実現し、集客向上を図る。歴史的な建造物等を、所有者や、民間、行政が一丸となってリノベーションなどを行ない、長期滞在や宿泊可能な施設、店舗としていくことで、滞在型観光を推進する。



(7) 第2期明和町歴史的風致維持向上計画（令和3年3月29日認定）【No6】

第2期明和町歴史的風致維持向上計画について

- ・「歴史的風致」とは、平成20年11月4日に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。
- ・同計画は文化財と人々の活動が一体となった「歴史的風致」を向上させるための計画で、町における「歴史的風致」は、「斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致」、「民俗行事に見る歴史的風致」の2つある。「歴史的風致」を向上させるため、「斎宮跡周辺」を重点区域とし、史跡公園の環境整備や史跡回遊性の向上、情報発信事業などを提案している。
- ・歴史風致の維持及び向上に関して以下のような課題がまとめられている。

史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する課題

- ・史跡斎宮跡以外にも伊勢神宮と関わりのある歴史的文化資源が点在し、一部は、私有地であることから未整備である。さらに、目立たない所や住宅密集地でもあり、場所がわからないことや来訪者の路上駐車などで地域住民に迷惑をかけることもあり、環境整備が望まれている。

史跡斎宮跡を核に歴史的資源を生かした観光に関する課題

- ・外国人観光客は少なく、案内板などの多言語表記などインバウンド対策が不十分である。町内には、宿泊施設がなく、飲食店も少ないことから、斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、復元建物のさいくう平安の杜などの施設に立ち寄るのみで、滞在時間が短い。

歴史的建造物や景観に関する課題

- ・歴史的建造物等は、維持管理の手間や費用、また、生活利便性の追及や後継者不足等から空家が増えている。十分な管理が行き届かず損傷しているものや取り壊されたものも多く見られ、徐々に減りつつある。
- ・景観に配慮した電柱や、標識柱及び照明施設、ガードレール等に取り換えつつあるが、未だに史跡等の景観を阻害し、歴史的景観を損なっているものもある。

(8) 明和町公共施設個別管理計画（令和 3 年 3 月策定）【No7】

明和町公共施設個別管理計画	
・ 史跡斎宮跡に建設された施設の一部は 1990～2000 年に整備され、施設の老朽化や必要な機能が不足している。利用者の快適性を向上させるために、改修や整備が必要となる。 ・ 『インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）』に基づく町公共施設の個別管理計画に関する、全 132 施設を対象に令和 3 年度から 37 年度までの管理についての考え方が示されている。史跡斎宮跡内には、便益施設などが設置されており、今後の管理方法の考え方を示している。	
・ 史跡斎宮跡維持管理等倉庫 ・ 明和町観光案内所	・ いつきのみや地域交流センター
・ 平成 27 年から同 29 年にかけて建設した施設です。また、国史跡斎宮跡は、本町の代表的な観光資源であり、その関連施設は、必要に応じて魅力ある施設に改善を図りながら、適切に維持していきます。また、<u>指定管理により管理・運営している上記いつきのみや地域交流センターについては、その管理方法等について適宜調整を図ります。</u>	
・ いつき茶屋	
・ 建設から 15 年以上が経過していますが、比較的新しい施設であるため、必要に応じて魅力ある施設に改善を図りながら、適切に維持していきます。	
・ 便益施設「ふる里」（あざふるさと）	
・ 建設から 30 年以上が経過し、<u>老朽化が進行</u>していますが、国史跡斎宮跡は、本町の代表的な観光資源であることから、当面は<u>施設の有効活用を図りながら、将来的には、譲渡等に向けて調整を進めていきます。</u>	

2.1.3 法的条件

文化財保護法、都市公園法等の関連法令で指定されている制約条件等を整理・確認した。

表 2-8 関連法令

No	関連法令	
1	文化財保護法	昭和 25 年法律第 214 号
2	明和町文化財保護条例	平成 23 年 3 月 9 日条例第 8 号
3	都市公園法	昭和 31 年法律第 79 号
4	明和町都市公園条例	平成 21 年 12 月 17 日条例第 24 号
5	三重県屋外広告物条例	昭和 41 年 10 月 7 日、三重県条例第 45 号
6	明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例	平成 27 年 4 月 1 日条例第 7 号

(1) 文化財保護法 【No 1】

- ・文化財保護法第一条によると、文化財の保護は、「保存」と「活用」の両者から成り立っている。活用については第四条に記載があり、公開することが活用の手段の一つである。

文化財保護法
第一条 この法律は、 <u>文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</u>
第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、 <u>できるだけこれを公開する等その文化的活用</u> に努めなければならない。

1) 史跡の定義について

- ・史跡の定義は、第二条、第百九条によると記念物に該当し、記念物の中でも重要なものは史跡名勝天然記念物として文部科学大臣より指定される。

文化財保護法
第 二 条 文化財保護法の対象となる「文化財」とは次にあげるものである。「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「 <u>記念物</u> 」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」
第百九条 文部科学大臣は、 <u>記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物</u> （以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2) 史跡等の保存について

- ・史跡等（記念物）の「保存」に関しては①史跡名勝天然記念物に指定すること（第百九条（前記記載））や、指定地内の現状変更等の許可（第百二十五条（事項に記載））に関する法的な措置、②史跡指定地の公有化（第百二十九条）や日常の維持管理（第百十三条）、保存計画の策定（第百二十九条の二）などの行政的措置、③保存管理を確実にするための囲いや覆屋の設置（第百十五条）、き損、衰退からの復旧（第百十三）などの技術的措置が定められている。

文化財保護法

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建築物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

（中略）

第百二十九条 2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

3) 活用について

- ・史跡等（記念物）の「活用」に関しては、文化財保護法第一条に言及されているのみで、具体的な事柄は定められていない。文化財の「活用」と関連し、文化財保護法には有形（無形）文化財、重要有形（無形）民俗文化財にて、「公開」に関する制度が定められている。

文化財保護法（有形文化財）

第四十七条 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

4) 現状変更等の制限について

- ・史跡指定範囲内の現状変更等については文化庁長官の許可、または第百八十四条で定めるように都道府県又は市の教育委員会からの許可が必要となる。
- ・特に指定地の所有者が多岐にわたり、多様な土地利用が混在している場合には、指定地内における構成要素の分布状況及び地形、土地利用などの状況に合わせて地区区分を行い、各地区の特性に基づく現状変更等の取扱いに関する基準を定めることが必要である。

文化財保護法

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第二百九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

5) 環境整備について

- ・「史跡整備」とは保存のために行われた整備事業として、防災施設の設置、古墳の石室等の保存施設の設置、復旧の延長で行われる保存修理等がある。
- ・環境整備とは「保存のための環境整備」と「活用のための環境整備」がある。
- ・「環境整備」には、遺構の確実な保存のみならず、史跡等に関する正確な情報を来訪者に提供し、さらには来訪者が快適に史跡等を見学できるようにするための、園路及び案内施設、便所、ベンチ、四阿などの便益施設の設置なども含まれる。また、樹木の植栽等によって緑陰を造るなど、史跡等を活用する上で求められる快適な空間づくりも環境整備の一環である。

文化財保護法（環境保全）

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

出典：史跡等整備のてびき―保存と活用のために―
/平成 17 年/文化庁文化財部記念物課

6) 平成 30 年文化財保護法の改定

- ・過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

平成 30 年文化財保護法の改定

第百八十三条 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

出典：文化財保護法改正の概要について/平成 30 年/文化庁

(2) 明和町文化財保護条例施行規則 平成 23 年 3 月 9 日【No2】

明和町文化財保護条例施行規則 昭和 53 年 6 月 21 日
・現状の変更 第 8 条 指定文化財の現状を変更しようとするときは、所有者等はあらかじめ<u>現状変更申請書(様式第 8 号)</u>を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。 前項に規定する現状変更を終了したときは、所有者等はその結果を示す図面及び写真を添えて終了の日から 20 日以内にその旨を届け出なければならない。 ・標識及び説明板 第 9 条 指定文化財の標識及び説明板は教育委員会又は所有者等が設置するものとする。 ・修理 第 10 条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ<u>修理届(様式第 9 号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。

文化財関係（埋蔵文化財関係）申請届出について
・国史跡斎宮跡地内において、現状を変更する際（<u>個人住宅新築及び増改築・建物の取壊し・合併浄化槽埋設・擁壁工事・カーポート・植栽撤去等</u>）に申請するために書類を提出する必要がある。（文化財保護法第 125 条第 1 項） ・文部科学省に設置されている文化審議会（簡易な現状変更については、三重県教育委員会）で、許可の有無を判断し、許可書が発行される。 ・申請書は、添付書類（現況写真・図面・承諾書等）を含め、①史跡の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由、②現状変更等の内容及び実施の方法現状変更等により生ずべき<u>物件の滅失若しくは棄損又は景観の変化</u>、③その他の現状変更等により及ぼされる<u>史跡への影響に関する事項等</u>を記載する必要がある。 ・現状変更の内容により必要な書類も異なり、<u>事前協議が必要な場合もあり</u>、<u>明和町役場斎宮跡・文化観光課</u>で相談を受け付けている。

1) 史跡齋宮跡の都市公園について

2) 都市公園内に設置できる公園施設について

公園管理者以外の者が都市公園内で制限される行為や、公園施設の設置・管理等を行う場合は、所定の許可申請を行う必要がある。

表 2-9 都市公園法及び同施行令で規定する公園施設

公園施設の種類		該当条文
園路・広場	——	法第 2 条第 2 項 (1)
修景施設	植栽、芝生、花壇、生垣、日陰棚、噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯籠、石組、飛石 等	法第 2 条第 2 項 (2) 施行令第 5 条第 1 項
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場等	法第 2 条第 2 項 (3) 施行令第 5 条第 2 項
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場 等	法第 2 条第 2 項 (4) 施行令第 5 条第 3 項
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、これらに附属する観覧席・更衣所・控室・運動用具倉庫・シャワー 等	法第 2 条第 2 項 (5) 施行令第 5 条第 4 項
教養施設	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、古墳・城跡・旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもの 等	法第 2 条第 2 項 (6) 施行令第 5 条第 5 項
便益施設	飲食店（接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場 等	法第 2 条第 2 項 (7) 施行令第 5 条第 6 項
管理施設	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設 等	法第 2 条第 2 項 (8) 施行令第 5 条第 7 項
その他施設	展望台、集会所、食糧・医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設	法第 2 条第 2 項 (9) 施行令第 5 条第 8 項

出典：都市公園法第 2 条第 2 項

3) 公園施設の設置基準について

以下に示すように、敷地面積に対する公園施設の割合が都市公園法及び明和町都市公園条例で規定されている。

公募施設設置管理制度により民間事業者等が整備・運営する場合、対象となる施設の種類（公募対象施設、特定公園施設、利便増進施設）について規定がある。ただし、同制度では建ぺい率の上乗せや占用物件の特例が設けられている。

表 2-10 公園施設の設置基準

対象	内容	該当条文
都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合	100 分の 2	法第 4 条第 1 項 条例第 1 条の 3
休養施設・運動施設・教養施設・備蓄倉庫など災害応急対策に必要な施設	100 分の 10	施行令第 6 条第 1 項 条例第 1 条の 3 第 2 項
休養施設または教養施設のうち、下記いずれかに該当するもの イ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物 ロ 景観法の規定により景観重要建造物として指定された建築物 ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物	100 分の 20	施行令第 6 条第 1 項 条例第 1 条の 3 第 3 項
屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物	100 分の 10	施行令第 6 条第 1 項 条例第 1 条の 3 第 4 項
仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物、前三号* ¹ に規定する建築物を除く。）を設ける場合	100 分の 2	施行令第 6 条第 1 項 条例第 1 条の 3 第 5 項
認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物	100 分の 10	施行令第 6 条第 6 項
運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合	100 分の 50	施行令第 8 条第 1 項

* 1 屋根付き広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物

さらに、以下に示す公園施設について、面積の制限又は設置について規定されている。

表 2-11 公園施設に関する制限

対象	内容	該当条文
メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設でその利用について料金を取ることを例とするもの	5ha 以上	施行令第 8 条第 2 項 (1)
ゴルフ場	50ha 以上	施行令第 8 条第 2 項 (2)
宿泊施設	当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならない。	施行令第 8 条第 4 項

出典：都市公園法施行令 第 8 条第 2 項・第 4 項

4) 公園管理者以外の者の公園施設の設置について

公園管理者以外の者が公園施設の設置をする場合、申請書を提出する必要がある（法第 5 条第 1 項及び条例第 6 条）。その時の設置期間について、以下の通り規定されている。

表 2-12 公園管理者以外の者の公園施設の設置期間等

対象	期間	該当条文
公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間	10 年（更新するときの期間についても同様）	法第 5 条第 3 項
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律において、選定事業者が行う公園施設の設置又は管理の期間	30 年の範囲内	法第 5 条第 4 項

出典：都市公園法 第 5 条第 3 項・第 4 項

5) 公園の占用について

公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可が必要である（法第 6 条第 1 項、条例第 6 条）。

ただし、以下について個別に規定されている。

表 2-13 都市公園の占用許可

対象	内容	該当条文
下記の軽易な変更事項の場合 ・ 占用物件の様式替え又は修繕で、占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの ・ 占用物件に対する物件の添加で、占用者か当該占用の目的に付随して行うもの	許可不要	法第 6 条第 3 項
下記の工作物その他の物件又は施設 ・ 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの ・ 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの ・ 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの 等	都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、許可される。	法第 7 条第 1 項 (1), (2), (3)
保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当	都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められ、政令で定める技術的基準に適合する場合については、許可される。	法第 7 条第 2 項

出典：都市公園法 第 6 条・第 7 条

表 2-14 都市公園の占用期間

対象	内容	該当条文
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 等	3 年	法第 7 条第 1 項 (4) 施行令第 14 条 (2)
非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 等	1 年	法第 7 条第 1 項 (5) 施行令第 14 条 (3)
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 等	3 月	法第 7 条第 1 項 (6) 施行令第 14 条 (4)

※都市公園の占用期間は、10 年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない。

出典：都市公園法 第 6 条・都市公園法施行令 第 14 条

また、占用の制限については以下の通り規定される。

表 2-15 占用に関する制限

対象	内容	
電線	やむを得ない場合を除き、地下に設ける	施工令第 16 条(1)
水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合	その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としない。	施工令第 16 条(2)
水道施設及び下水道施設	その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。	施工令第 16 条(3)
自転車駐車場	都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設ける。	施工令第 16 条(3-2)
看板及び広告塔	都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものである。	施工令第 16 条(3-3)
防火用貯水槽で地下に設けられるもの	その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以下としない。	施工令第 16 条(4)
蓄電池で地下に設けられるもの並びに河川管理施設、変電所及び熱供給施設	その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としない。	施工令第 16 条(4-2)
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のものを園路の上に設ける場合	その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としない。	施工令第 12 条(3) 施工令第 16 条(5)
社会福祉施設	都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設ける。 ※広場内に設ける場合：敷地面積合計は広場の敷地面積の 30%以内 ※公園施設である建築物内に設ける場合：床面積の合計は当該建築物延べ面積の 50%以内	施工令第 16 条(6-2)
仮設の施設	0.5ha 以上の敷地面積を有する都市公園の広場内で、総計は広場の 30%以内	施工令第 16 条(9)

出典：都市公園法施行令 第 16 条

6) 許可を必要とする行為、禁止される行為

以下の行為については町長の許可が必要である。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

出典：明和町都市公園条例 第2条

以下の行為をしてはならない。

- (1) 都市公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木その他植物を伐採、採取又は損傷すること。
- (3) 土地の形質又は物件の位置構造を変更すること。
- (4) 鳥獣類又は魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙若しくは貼札等をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両（原動機付自転車を含む。）を乗り入れること、又は止めて置くこと。
- (9) 指定された場所以外の場所で火気を取り扱うこと。
- (10) 危険のおそれのある行為をすること。
- (11) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

出典：明和町都市公園条例 第4条

(4) 三重県屋外広告物条例(昭和 41 年 10 月 7 日、三重県条例第 45 号)【No5】

1) 三重県屋外広告物条例に基づく取組み

- ・明和町では、「三重県屋外広告物条例」(昭和 41 年(1966) 10 月 7 日、三重県条例第 45 号)に基づき、屋外広告物の規制が行われている。
- ・適用除外として定められている場合を除き、基本的に屋外広告物等の掲出を禁止している「禁止地域」と、許可を受けたものに限り掲出が認められる「許可地域」の 2 つの地域が指定されている。
- ・斎宮跡は禁止地域に指定されており、重点区域は、史跡名勝天然記念物が相当の面積を占めている。

表 2-16 重点区域内に存する三重県屋外広告物条例第 3 条に基づく禁止地域

三重県屋外広告物条例第 3 条に規定されている禁止地域	明和町（重点区域）で該当する禁止地域
史跡名勝天然記念物、県指定史跡名称天然記念物に指定された地域	史跡斎宮跡 県指定史跡坂本古墳群
道路・鉄道のうち、知事が指定する区間及びその両側の地域	近鉄山田線区間とその両側 100m 以内
官公署、国又は地方公共団体が設置した図書館、学校、博物館、美術館、体育館、公民館、公衆便所等の建物及び敷地	斎宮歴史博物館 斎宮小学校 等



図 2-5 三重県屋外広告物条例第 3 条に基づく禁止区域（主なもの）

出典：明和町歴史的風致維持向上計画(第 2 期)/令和 3 年/明和町

2) 史跡斎宮跡案内サイン等整備ガイドラインに基づく取組み（明和町歴史的風致維持向上計画）

- ・ 史跡斎宮跡地内には、遺構が解説された案内板や施設名を表示した案内標識等が設置されているが、表記内容が古いものや劣化して文字や写真が認識しにくいものがある。また、デザインが統一されておらず、さらに、案内標識は設置箇所が少なく、誘導の機能を果たしていない場合があります、史跡全体を有効に回遊する手立てが講じられていない等の課題がある。
- ・ 来訪者が斎宮跡を効果的に、かつ分かりやすく回遊でき、史跡斎宮跡を知ることができるように、史跡内やその周辺の案内サインや誘導サイン等について、再整備を行う際の指針となる（仮称）史跡斎宮跡案内サイン等整備ガイドラインの策定が進められている。以下に、明和町歴史的風致維持向上計画に記載された案内サイン等の規制、設置位置、表示内容について示す。

表 2-17 案内サインの概要

対象エリア	史跡斎宮跡地内及びその周辺（幹線道路沿い）
対象者	史跡地内は歩行者、周辺道路沿いは歩行者と車両利用者兼用、主要幹線から史跡斎宮跡への誘導は、車両利用者を主な対象とする。
対象物	史跡斎宮跡関係施設（遺構、普及啓発施設、公園等）を基本とする。

出典：明和町歴史的風致維持向上計画（第2期）/令和3年/明和町

表 2-18 案内サイン種別の設置位置・表示内容

サイン種別	設置位置	表示内容
総合案内サイン	史跡の入口 中央部等史跡のメインとなる場所 駐車場	史跡斎宮跡全体の解説（解説文、写真、図）略図、現在位置、散策ルートと所要時間
施設サイン	史跡斎宮跡関係施設	名称と簡単な解説
解説サイン	史跡地内の遺構	遺構の名称、解説（解説文、写真、図）、現在位置
誘導サイン	史跡地内散策道、史跡周辺道路、 主要幹線から史跡誘導道路	目的施設の名称、目的施設までの距離
規制サイン	公園（必要に応じて最小限の設置）	利用上の注意事項、管理上の規制事項等に関する情報

出典：明和町歴史的風致維持向上計画（第2期）/令和3年/明和町

(5) 明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例【No6】

- ・都市計画マスタープランに基づく土地利用の規制誘導手法として、町全域を6種類の特定用途制限地域に分け、それぞれの地域において建築物等の用途・規模等による立地制限を設けている。
- ・史跡斎宮跡は「斎宮跡地区」に該当し、下表のような用途の建築物及び工作物が制限されている。

表 2-19 「斎宮跡地区」における制限のある建築物及び工作物

建築物	
・ 共同住宅、寄宿舎等	・ ボーリング場、ゴルフ練習所等
・ <u>店舗等で床面積の合計が 500 m²を超えるもの</u>	
・ <u>事務所等で床面積の合計が 500 m²を超えるもの</u>	・ ホテル、旅館
・ カラオケボックス等	・ マージャン屋、ぱちんこ屋等
・ キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等	・ 劇場、映画館等
・ 中学校、高等学校、大学、専修学校等	・ 病院
・ 自動車教習所	・ 倉庫業を営む倉庫
・ 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設等	
・ 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m ² を超えるもの	
・ 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、やや多い工場、ある工場	
・ 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が 150 m ² を超えるもの	
・ 危険物の貯蔵・処理施設	
工作物	
・ 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの（鉱物、岩石等の粉碎、レディミクストコンクリートの製造等で原動機を使用するものに限る。）、あるもの（アスファルト、コールタール等を原料とする製造を行うものに限る。）	

出典：明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例
/平成 27 年/明和町



図 2-6 明和町都市計画特定用途制限地域 計画図

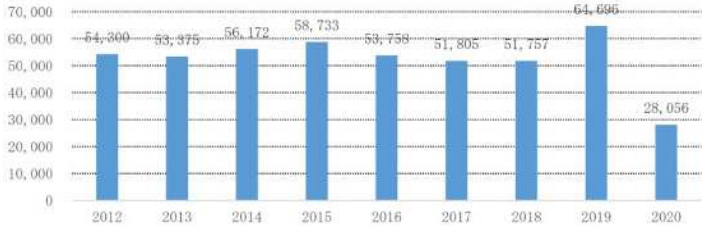
出典：明和町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例
 /平成 27 年/明和町

2.1.4 主要施設等の概要

史跡斎宮跡の主な施設について以下の表にまとめる。

表 2-20 史跡斎宮跡の主な施設と施設概要

施設名	整備年	整備者/運営者	施設規模	
斎宮歴史博物館	1989	三重県/三重県	一階（一部二階）建 鉄筋コンクリート造	敷地面積 18,000 m ²
				建築面積 4,537 m ²
				延床面積 5,077 m ²
さいくう平安の杜	2015	三重県/国史跡 斎宮跡保存協会	正殿一棟（木造平屋）	建築面積 94.5 m ²
			西脇殿一棟（木造平屋）	建築面積 162.0 m ²
			東脇殿一棟（木造平屋）	建築面積 89.8 m ²
			区画道路	施設面積 4,683.0 m ²
			トイレ（軽量鉄骨平屋）	建築面積 4.4 m ²
いつきのみや歴史 体験館	1999	三重県/国史跡 斎宮跡保存協会	木造平屋	敷地面積 4,402.98 m ²
				建築面積 1,300.08 m ²
				延床面積 976.48 m ²
いつきのみや地域 交流センター	2017	明和町/国史跡 斎宮跡保存協会	鉄骨造二階建	敷地面積 12,703.27 m ²
観光案内所	2016	明和町/観光協会		建築面積 834.33 m ²
いつき茶屋	2003	明和町/国史跡 斎宮跡保存協会	木造二階建	床面積 880.87 m ²
				敷地面積 1,012.06 m ²
				建築面積 280.07 m ²
史跡斎宮公園口休 憩所	2015	明和町	木造平屋	延床面積 274.11 m ²
				床面積 約 85 m ²

齋宮歴史博物館																					
- 三重県営の博物館で、齋王、齋宮をめぐる歴史や文学、そして齋宮跡の発掘調査の成果を展示、映像を通して紹介している。齋宮歴史博物館の特徴は、史跡の上に建てられていることであり、<u>地下遺構を保存するために杭基礎を使用していない</u>。 5月の大型連休や、秋頃には校外学習や修学旅行により多くの子ども達が齋宮や齋王について学ぶことができる。																					
施設目的	調査研究、学芸普及																				
利用状況	齋宮歴史博物館年間入館者数  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>年間入館者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2012</td><td>54,300</td></tr> <tr><td>2013</td><td>53,375</td></tr> <tr><td>2014</td><td>55,172</td></tr> <tr><td>2015</td><td>58,733</td></tr> <tr><td>2016</td><td>53,758</td></tr> <tr><td>2017</td><td>51,805</td></tr> <tr><td>2018</td><td>51,757</td></tr> <tr><td>2019</td><td>64,695</td></tr> <tr><td>2020</td><td>28,056</td></tr> </tbody> </table> 出典：明和町観光振興計画/令和3年/明和町	年次	年間入館者数	2012	54,300	2013	53,375	2014	55,172	2015	58,733	2016	53,758	2017	51,805	2018	51,757	2019	64,695	2020	28,056
年次	年間入館者数																				
2012	54,300																				
2013	53,375																				
2014	55,172																				
2015	58,733																				
2016	53,758																				
2017	51,805																				
2018	51,757																				
2019	64,695																				
2020	28,056																				
																					

さいくう平安の杜															
平成 27 年に復元された 3 棟の建物。9 世紀に齋宮寮の長官が儀式や饗応に用いた「寮庁」の代表的な 3 棟を、発掘された同じ場所に平安の建築を忠実に再現し復元している。施設内では VR を利用し、当時の齋宮の雰囲気を経験することが可能である。															
施設目的	実物大復元建物展示														
利用状況	(人) さいくう平安の杜年間入館者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>入館者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2015</td> <td>16,357</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>17,547</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>19,025</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>13,662</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>18,832</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>6,367</td> </tr> </tbody> </table> 出典：明和町観光振興計画/令和 3 年/明和町	年	入館者数 (人)	2015	16,357	2016	17,547	2017	19,025	2018	13,662	2019	18,832	2020	6,367
年	入館者数 (人)														
2015	16,357														
2016	17,547														
2017	19,025														
2018	13,662														
2019	18,832														
2020	6,367														
															

いつきのみや歴史体験館

- ・ 斎宮が最も栄えた平安時代を中心に、歴史や文化を身近に体験・学習できる施設。蹴鞠や盤すごろく、貝覆いなどの古代の遊びや、十二単、直衣などの本格的な平安装束を体験することができる。建物のづくりも平安時代に用いられた寝殿造と呼ばれる貴族の邸宅をモデルにしている。

施設目的 平安文化の体験

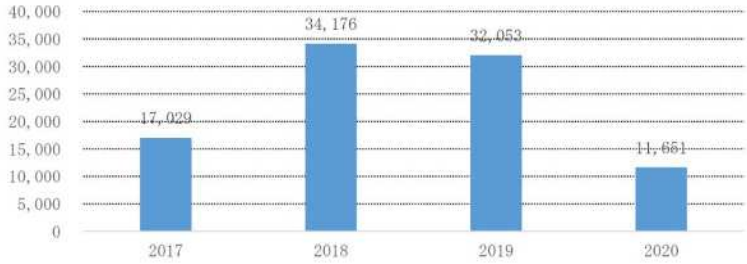
利用状況



出典：明和町観光振興計画/令和3年/明和町



図 2-7 いつきのみや歴史体験館パンフレット

いつきのみや地域交流センター/観光案内所											
・ 斎宮跡を上から展望することができるテラスなど、<u>来訪者から町民もくつろげるスペース</u>を設けた施設。<u>イベント会場や会議スペース</u>としての貸出も行っており、定期的にイベント等も開催されている。平安装束とはまた違った<u>古代装束もレンタル</u>している。											
施設目的	各催事の会場、史跡内・町内の観光案内										
利用状況	(人) いつきのみや地域交流センター年間入館者数  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>入館者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017</td> <td>17,029</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>34,176</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>32,053</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>11,661</td> </tr> </tbody> </table> 出典：明和町観光振興計画/令和3年/明和町	年	入館者数(人)	2017	17,029	2018	34,176	2019	32,053	2020	11,661
年	入館者数(人)										
2017	17,029										
2018	34,176										
2019	32,053										
2020	11,661										
 											

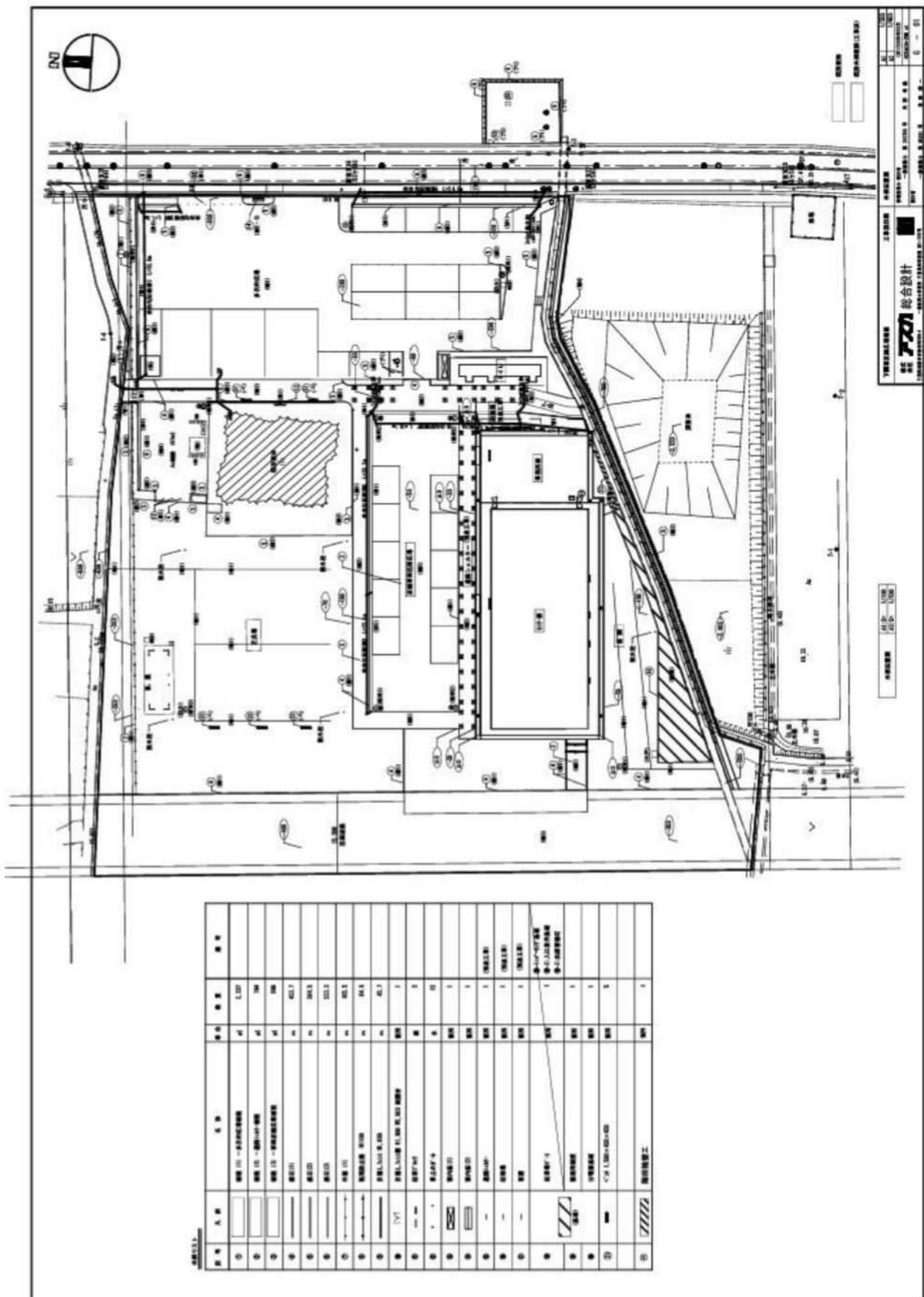


図 2-10 いつきのみや地域交流センター配置図

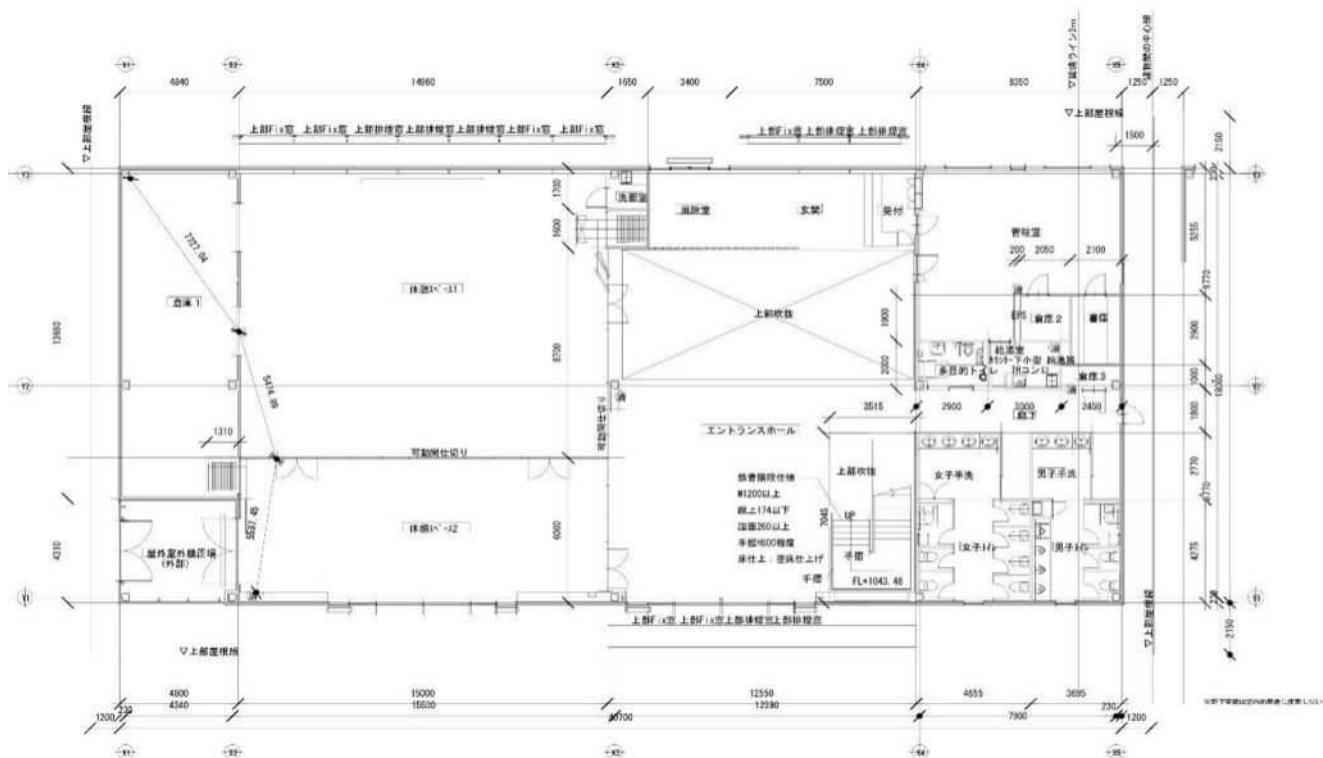


図 2-11 いつきのみや地域交流センター1F 平面図

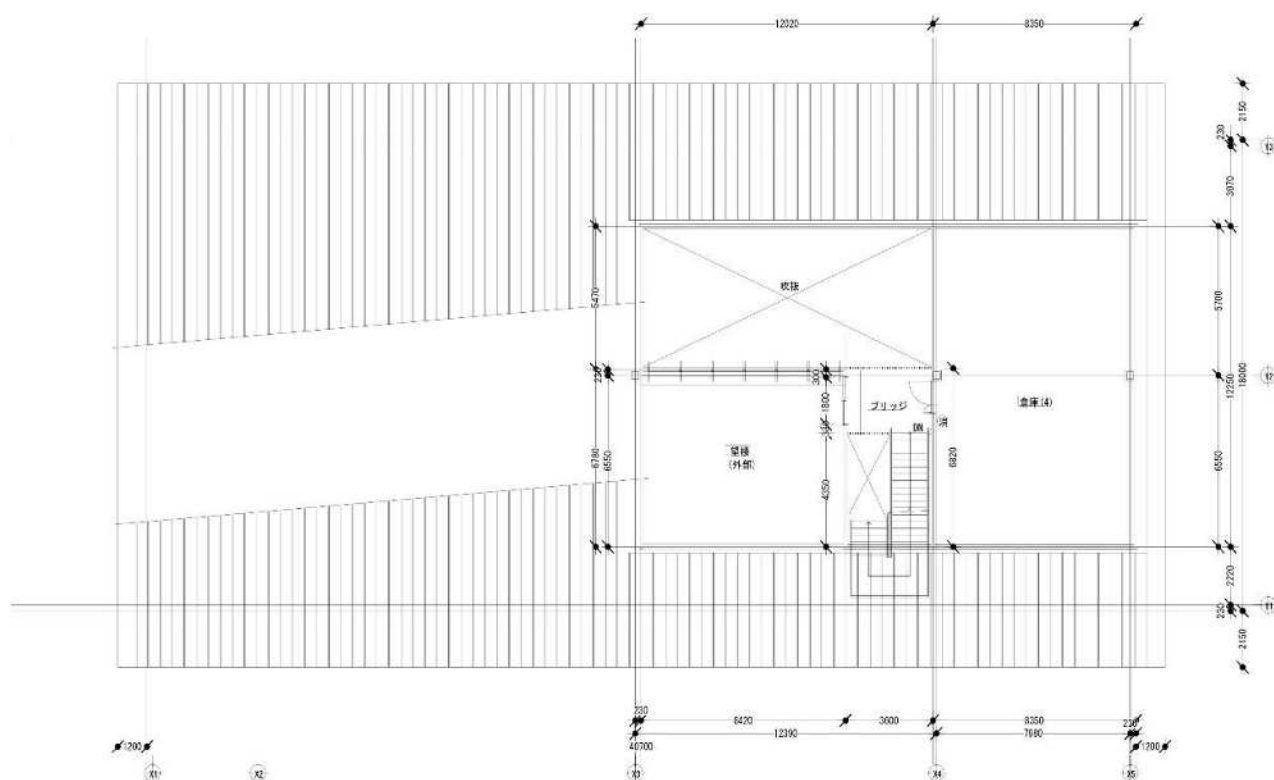


図 2-12 いつきのみや地域交流センター 2F 平面図

いつき茶屋																					
・ 史跡斎宮跡指定地内に設置された軽食やお土産の購入が可能な休憩所である。明和町ならではの「ひじきうどん」の提供や、地元でとれた農産物をはじめ各種様々な特産品の販売を行っている。また、史跡斎宮跡の案内を行うガイドボランティアも在中している。																					
施設目的	史跡公園内の休憩所、売店																				
利用状況	(人) いつき茶屋年間入館者数  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>入館者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2012</td><td>19,941</td></tr> <tr><td>2013</td><td>24,707</td></tr> <tr><td>2014</td><td>22,087</td></tr> <tr><td>2015</td><td>29,221</td></tr> <tr><td>2016</td><td>27,030</td></tr> <tr><td>2017</td><td>28,147</td></tr> <tr><td>2018</td><td>28,886</td></tr> <tr><td>2019</td><td>32,027</td></tr> <tr><td>2020</td><td>14,655</td></tr> </tbody> </table> 出典：明和町観光振興計画/令和3年/明和町	年	入館者数(人)	2012	19,941	2013	24,707	2014	22,087	2015	29,221	2016	27,030	2017	28,147	2018	28,886	2019	32,027	2020	14,655
年	入館者数(人)																				
2012	19,941																				
2013	24,707																				
2014	22,087																				
2015	29,221																				
2016	27,030																				
2017	28,147																				
2018	28,886																				
2019	32,027																				
2020	14,655																				
																					

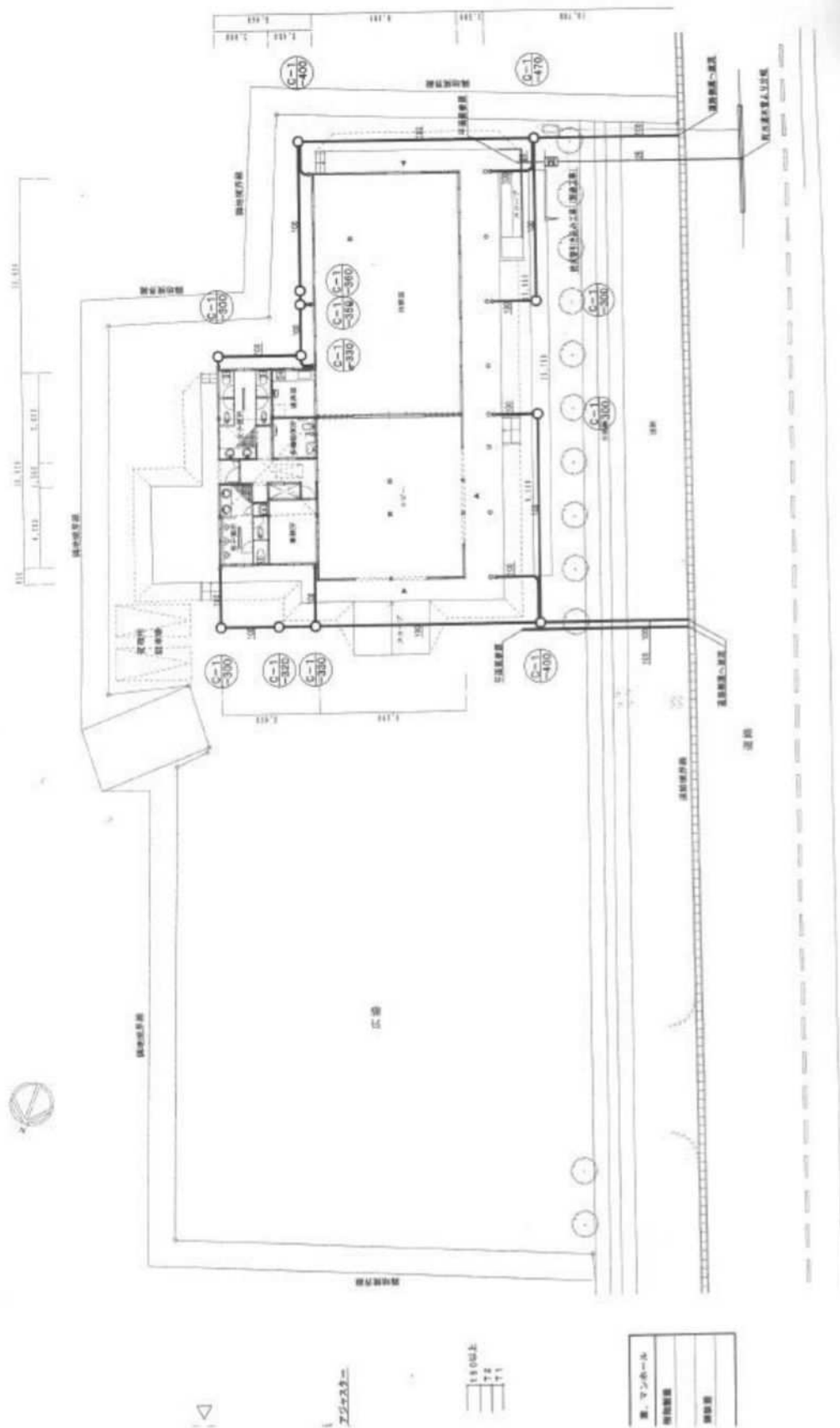


図 2-13 いつき茶屋 施設配置図
2-40

史跡斎宮公園口休憩所

- ・近鉄斎宮駅の北側に改札と同時に「史跡公園口休憩所」として3月19日にオープンした。面積は約80㎡で、施設内では休憩スペースのほか町の観光情報コーナーが設けられている。また、大きな荷物を持っている観光客向けにコインロッカーが設置されている。北側に改札ができることで史跡斎宮跡やいつきのみや歴史体験館へ直接行けるようになり、観光客の利便性に寄与している。

施設目的

鉄道利用者の休憩所、コインロッカー



あざふるさと

- ・明和町特産の伊勢ひじき、玉城豚のカレー、飯高町高橋農園の「キクラゲとアオサ海苔の佃煮」など、明和町をはじめとした三重県南部の食材を活かした特産品を扱っている。2018年秋にリニューアルし、さらに商品アイテムが充実した。「伊勢の和紅茶」や松阪産のほうじ茶を使ったロールケーキといったオリジナル商品の販売も行っている。斎宮歴史博物館に隣接している。

施設目的

博物館利用客用の売店



2.1.5 インフラ整備状況

(1) 史跡内の給排水・電気等

斎宮跡内の主要施設のインフラについて整理した。

- ・電気設備は各施設で整備されている。
- ・いつきのみや地域交流センター、さいくう平安の杜は下水道設備が整備されている。
いつきのみや歴史体験館といつき茶屋は浄化槽である。史跡斎宮公園口休憩所には上下水の設備は無い。
- ・主要施設の工事図書を以下にまとめる。今後、公募時に以下の図書によりインフラの整備状況を整理する必要がある。

表 2-21 主要施設参考図書

No.	図書	対象施設
1	下園東区画広場公園整備工事	いつきのみや地域交流センター
2	史跡斎宮跡東部整備事業復元建物建築工事	さいくう平安の杜
3	史跡斎宮跡東部整備事業復元建物建築工事 付帯工事	
4	史跡斎宮跡東部整備事業復元建物建築工事 付帯工事(電気工事)	
5	斎宮跡地方拠点史跡等総合整備事業 体験学習施設 建築工事	いつきのみや歴史体験館
6	斎宮跡地方拠点史跡等総合整備事業 体験学習施設機械設備工事	
7	斎宮跡地方拠点史跡等総合整備事業 体験学習施設電気設備工事	
8	斎宮跡無料休憩所建設工事	史跡斎宮公園口休憩所
9	無料休憩所消防関係	
10	国史跡斎宮跡休憩所改修工事	

2.1.6 周辺特性

(1) 人口

- ・国勢調査による人口動向をみると、総数は平成 22 年をピークに減少に転じ、令和 2 年は 22,445 人となった。年齢 3 区分別の人口割合では、老年人口（65 歳以上）が増加し続けており、令和 2 年には 31.3% となっている。
- ・明和町は、伊勢市、松阪市と隣接し、両市のベッドタウン的要素があるため、人口は増加を続け、昭和 40 年の 16,860 人から、平成 22 年には 22,833 人となった。
- ・人口は昭和 40 年から 45 年間で 35.4% 増加しているが、昭和 40 年から 60 年までは増加の傾向も強まったが、その後ほぼ横ばいである。（令和 6 年 4 月 22,798 人）



図 2-15 明和町人口推移グラフ

出典：明和町都市計画マスタープラン/令和 5 年 5 月/明和町

(2) 交通

- ・明和町が管理する町道は約 430 kmあり、課題として緊急車両等の通行に支障がある幅員の狭い道路が多く残る地区が存在している。
- ・公共交通は、町南部において東西方向に近畿日本鉄道山田線が通り、町内に斎宮駅、明星駅の2駅が設置されている。また、町民バスが町役場や鉄道駅、大規模商業施設などを経由して町内各地を巡回しており、町民の足として重要な役割を担っている。

町民バスは明和町内の商業施設に加え、斎宮跡の斎宮駅、いつき茶屋、斎宮歴史博物館にもバス停が存在する。

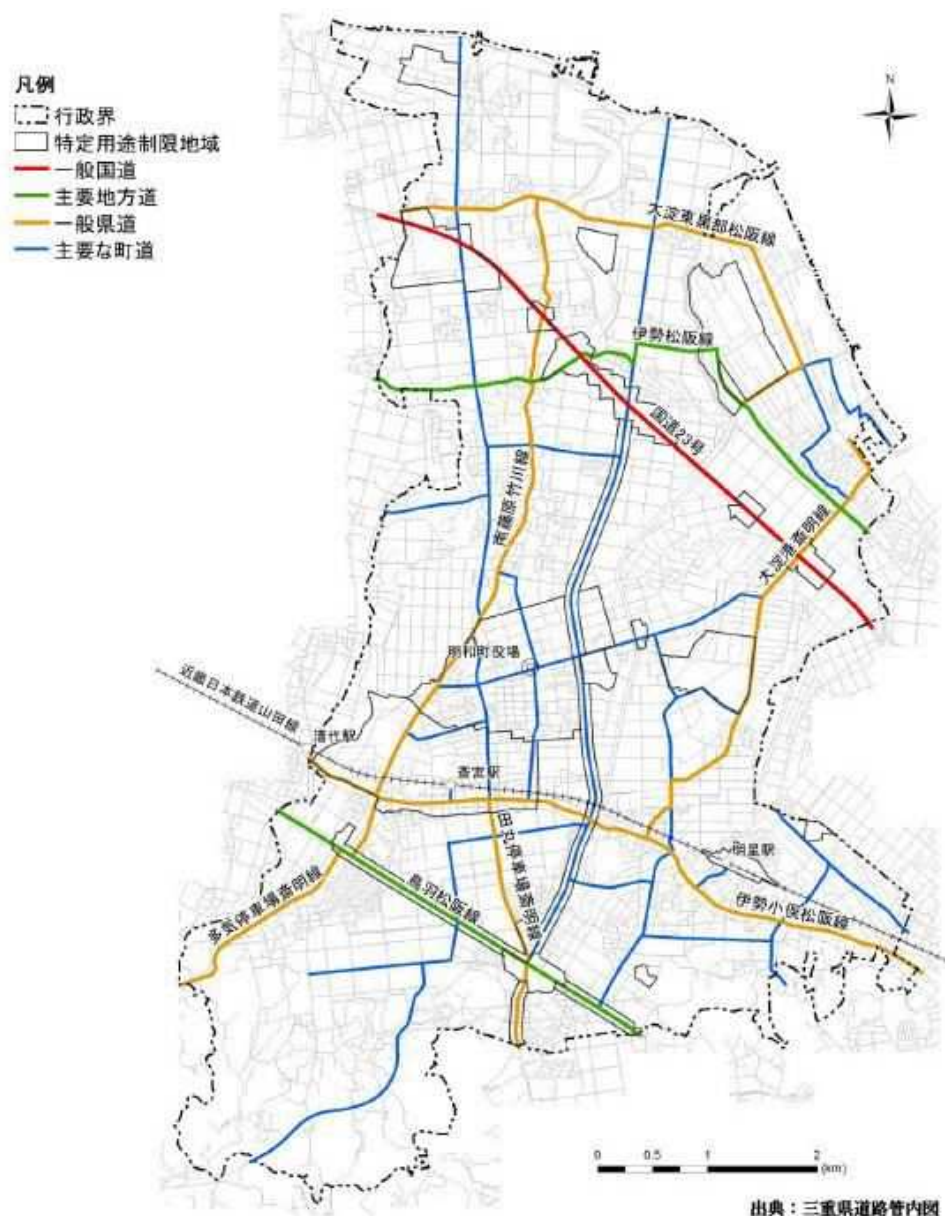


図 2-16 明和町主要幹線道路図

出典：明和町都市マスタープラン/令和5年/明和町

(3) 産業

- ・平成 22 年（2010 年）の総就業者は 11,012 人であり、昭和 40 年（1965 年）から 22.2% 増加した。
- ・明和町の産業は、農業や水産業などの第 1 次産業、食料品や機械器具などの製造業、建設業による第 2 次産業を主産業として推移してきたが、第 1 産業における機械化、産地の集積による省力化の推進により生産性の高い第 2 次産業、サービス業などの第 3 次産業との兼業化や転業が進み、就業構造は大きく変化している。
- ・昭和 40 年（1965 年）と比較した産業人口は、第 1 次産業で 4,840 人（53.7%）から 722 人（6.6%）に減少し、第 2 次産業では 1,552 人（17.2%）から 3,478 人（31.6%）に、第 3 次産業では 2,611 人（29.0%）から 6,470 人（58.8%）に増加した。
- ・特産物として、農水産物は米やひじきが有名である。また、江戸時代より伊勢神宮の祭りで使う布が織られていた歴史を持つ天然藍染め、王朝時代の食生活を再現し、伊勢湾でとれた季節の魚や鶏、野菜など新鮮な素材を 30 種類ほど盛り込んだ斎王べんとう、産学官連携日本酒プロジェクトで、地元と皇學館大学、明和町が連携し、新しい特産品として創り出された日本酒である“神都の祈り・斎王”、“神都の祈り・御裳濯川”等の様々な特産品がある。



図 2-17 明和町の特産物

（左 御系織，出典：明和町ホームページ， 右 地酒，出典：皇學館サービス株式会社）

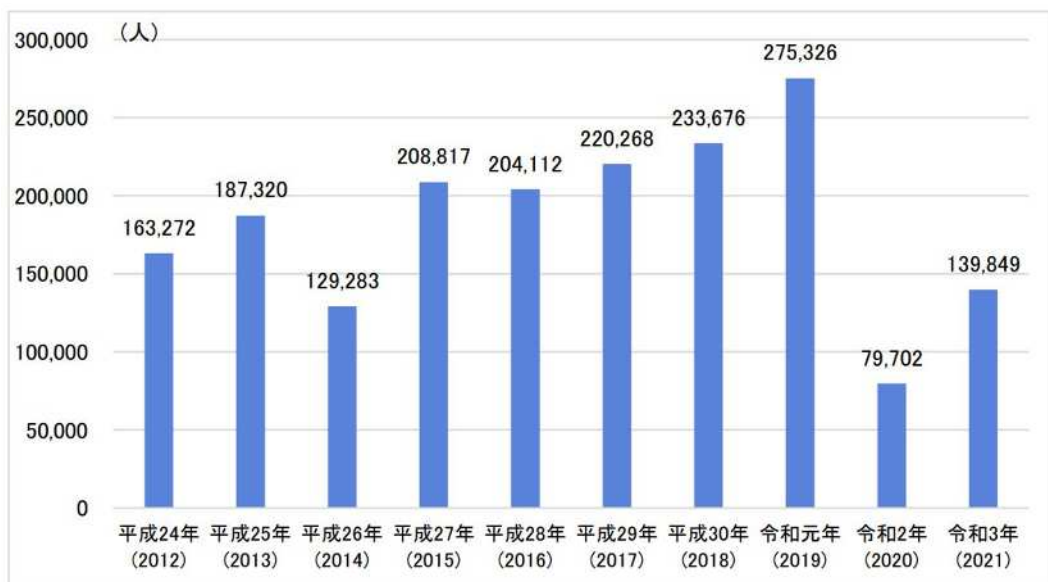
(4) 観光

- ・明和町を代表する歴史・文化資源は昭和 54 年に国の史跡に指定された「斎宮跡」とされる。史跡斎宮跡内には、史跡公園「さいくう平安の杜」や斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館などが整備されているほか、史跡の南部には旧伊勢街道が通り、随所に往時の面影が残されている。また、大淀地区周辺では、斎王尾野湊御禊場跡や業平松といった歴史・文化資源が残るほか、海岸沿いには大淀ふれあいキャンプ場などのレクリエーション施設も整備されている。
- ・史跡斎宮跡一帯は、平成 27 年 4 月 24 日「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」として文化庁の日本遺産に認定され、知名度のさらなる向上が図られている。こうした地域資源を活かしたまちづくりが順次進められ、明和町を訪れる観光客は増加傾向にある（新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 2 年は大幅に減少、その後回復傾向）。



図 2-18 明和町内の観光資源

(左 旧伊勢街道，出典：明和町ホームページ， 右 大淀ふれあいキャンプ場，出典：観光三重ホームページ)



出典：三重県 HP「観光レクリエーション入込客数推計」

図 2-19 明和町入込客数

(5) 商業

- ・食品スーパーや医療施設などは、国道 23 号沿道や主要地方道鳥羽松阪線沿道に多く立地し、町役場の周辺には少ない傾向にある。生活利便施設の徒歩圏として、各施設から半径 800m の円を描くと、食品スーパー等、医療施設、子育て施設のいずれも、町域の広範囲に徒歩で利用しづらい区域が存在する。今後高齢化の進展などに伴い、車を運転しない住民等の増加が見込まれるなか、公共交通サービスのさらなる充実などの対策が求められる。

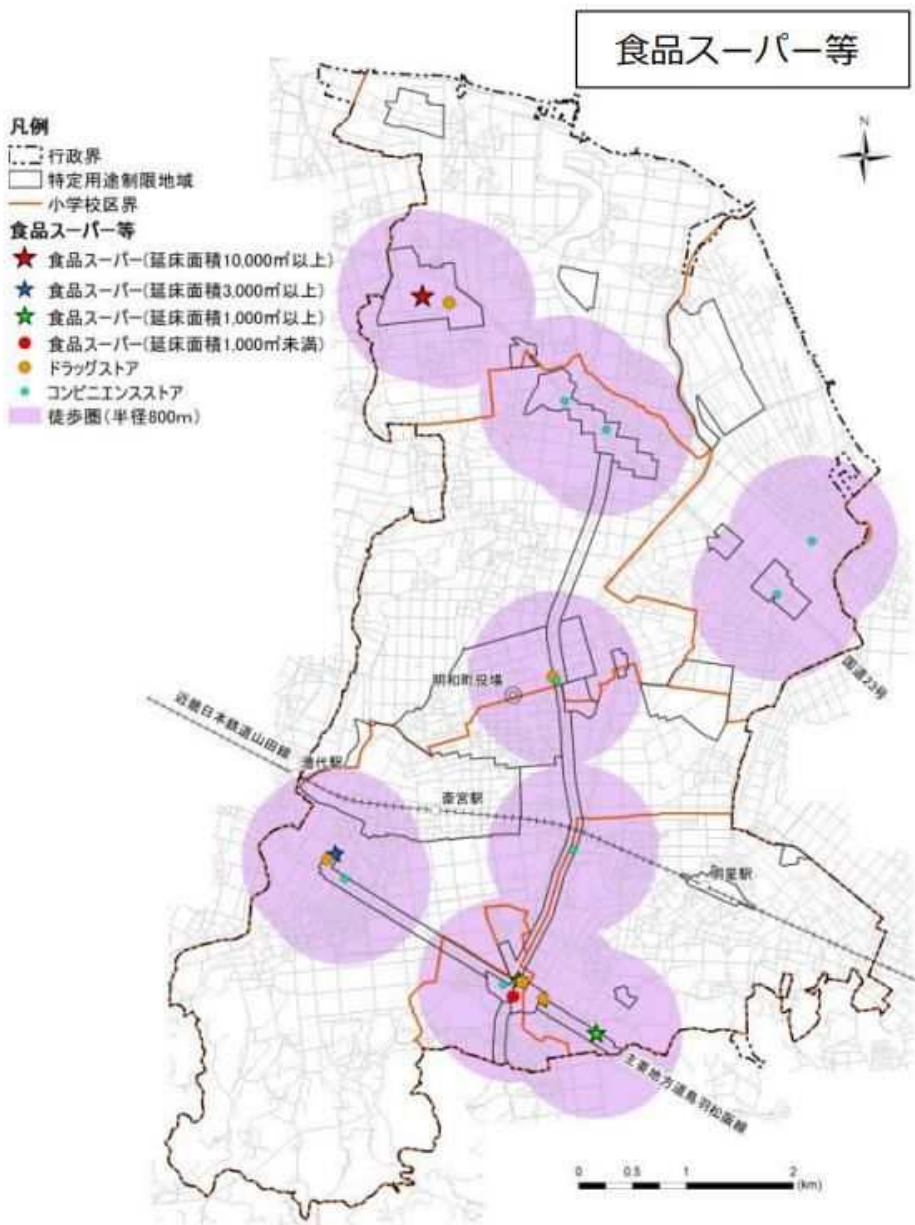


図 2-20 明和町生活利便施設（食品関係）位置図

出典：明和町都市マスタープラン/令和5年/明和町

2.2 アンケート調査

2.2.1 アンケート調査概要

サウンディング調査時に事業者の判断材料となりうる斎宮跡の利用実態を把握するために実施した。

調査方法は現地アンケート調査とオンラインアンケートの2つを実施した。

- ・ 現地アンケート調査は、2023年9月29日（金）「いつきのみや観月会」のイベントにて16:00～20:00に実施した。斎宮の年間利用者数100,000人と仮定したときに許容誤差10%程度となる110枚を回収した。現地アンケートで用いた調査票を図2-21に示す。
- ・ オンラインアンケートは明和町公式LINEにて2023年11月8日（水）～2023年11月28日（火）の期間で実施され25回答が得られた。

- ・今後のより良い公園づくりのためのアンケート調査にご協力をお願いします。
- ・今回の調査で知り得た個人情報も、調査の目的以外に使用いたしません。回答いただいた調査票やデータは適切に管理・処分いたします。
- （明町）

21. 親月会のイベント参加にあたり主に利用した文庫図書を教えてください。(該当するものに○印を記入ください・複数回答可)

① 電車 ② 自家用車 ③ レンタカー ④ 徒歩 ⑤ 町民バス
⑥ デマンド交通 ⑦ 自転車 ⑧ タクシー ⑨ バイク ⑩ その他()

① 30分以内 ② 30分~1時間 ③ 1~2時間
④ 2~3時間 ⑤ 3時間以上

① 今回が初めて
② 月に1回以上
③ 年に複数回(約__回)
④ 年に1回程度
⑤ 数年に1回程度

① いっきのみや歴史博物館 ② さいわい平安の杜 ③ あざふるとと
④ 高宮歴史博物館 ⑤ 史跡公園口休憩所 ⑥ いっき茶屋
⑦ いっきのみやや和歌交差点ヤンタロー（和歌山警察署内所） ⑧ その他（ ）

良かった施設	良かったと思う内容
記載例() ④ () (子供向けの展示設備があった点)	
施設名()	()
施設名()	()

工夫することによりも		工夫して欲しい内容	
サービスや機能が向上すると思う施設			
記載例()	⑥ ()	()	日用品をもっと買えるといい
施設名()	()	()	
施設名()	()	()	

- 1 ファミリー(子供)で遊べることができる施設(巨大迷路、ふわふわパドームなど)
- 2 自然の中で遊べることができる施設(フィールドアスレチック、ツリクライミングなど)
- 3 室内で遊べることができる施設(ボールプール、室内遊具など)

- 4 ストリートスポーツ・ニュースポーツ施設（スケートボード、3on3、ベタングなど）
- 5 自然を活用した運動・スポーツができる施設（トレイルランニングコース、マウンテンバイクコースなど）

- 6 カフェ、レストラン
- 7 売店、コンビニ
- 8 バーベキュー場

12 その他()

① 明和町内
② 明和町外：(松阪市・伊勢市・伊賀市・三重県)
③ その他地域：(都・道・市・県)
④ 県外：()

① 1人 ② 友人・知人 ③ カップル ④ 夫婦 ⑤ 家族 ⑥ その他()

① 18歲未満 ()人 ② 18~24歲 ()人 ③ 25~34歲 ()人
④ 35~49歲 ()人 ⑤ 50~64歲 ()人 ⑥ 65歲以上 ()人

以上でアンケートは終わります。ご協力ありがとうございました。

2-50

2.2.2 アンケート調査結果

総評
・ 斎宮の利用状況として月 1 回以上の頻度で利用する割合は約 40%であった。また斎宮施設全般を利用したことがある回答者は約 10%であった。 ⇒ヘビーユーザーは比較的多いが、斎宮全体の広い利用はあまり行われていないと考えられる。 ・ 斎宮内の施設を、「利用したことがある」と答える施設として、「いつき茶屋 (21%)」、「いつきのみや歴史体験館 (19%)」、「斎宮歴史博物館 (18%)」の割合が高い。 ・ 中でも斎宮跡にあったらいいと思う施設は「カフェ、レストラン」の回答が多く得られた。 ⇒斎宮跡でゆっくりと食事や休憩をする場所の改善や拡充が求められている。 ・ 回答者の居住地は明和町内と町外がほぼ半分の割合、構成は家族が 50%以上の回答の割合であった。 ⇒伊勢市、松阪市などにおいても一定の認知度があり、家族にとって休日やイベント時には目的地の一つとして選択されている。

Q. 今回を含め、どのくらいの頻度で斎宮跡に訪れますか。(該当するものに○印を記入 ください。)																								
概要	回答者の約 40%が月に 1 回以上斎宮に訪れている。またイベントに参加した 回答者の約 75%が過去に一度は斎宮を利用している。																							
	N=110 (SA)																							
	<table><tr><th>選択肢</th><th>回答数</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>① 今回が初めて</td><td>26</td><td>23.6%</td></tr><tr><td>② 月に1回以上</td><td>42</td><td>38.2%</td></tr><tr><td>③ 年に複数回 (約 回)</td><td>28</td><td>25.5%</td></tr><tr><td>④ 年に1回程度</td><td>7</td><td>6.4%</td></tr><tr><td>⑤ 数年に1回程度</td><td>5</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>無効回答</td><td>2</td><td>1.8%</td></tr><tr><td>合計</td><td>110</td><td>100.0%</td></tr></table>	選択肢	回答数	割合 (%)	① 今回が初めて	26	23.6%	② 月に1回以上	42	38.2%	③ 年に複数回 (約 回)	28	25.5%	④ 年に1回程度	7	6.4%	⑤ 数年に1回程度	5	4.5%	無効回答	2	1.8%	合計	110
選択肢	回答数	割合 (%)																						
① 今回が初めて	26	23.6%																						
② 月に1回以上	42	38.2%																						
③ 年に複数回 (約 回)	28	25.5%																						
④ 年に1回程度	7	6.4%																						
⑤ 数年に1回程度	5	4.5%																						
無効回答	2	1.8%																						
合計	110	100.0%																						
	③年に複数回と回答した内訳																							
	<table><tr><th>年に複数回 (内訳)</th><th>回答数</th></tr><tr><td>2~5回</td><td>15</td></tr><tr><td>6~11回</td><td>5</td></tr><tr><td>12回以上</td><td>2</td></tr><tr><td>無回答</td><td>6</td></tr><tr><td>合計</td><td>28</td></tr></table>	年に複数回 (内訳)	回答数	2~5回	15	6~11回	5	12回以上	2	無回答	6	合計	28											
年に複数回 (内訳)	回答数																							
2~5回	15																							
6~11回	5																							
12回以上	2																							
無回答	6																							
合計	28																							

Q. 斎宮跡にあったら利用したい施設をお教えてください。（該当するものに○印を記入ください・複数回答可）

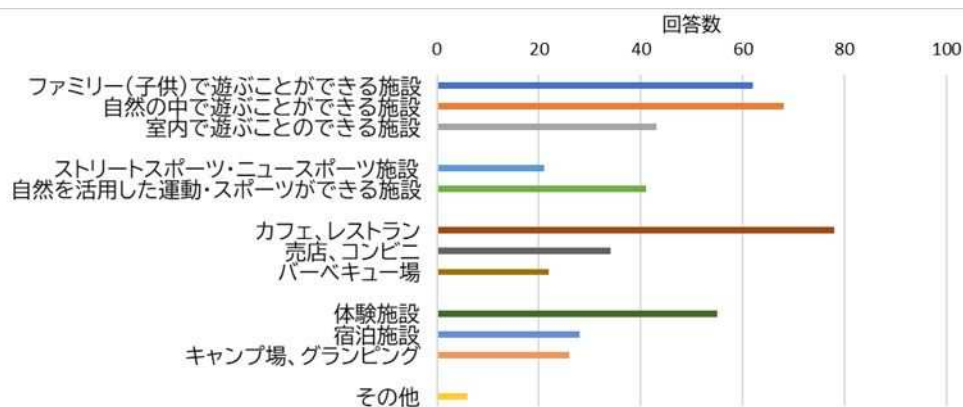
- ・家族で遊ぶことが可能な施設選択肢①②は回答者の属性として家族が一番多いことからも子供向けの回答が多い。
- ・飲食が可能な選択肢⑥が最も高い。Q4-3 工夫してほしい点に飲食関連の意見が多数寄せられたことから施設として求めていると考えられる。
- ・ニュースポーツ施設の選択肢④は利用したいと答える割合が少ない。斎宮という歴史背景のある土地柄にあまり関連性がないためと考えられる。

N=110 (MA)

選択肢	回答数	割合* (%)	順位
【遊ぶための施設】			
1 ファミリー（子供）で遊ぶことができる施設（巨大迷路、ふわふわドームなど）	62	56.4%	3
2 自然の中で遊ぶことができる施設（フィールドアスレチック、ツリークライミングなど）	68	61.8%	2
3 室内で遊ぶことのできる施設（ボールプール、室内遊具など）	43	39.1%	5
【運動・スポーツができる施設】			
4 ストリートスポーツ・ニュースポーツ施設（スケートボード、3 on 3、ベタンクなど）	21	19.1%	11
5 自然を活用した運動・スポーツができる施設（トレイルランニングコース、マウンテンバイクコースなど）	41	37.3%	6
【飲食や買い物ができる施設】			
6 カフェ、レストラン	78	70.9%	1
7 売店、コンビニ	34	30.9%	7
8 バーベキュー場	22	20.0%	10
【さまざまな体験ができる施設】			
9 体験施設（クラフト体験、農体験、生き物ふれあい体験など）	55	50.0%	4
10 宿泊施設（ホテル、斎宮跡宿泊体験など）	28	25.5%	8
11 キャンプ場、グランピング	26	23.6%	9
【その他】			
その他（ ）	6	5.5%	12

*回答総数 110 に対する割合でそれぞれ示す。

その他（内訳）
サウナ→テントサウナ 広いから
今のままの静かな斎宮跡が良い
テニスコート
子供が水遊びできる設備（噴水よりもう少し大がかりなもの）
ドッグラン
発掘体験、実際にどこに本のくいの跡があるのか映画をみて気になりました。



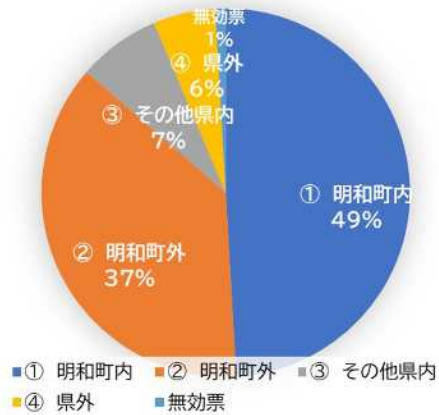
Q. あなたのお住まいについて教えてください。(該当するものに○印を記入ください)

概要

町内と町外ほぼ半分であった。

町外については隣接した松阪市・伊勢市からの来訪者が多い。

N=110 (SA)



選択肢	回答数	割合 (%)
明和町	54	49.1%
町外	41	37.3%
松阪市	17	15.5%
伊勢市	18	16.4%
多気町	0	0.0%
玉城町	6	5.5%
県内	8	7.3%
度会町	2	1.8%
津市	4	3.6%
志摩市	2	1.8%
県外	6	5.5%
兵庫県	1	0.9%
滋賀県	1	0.9%
愛知県	3	2.7%
沖縄県	1	0.9%

2.3 先行事例調査

2.3.1 史跡指定地における整備事例一覧

官民連携・民間活力導入の先行事例一覧を以下に示す。

大阪市中央区 難波宮跡公園 北部ブロック
公募内容 ・ Park-PFI 事業に基づく公募対象公園施設の整備及び管理運営、特定公園施設の整備及び管理運営
整備概要 ・ 公募対象公園施設：便益施設 4 棟（レストラン、カフェ、スイーツ店など）、駐車場、駐輪場 ・ 特定公園施設：遺構表示、芝生広場
代表構成員：エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
構成員：NTT アーバンバリューサポート株式会社、株式会社 NTT ファシリティーズ
 図 2-22 公募対象範囲
 図 2-23 施設の整備予定イメージ 出典：大阪市ホームページ/大阪市

広島県広島市 中央公園 広島城三の丸

公募内容

- ・ Park-PFI に基づく三の丸エリアに飲食・物販施設等の収益施設（公募対象公園施設）及び多目的広場等の公園施設（特定公園施設）の整備

整備概要

- ・ 公募対象公園施設：飲食・物販施設等の収益施設
- ・ 特定公園施設：多目的広場等の公園施設

代表法人：株式会社中国放送、構成法人等：10 社

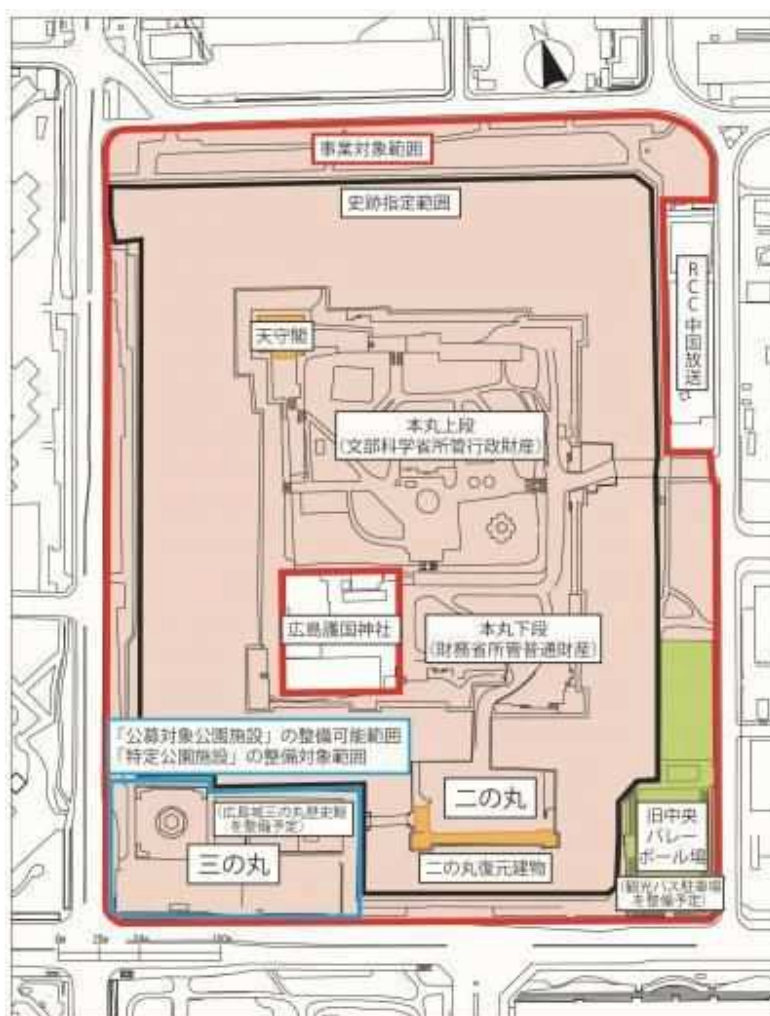


図 2-24 公募対象範囲

出典：広島市ホームページ/広島市



図 2-25 施設の整備予定イメージ

出典：広島市ホームページ/広島市

奈良県橿原市 新沢千塚古墳群公園

公募内容

- ・施設全体の指定管理者制度による管理運営と、新沢千塚古墳群公園の公園区域において公募設置管理制度を活用した民間施設（民間事業者が整備する公募対象施設、特定公園施設、利便増進施設）の設置管理を、同一事業者において一括して実施

整備概要

- ・公募対象公園施設：既存のガイダンス施設を改修し、
飲食機能を付加したカフェ・ガイダンス施設を設置
- ・特定公園施設：桜の広場にテーブルベンチを設置
- ・利便増進施設：サイクルポート・案内看板を設置

代表団体：美津濃株式会社

構成団体：ミズノスポーツサービス株式会社、株式会社 OUTDOOR LIVING

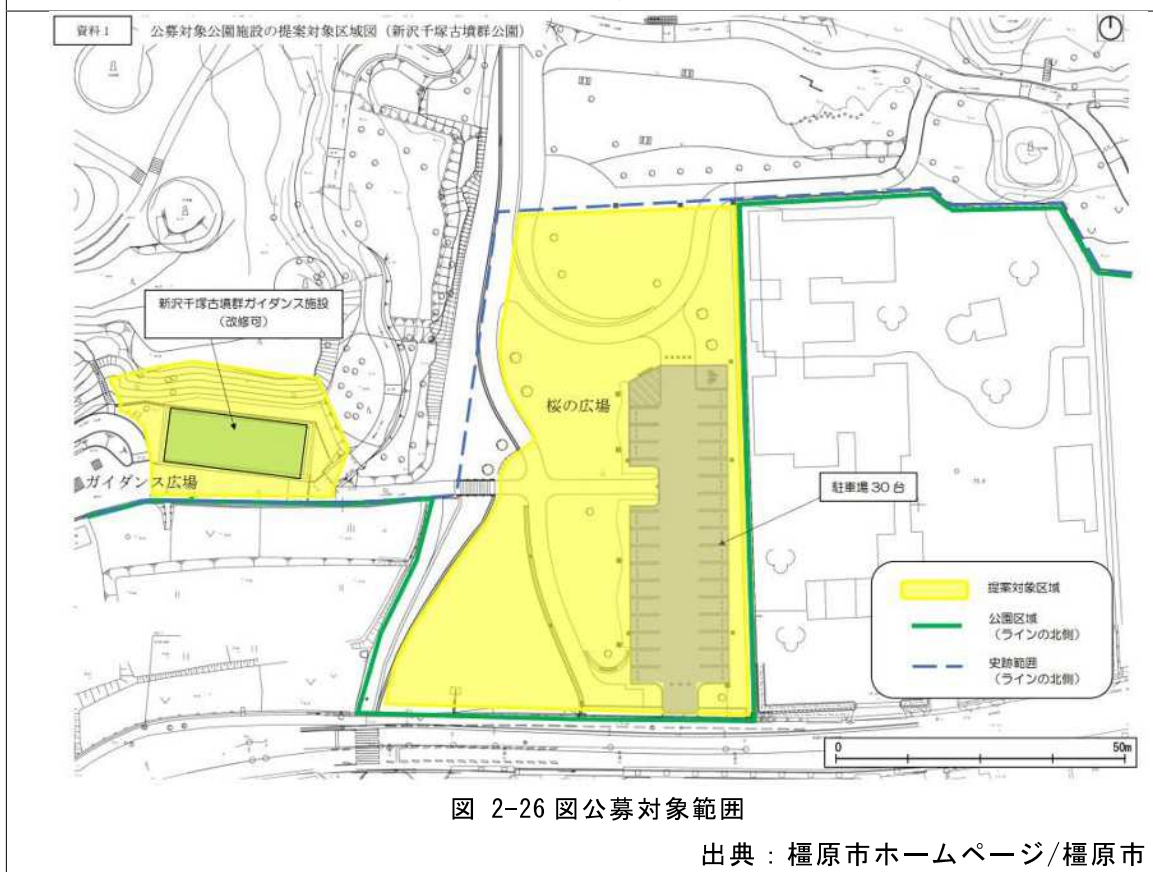




図 2-27 整備済み施設写真（水遊びや芝すべり、遊具がある龍の広場，1000 PARK CAFE）

出典：橿原市ホームページ

2.3.2 代表的な整備の事例

(1) 環境整備として整備された事例について

環境整備は以下のような内容が挙げられる。

- ・ガイダンス施設、復元展示、体験施設等の史跡等に関する正確な情報を来訪者に提供するための整備
- ・園路及び案内施設、便所、ベンチ、四阿などの便益施設等の史跡等を活用する上で求められる快適な空間づくりのための整備

史跡指定地外の環境整備を含めて実施されている史跡の環境整備事例として、「史跡等整備のてびき―保存と活用のために―，文化庁文化財部記念物課発行」に記載のある史跡を中心に表 2-22 に示す事例を整理した。このうち、2 件（三内丸山遺跡，吉野ヶ里歴史公園）について写真とともに内容を整理した。以下にまとめる。

表 2-22 環境整備の事例

場所	史跡名称	整備内容
青森県青森市	三内丸山遺跡	ガイダンス施設、復元整備
佐賀県神埼郡	吉野ヶ里歴史公園	公園センター、復元整備、レストラン売店
鳥取県西伯郡	県立むきばんだ 史跡公園	ガイダンス施設（体験学習室、売店）、遺構展示館、休憩舎、復元展示
鳥取県鳥取市	鳥取県立青谷 かみじち史跡公園	展示ガイダンス施設、弥生時代の湿地や田畑、園路、復元整備、便益施設、遺構展示施設
宮城県西都市	特別史跡公園 西都原古墳群	ガイダンス施設、展示施設、体験施設
奈良県奈良市	平城宮跡歴史公園	復元展示、資料館、レストラン、売店、休憩スペース
島根県松江市	島根県立八雲立つ 風土記の丘	展示学習館、風土記植物園、ガイダンス施設
栃木県宇都宮市	飛山城史跡公園	復元建物、歴史体験館

三内丸山遺跡	
史跡の概要	・縄文時代前期～中期（紀元前約 3,900～2,200 年 現在から約 5,900～4,200 年前）の大規模な集落跡。 ・1994 年に遺跡の保存を決定。2000 年 11 月には特別史跡に、2003 年 5 月には出土品 1958 点が重要文化財に指定された。また、2021 年 7 月には三内丸山遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録された。
整備内容	・縄文時遊館 ・縄文のムラ ・ピクニック広場
史跡公園地図	
  	
出典：三内丸山遺跡ホームページ/青森市	

吉野ヶ里歴史公園	
史跡の概要	・ 吉野ヶ里遺跡は、工業団地開発に伴う埋蔵文化財発掘調査により、小さなムラが弥生時代約 700 年を通して、クニの中心となる 40ha を超える大環壕集落へと発展する過程が分かる、極めて学術的価値の高い遺跡として、1991 年には国の特別史跡に指定されている。
整備内容	・ 歴史公園センター ・ ガイダンスルーム、ミニシアター ・ 西口サービスセンター、北口サービスセンター ・ 復元建物 ・ 遊びの原 ・ 弥生くらし館 ・ 展示室 ・ 弥生の大野 ・ 古代植物の森 ・ 発掘現場 ・ 古代の森体験館
史跡公園地図	The map illustrates the layout of the park, highlighting key features such as the reconstructed buildings, the Yayoi lifestyle museum, and the ancient forest experience hall. It also indicates the locations of the West and North service centers, the guided tour room, and the mini-theater.
出典：吉野ヶ里歴史公園ホームページ/吉野ヶ里町	



出典：吉野ヶ里歴史公園ホームページ/吉野ヶ里町

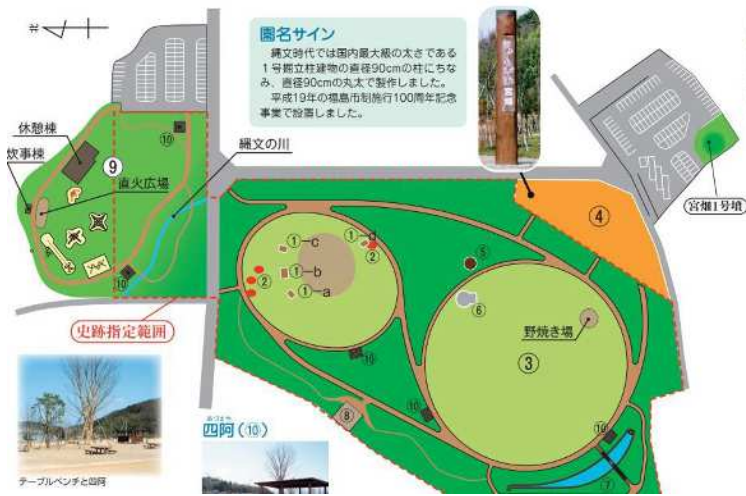
(2) 遊戯施設に関連した整備事例について

インターネット検索により、史跡周辺に遊戯施設を整備している事例を整理した。以下に史跡の概要と整備内容、整備写真を記載する。

玉丘史跡公園	
史跡の概要	玉丘古墳は、国史跡に指定されている前方後円墳で、兵庫県で6番目の規模を誇る、5世紀造立の古墳である。また周辺には笹塚古墳、クワンス塚古墳等、計9基の古墳があり、古墳時代中期の良好な古墳群を形成している。
整備内容	史跡指定地外のガイダンス施設前に、ちびっ子野外遊具広場 ねひめの森として遊戯施設が整備された。
史跡公園地図	 出典：玉丘史跡公園ホームページ/加西市
 出典：加西市ホームページ/加西市	 出典：株式会社コトブキ納入事例 /株式会社コトブキ

大安場史跡公園	
史跡の概要	古墳時代前期後半頃の築造と推定される前方後方墳 1 基、円墳 4 基からなる古墳群。1 号墳は東北地方最大の前方後方墳で、国の史跡に指定されている。
整備内容	- 史跡の環境整備に関連した施設としてガイダンス施設や駐車場等を整備。 - 史跡指定地外に古墳や土器などの出土品をモチーフとした遊具も整備。
史跡公園地図	 The map illustrates the layout of Daianba Site Park. It features several key areas: a central green area representing the archaeological site with mounds labeled 1号墳 (No. 1 Mound) and 2号墳 (No. 2 Mound); a large circular area labeled 【体験広場】 (Experience Plaza) with a 【ガイダンス施設】 (Guidance Facility) nearby; a playground area with a large white structure; and various parking lots (バス駐車場, 第一駐車場, 第二駐車場). Entrances are marked as 北出入口 (North Entrance), 西出入口 (West Entrance), and 南出入口 (South Entrance). Other facilities include restrooms, observation points, and a viewing platform labeled 【発見の丘】 (Discovery Hill).
   	
出典：大安場史跡公園ホームページ/郡山市	

安満遺跡公園	
史跡の概要	・安満遺跡は、約 2500 年前の弥生時代の環濠集落跡を含む、約 72 万 m²に及ぶ集落遺跡。 ・弥生時代の「クニ」の移り変わりを明らかにすることができる大変重要な大規模遺跡で、平成 5 年に国の史跡に指定された。
整備内容	・史跡の環境整備に関連した施設として体験館、ガイダンス施設や駐車場等を整備。 ・史跡指定地外にボーネルンド Park Center としてふわふわドーム等を整備。
史跡公園地図	
    出典：安満遺跡公園ホームページ/高槻市	

宮畑遺跡史跡公園	
史跡の概要	- 宮畑遺跡は縄文時代の人々が約 2,000 年間にわたって生活した、南東北を代表する縄文時代の遺跡であり、平成 15 年 8 月 27 日に史跡に指定された。 2015 年 8 月に、縄文時代の遺跡である「国史跡宮畑遺跡」を整備した公園として「じょーもぴあ宮畑」が全面開園し、縄文時代の建物や景観などが復元されている。
整備内容	- 史跡の環境整備に関連した施設として復元整備、体験施設、休憩施設を整備。 - 史跡指定地外に炊事場や遊具等を整備。
史跡公園地図	 出典：福島市ホームページ/福島市



出典：ふくしま地域ポータルサイト/福島市

第3章 関係者協議、ヒアリング

3.1 関係者概要

3.1.1 三重県環境生活部文化振興課

史跡斎宮跡内の斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜の3施設の整備主体である。いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜は指定管理者制度により、管理運営を実施している。

3.1.2 公益財団法人国史跡斎宮保存協会

平成元年に設立され、斎宮跡の保存・活用と啓発を行うと共に、公有地や史跡公園の維持管理を明和町から委託を受けている。

いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、いつき茶屋、いつきのみや地域交流センターの4施設の指定管理者である。

いつきのみや観月祭・追儺のまつり（公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会）	
	・いつきのみや歴史体験館を中心に、平安時代の「観月会」「ついな」を復元した内容で実施される。 ・平安時代の生活や文化を体験できる内容で、史跡斎宮跡の本来の価値を伝えることのできるイベントとなっている。

3.1.3 一般社団法人明和観光商社

平成31年2月に「観光」×「健康」×「物産」をテーマに事業を進めるとして設立され、令和2年10月に観光庁より観光地域づくり法人（DMO）として登録された。史跡斎宮跡をコンセプトにした観光コンテンツ、イベントの実施も行っている。

プロジェクションマッピング（一般社団法人明和観光商社）	
 （出典：明和町観光協会 HP／明和町）	・かつて斎王が暮らした宮殿の遺跡、国史跡斎宮跡にある「さいくう平安の杜」の正殿・東脇殿・西脇殿に「斎王群行絵巻」「伊勢物語図屏風」「源氏物語絵巻」「十二単」など日本の文化芸術をモチーフとした絢爛豪華なデジタルアニメーションやきらびやかなデジタルアートなどのプロジェクションマッピング映像を投影（明和町観光協会 HP より引用）。

3.2 三重県環境生活部文化振興課との協議

3.2.1 協議結果

(1) 協議概要

日時：令和6年1月11日(木)

場所：三重県庁

史跡斎宮跡の運営維持管理に関わる県との連携について協議した。

(2) 協議結果

斎宮跡の地域活性化をどのように考えるか。何を目指しているか。

三重県としては、以下に示すように斎宮跡は生活と観光の両方の面で、既に地域活性化に貢献していると考えている。

- ・生活：住環境のアメニティの向上に貢献している。
- ・観光：明和町では熱心に取り組んでおり異論はなく、今後も進めていきたい。観光資源としての魅力的な飲食店が斎宮跡にない点が課題と認識している。一方で史跡の南側では新しい施設は整備されている。

観光に関する地域活性化について

■保存と活用について

保存と活用の二元論ではなく、活用自体が保存に繋がると認識した方がよい。史跡の活用は全て保存に資する取組とすべきである。

■県と町のバンドリング

前提として比較的コミュニケーションは活発で不便を感じることはない。県の考えは、今後とも町とは連携して実施し、町の取組に対して何も関わらないことという事はない。斎宮歴史博物館やいつきのみや体験館単体ではなく、以下に示すような史跡全体を使った情報の重ね掛けが必要である。

- ・博物館での食事の展示、斎王弁当の提供
- ・博物館の土馬、能楽の絵馬の歌竹神社の絵馬の関係
- ・さいくう平安の杜と竹神社の一体利用

■県としての取組

斎宮歴史博物館では旧喫茶室にて一般社団法人明和観光商社が売店の設置と古代衣装の貸出と体験の場所として活用している。

斎宮歴史博物館の情報を伝えるための体験型の展示へ改修する。

地域住民に関する地域活性化について

■ 斎宮跡の利用

既に住環境の向上に貢献しており、斎宮跡内で散歩している人は多く、史跡周辺に住む人は減っていない。人が住み続けられることを地域活性化ととらえた方がよい。一方で地域住民は何が欲しいかについては、以下のように慎重に考える必要がある。

- ・遊び場の整備は遊具の設置により来訪者が興醒めないようにする必要がある。
- ・遊具ではなく、くぬぎの木などを植えて昔ながらの遊び方ができる場所があってもいい。昔からの遊びを伝えることは、昔から守られてきた斎宮を伝えていくこと、すなわち保存にも資すると考える。
- ・場所を区切るまたは限定するのであっても斎宮の中にある必要性を考える必要がある。

■ 地域活性化の考え方について

地域の人が地域の取組へ関与することが増えることを地域活性化の一つの指標で考えると、地域住民と来訪者の出会いの場を作ることも必要である。

(方法はガイドボランティアや地域の特産物の販売)

新しい施設を整備する際に守るべきことについて

■ 必要事項

史跡内で新しい施設を作るには保存活用計画に位置付ける。

文化財保護法の「125 条 現状変更の規制」では、史跡内で現状変更することは禁止されている。一方で生活するためや公園整備する際には、国が許可した場合に可能となる。許可申請書への記載事項として以下に 3 点ある。

- ①なぜ変更することが必要なのか。(例えば生活を維持するために等)
- ②地下の遺跡を壊さないこと。
- ③歴史を思い起こさせる場所としてふさわしいか否か。

現状変更の許可申請書の取扱いについては、文化庁との協議が必要となる。

3.3 公益財団法人国史跡斎宮保存協会との協議

3.3.1 協議結果

日時：令和5年12月7日(木)

場所：いつきのみや地域交流センター

現指定管理者の立場として、新たな事業、取組のアイデアや課題、史跡斎宮跡への思いについて確認・協議した。

利用者ニーズ（カフェ・レストラン）について

- ・カフェ、レストランのニーズは日ごろから多く挙げられている。いつき茶屋は無料休憩所とすることで文化庁から特別に許可が得られた。官民連携のカフェレストランとは違った経緯で作られたものである。
- ・いつき茶屋をより活用、活性化させていく必要があることは理解している。一方で現状の設備では提供メニューの質を向上させることは難しい。
- ・一般的なレストランの設置については文化財の観点がなく、経済のみを重視していると感じる。

現状の課題について

- ・公園口休憩所や駅前の整備を進めるべきと考える。
- ・利用者が斎宮歴史博物館のみ利用して帰ってしまうことが、課題である。どのように回遊性を確保するかを検討している。

現在、今後の取組について

- ・来訪者のみならず、史跡は住民や地域に愛される場所とすることも重要である。そのため芝生広場の管理や地域住民参加型の取組を実施している。
- ・2025年の大阪万博開催時には、日本に宿泊するインバウンド客が伊勢神宮を訪れることが予想される。さいくう平安の杜を訪れた際のお土産を開発している。

斎宮跡の魅力について

- ・ウォーキングをコンセプトにすると非常にいいロケーションである。その際に伊勢街道を外すことはできないが、現状の伊勢街道は歩道が十分に確保されず、怖いため、無電柱化などの整備を実施すべきである。

斎宮跡の活用について

- ・活用については理解できるが、文化財であることに則した内容が好ましい。
- ・伊勢神宮があつての斎宮であることを強調して、斎宮外宮内宮と位置づけ、伊勢参りの入り口とすることは考えられる。
- ・今まで管理運営を実施してきた国史跡斎宮保存協会としては、昔から制限が多くある中で培ってきたことを尊重して、活用や整備を実施して欲しい。

3.4 一般社団法人明和観光商社との協議

3.4.1 協議結果

日時：令和5年12月1日(金)

場所：一般社団法人明和観光商社

明和町内で多数の取組をしている立場として、今後の史跡斎宮跡の活用や整備方針、思い等を確認・協議した。

利用者ニーズ（カフェ・レストラン、遊び場）について

- ・ 斎宮の飲食施設は課題があると感じている。観光客が利用したいと感じるレベルの施設が必要と感じる。
- ・ 公園や遊べる施設ではなく、観光に力を入れるべきと考える。斎宮を維持するためには認知度の向上、来訪者の増加が課題である。
- ・ 史跡内に遊具やスーパー、コンビニがあると観光としての魅力が低下してしまう。生活感がないのが魅力である。観光客のニーズを重視する方が良い。

宿泊施設について

- ・ 観光を拡大するために滞在時間を延ばすことが重要であり、そのために宿泊施設を整備する必要はある。一方で斎宮の敷地内に宿泊施設を作るのはあまりいいと考えていない。宿泊施設を作るならば伊勢街道沿いや古民家の改修が現実的と考えている。

史跡斎宮跡の整備イメージについて

- ・ いつき茶屋など、施設単体で行うのは難しく、全体の提案が必要である。アルベルゴディフーズのように広い範囲で考えた事業が有効である。
- ・ 宿泊は伊勢街道沿いの古民家、食事は斎宮内のレストランを利用する。ターゲットに団体客の利用はあまり考えず、高単価で斎宮の非日常を体感してもらうコンテンツがいい。
- ・ 各施設が分散している課題があり、全てを一体的にマネジメントできると良い。
- ・ コワーキングスペースは必要ないと感じる。電波が届かない遮断された空間の整備が有効と考える。

斎宮跡の既存施設の活用について

- ・ 史跡公園口休憩所の活用は、斎宮歴史博物館へ向かう道や芝生広場で出店を出すなど降りたときに斎宮に来たと思える場所作ると良い。
- ・ いつきのみや地域交流センターでは物販ができるといい。貸館などホールとして使用することも考えられる。
- ・ 歴史体験館は、体験道具や机などもあり、魅力的空間と感じる。一方で制約は厳しく、庭を整え、施設内も改修（例えば舞台の整備、体験館で城泊等。）できると良い。

3.5 歴史的風致維持向上計画協議会（歴まち協議会）

歴史的風致維持向上計画協議会（歴まち協議会）の会長、委員に対して、今後の公園協議会の在り方等について意見を伺った。得られた意見を以下に示す。

当該地の強み

- ・ 斎宮跡は公園だけではなく、伊勢街道があることが強みになる。古民家を使って、商社やアドバンスがやっている取組みが良い例である。例えば、伊勢街道、博物館、公園が連携してやっていく形が良い。

想定できる事業内容（導入施設、利活用）

- ・ 球技利用は文化財側が禁止したのではないと思う（ゴルフが原因と推測）。硬式野球なども危険であるため、行政側が禁止にしていると思われる。斎宮跡には広い芝生があり、子供たちが学校帰りでもサッカーをやっている利用はとても良い形だと思う。ただし、史跡を傷つけずに事業を行う必要がある。
- ・ 遊具は、維持管理の手間や責任があるため、設置しないほうが良い。
- ・ 農地景観を残すためには、公有地化せずに、町の農業法人や農業委員会などと連携して未利用農地を委託する方法が考えられる。斎宮は花畑が一番良いと思う。
- ・ 公園施設としてベビールームは設置していくほうが良い。

取り組み方

- ・ 難波宮跡ではNPOを使っていると思うが、キッチンカーや気球体験などの実証実験をしている。様々な取組みに挑戦することは良いことである。
- ・ 今後の史跡（公園）の在り方を考えるにあたっては、地元住民の協力は望ましい。

民間活力導入

- ・ 行政による民間活力の可能性について行政では判断できないのではないかと。行政では収益性の試算は不得手であり限界があると思う。
- ・ 斎宮跡は非常に広いため、一括での管理委託や運営は当初から実施することに無理がある。今後、指定管理を導入するにしても管理のエリアを絞るなどの工夫が必要である。農地貸し出しする際にも範囲を絞って実施するようにすれば良い。農業やイベントをするときは、プロや民間事業者任せのほうが良い（行政では限界がある）。
- ・ 運営管理の事業は、多少の変化が必要と感じる。
- ・ 民間活力の導入はブランディングが重要である（例えば津島市の公園ではスタバが出店）。“地産地消”をウリにする場合、古代米を使い、アクアイグニスのような民間事業者が参画できるような、うまくブランディングすれば良い。地元のカフェだけでは限界があると思う。カフェをやるにしても、週替わりで店が変わるとか、変化する取組みが必要と考える。

3.6 協議結果・協議会意見

3.6.1 史跡斎宮跡の課題と要因

史跡斎宮跡に関わる三者（三重県、公益財団法人国史跡斎宮保存協会、一般社団法人明和観光商社）、歴史的風致維持向上計画協議会（歴まち協議会）との協議によって得られた史跡斎宮跡の課題、要因について以下に示す。

表 3-1 史跡斎宮跡の課題と要因

	課題	要因
飲食施設	広大な史跡内にいつき茶屋を除き、ほぼ立地していない。いつき茶屋が十分に利用されていない。	いつき茶屋の提供メニューが来訪者ニーズを満たしていない。現指定管理者の保存協会の意見から、いつき茶屋の設備機能が十分でないことが挙げられた。また以前は斎宮歴史博物館に喫茶室があったが、現状は異なる利用をしている。
回遊性	斎宮歴史博物館のみの利用など、史跡内の一体利用がなされていない。	施設間の移動手段が確保されていない、または認知されていないことが考えられる。（斎宮歴史博物館といつき茶屋間は町民バスの路線がある。また一般社団法人明和観光商社にてレンタサイクル事業も実施されている。）

3.6.2 史跡斎宮跡の整備イメージについて

史跡斎宮跡の活用や整備イメージについて得られた意見を以下にまとめる。

(1) 観光と関わる整備イメージ

- ・ 伊勢神宮と関連した観光戦略の醸成
- ・ 史跡内施設の一体利用を促すストーリーや連携の構築、体験コンテンツの形成による滞在時間の延長
- ・ 史跡を保存してきた地域住民との共生

(2) 地域住民の生活に関わる整備イメージ

- ・ いつき茶屋を地域住民向けのスーパーや一般的なカフェの整備。史跡の芝生広場への遊具等は本質的価値の低下が懸念
- ・ 史跡内を散策する際の安全性や利便性の向上につながる整備
- ・ 来訪者に向けて農産物や観光案内ができる環境の整備

(3) 民間活力の導入イメージ

- ・ 史跡が広大であることから、場所を限定して管理委託する。(保存活用計画において活用区域との整合を図る)
- ・ 伊勢街道も加えて、史跡の運営管理に民間活力を導入し、史跡公園と街道の建造物、博物館などが連携する形が考えられる。
- ・ 部分的に指定管理者制度を導入し、包括的な運営管理を実施しつつ、社会実験やトライアルサウンディングを行って民間活力導入の弾みとする。保存活用計画の「活用区域」内で実践していくイメージ。

第4章 事業者サウンディング調査

4.1 サウンディング調査の目的

史跡斎宮跡への民間事業者等の参画意向等を確認するため、サウンディング調査を実施した。

早い段階から民間事業者等による利活用の可能性を調査することで、①当該施設の市場性を把握し、幅広い検討が可能とすること、②地域の状況や課題等を提示し直接「個別対話」することで、本町が抱える課題等の解決に向け、民間事業者等のアイデアを活かした活用案の検討を行うことを目的に実施した。

4.2 サウンディング調査の流れ

4.2.1 調査対象企業の抽出

P-PFI などの官民連携事業の実績のある企業、明和町内外の企業を対象にリストアップし、発注者と協議し、サウンディング調査の有効性が高い事業者を選定した。

一方、明和町のホームページにて事業者サウンディング実施を公募して、広く事業者を募集した。期間は 2023 年 12 月 8 日まで募集した。

さらに、発注者と協議を実施してサウンディングへの参加可能性がある事業者を決定した。15 社へ E-mail 又は電話にて依頼した。また依頼先より紹介を受け 3 社を追加した。最終的に 18 社（参加：14 社、不参加 4 社）を対象にサウンディングを実施した。

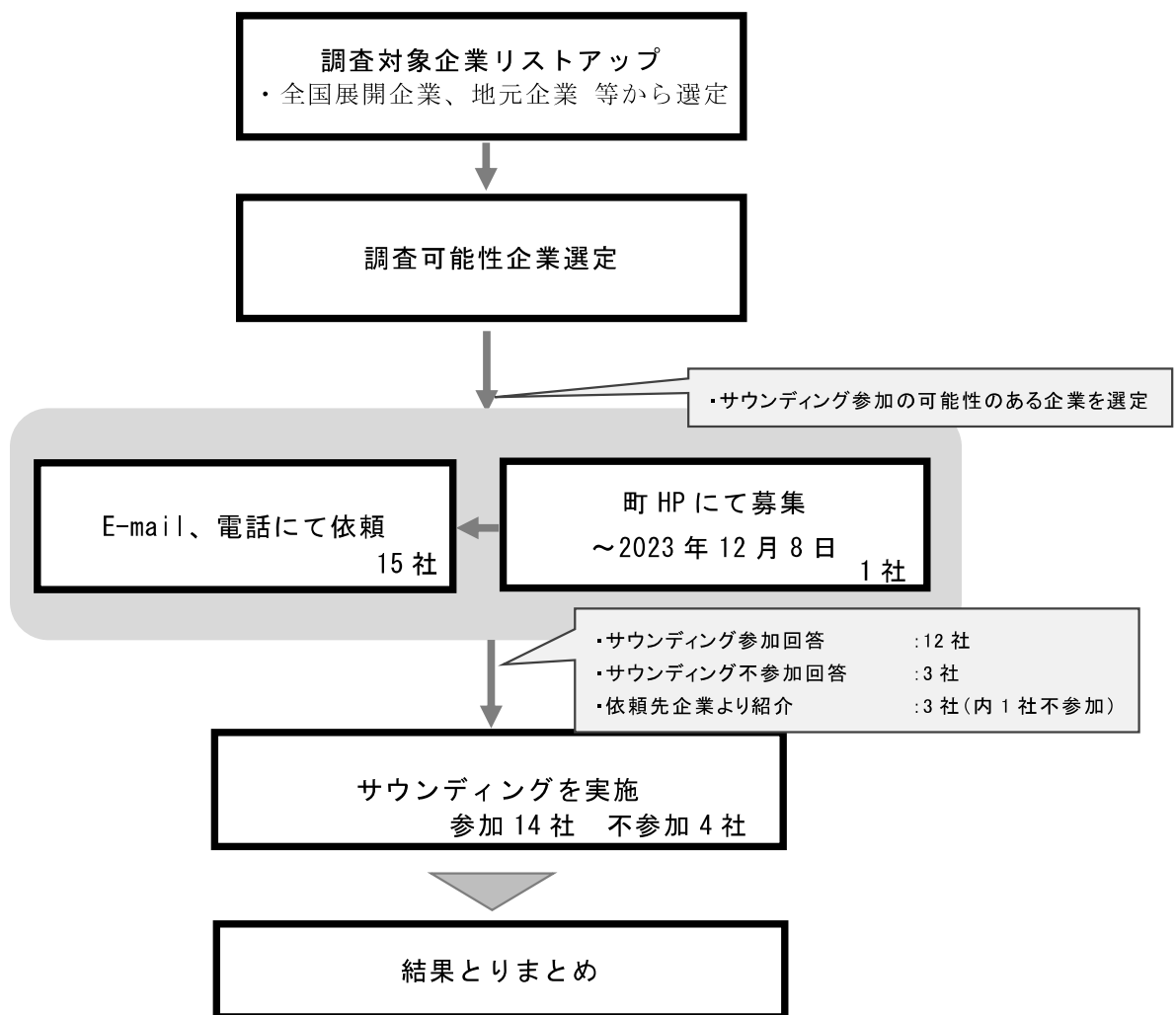


図 4-1 サウンディング調査の流れ

4.2.2 サウンディングの依頼

依頼を行ったサウンディング調査の対象企業 18 社は以下の通りである。

表 4-1 調査対象企業一覧

No.	企業名	業種・概要
1	A 社	注文住宅・リフォーム・外構・賃貸住宅新築・宅地開発販売・不動産仲介および管理
2	B 社	エネルギー事業、インフラ関連事業
3	C 社	林業、設計、建築、木製品の企画や販売等
4	D 社	飲食業、温泉施設業、菓子製造業、不動産業
5	E 社	菓子の製造・販売、店舗の企画・運営
6	F 社	大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営
7	G 社	鉄道輸送事業、沿線活性化事業等
8	H 社	廃棄物処理、ビルメンテナンス、官民連携事業・PPP/PFI 事業
9	I 社	新築戸建て・分譲マンション、都市開発
10	J 社	住宅、施設の企画・設計・施工等
11	K 社	宿泊施設、キャンプ場の運営等 * P 社より紹介を受けて依頼
12	L 社	飲食施設、イベント運営等 * I 社より紹介を受けて依頼
13	M 社	農業生産、飲食、販売業等
14	N 社	賃貸マンション事業、公民連携事業、特殊建築物施工
15	O 社	運輸、不動産、国際物流、流通等 * G 社より紹介を受けて依頼
16	P 社	人材派遣、地方創生事業
17	Q 社	ビル施設管理運営、建物管理や資産運営等のノウハウで PFI 事業へ参画
18	R 社	不動産開発、維持管理、運営、宅地建物取引業、不動産鑑定業等

サウンディング項目は、下図サウンディングシートを事前に送付し、対話形式で具体的な事業内容や齋宮の見方（評価）、事業アイデア、事業実施時の課題や条件、必要な情報、参画の可能性、企業実績等とした。

サウンディング時に用いたシートを以下に示す。

様式3

「史跡齋宮跡」への官民連携手法導入に係る

サウンディング型市場調査

サウンディングシート

法人等名 _____

① 実施可能な事業内容 (事業コンセプト、事業内容、規模、管理運営方法等に関すること)
② 事業方式（売買・貸借等の種別、事業開始時期等に関すること）
③ 課題と条件（事業化にあたっての課題や条件等に関すること）
④ 効果（地域経済への波及効果、町の財政負担軽減等の効果に関すること）
⑤ その他（自由記述）

※各記入欄の大きさは適宜ご調整ください。
※補足する資料がある場合は適宜ご提出ください。

図 4-2 サウンディングシート

4-4

4.2.3 調査結果

当初対象としていた企業の中で、調査依頼への返答がない企業、メール等で不参加と回答した企業があり、最終的にサウンディングを実施した企業は 14 社となった。サウンディングを実施した企業は以下の通りである。

表 4-2 サウンディング実施企業

企業	業種・概要	実施日
A 社	注文住宅・リフォーム・外構・賃貸住宅新築・宅地開発販売・不動産仲介および管理	2023/12/ 8(木)
B 社	エネルギー事業、インフラ関連事業	2023/12/11(月)
C 社	林業、設計、建築、木製品の企画や販売等	2023/12/15(金)
D 社	飲食業、温泉施設業、菓子製造業、不動産業	2023/12/18(月)
E 社	菓子の製造・販売、店舗の企画・運営	2023/12/21(木)
F 社	大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営	2023/12/25(月)
G 社	鉄道輸送事業、沿線活性化事業等	2023/12/27(水)
H 社	廃棄物処理、ビルメンテナンス、官民連携事業・PPP/PFI 事業	2023/12/27(水)
I 社	新築戸建て・分譲マンション、都市開発	2023/12/27(水)
J 社	住宅、施設の企画・設計・施工等	2024/ 1/11(木)
K 社	宿泊施設、キャンプ場の運営等 * P 社より紹介を受けて依頼	2024/ 1/15(月)
L 社	飲食施設、イベント運営等 * I 社より紹介を受けて依頼	2024/ 2/ 1(木)
M 社	農業生産、飲食、販売業等	2024/ 2/21(水)
N 社	賃貸マンション事業、公民連携事業、特殊建築物施工	2024/ 2/21(水)
O 社	運輸、不動産、国際物流、流通等 * G 社より紹介を受けて依頼	不参加
P 社	人材派遣、地方創生事業	不参加
Q 社	ビル施設管理運営、建物管理や資産運営等のノウハウで PFI 事業へ参画	不参加
R 社	不動産開発、維持管理、運営、宅地建物取引業、不動産鑑定業等	不参加

サウンディング結果の概要は表 4-3、表 4-5 に示す通りである。サウンディングへ不参加の理由が得られた企業も合わせて記載する。

表 4-3 サウンディング依頼企業 (1)

企業	依頼結果	実施記録
A 社	参加	・飲食店での事業化だと給排水等のインフラの制約条件、コストは気になる。 ・開発条件の緩和をしてもらえると持続的なまちづくりが可能と考える。 ・事業の採算性を優先にせずとも関わりたい思いはある。
B 社	参加	・ある程度史跡でできることを整理して、条件が明確でなければ事業者側としては手を上げにくい。 ・町として観光客向けか、地元の人向けにやりたいのかの方針があるといい。 ・全国的に史跡では建物を新しく建てるより、イベントの実施をメインとしているイメージがある。 ・海や遷宮と絡めるように周辺とのシナジーのある事業。
C 社	参加	・遊び場の整備には興味があり、遊び場であれば子供連れなら必ず来る。 ・史跡公園での事業が実施できれば、全国の史跡へ展開できるため、魅力を感じる。
D 社	参加	・建築のデザインへお金を使えば、カフェなどは可能であると考えられる。いきなり飲食施設だと事業者側としては負担が大きい。 ・施設単体ではなく史跡全体の計画をしてもらえる公募内容にすべきと考える。 ・案として、カフェ＋シェアラウンジ＋宿泊や BBQ。
E 社	参加	・三重県の別拠点に専念している。
F 社	参加	・集客があまりない中で、事業者負担で試掘調査をしてまで参入するのは難しい。 ・コンビニや飲食であっても集客効果は大きくはないため、何か集客するための遊具や駐車場の整備はマストと考えられる。
G 社	参加	・観光のための臨時ダイヤであれば可能である。 ・伊勢方面と絡めたアイデアがいいと考えられ、伊勢方面にまずは来てもらう動機づけが必要である。
H 社	参加	・事業実施時に文化庁との間を取り持ってもらいたい。 ・文化財的価値のある場所で一般的なカフェやレストランをやるのは少し違う。 ・今の状況で利用者を伸ばす取り組みを実施した結果、どの程度に成長しているか、という情報があると参画の判断がしやすい。 ・古民家などの宿泊施設はニーズがあり、良いと考えるが、税制上のサポートを行うなどは必要である。
I 社	参加	・歴史を楽しむ人以外が訪れる誘客施設があるといい。 ・他で味わえない体験ができるように整備し、時間を過ごしてもらおうとよい。 ・交通アクセスが弱く、素通りしている現状と推測される。
J 社	参加	・町にて施設を改修してテナントを入れる手法がいいと考える。 ・地域や歴史に見合った事業となると、地元の事業者でなければ、参入は難しい。

表 4-4 サウンディング実施企業(2)

NO	依頼 結果	実施記録
K 社	参加	・ 学校団体をターゲットにすると、昼間の常時利用にいいのではないかな。 ・ 雨天に小学校一学年が一時待機できる四阿等の場所があると良い。 ・ 学校側のニーズとして、先生の負担軽減であり、何かパッケージとして、<u>教育と絡めたパッケージのプログラムの実施</u>が考えられる。
L 社	参加	・ <u>町と対話をしながら協力して実施できる体制がある</u>といい。 ・ 賑わいの質を考慮すると単なる飲食施設ではなく、<u>斎宮のストーリーが背景にあるコンテンツ</u>が良い。 ・ <u>指定管理業務にデザインを位置付けること、自主事業の継続実施や柔軟に料金設定ができる</u>と良い。
M 社	参加	・ 施設の利用として、<u>食事が可能でなければ、滞在時間を延ばせない</u>。 ・ 斎宮跡は商圈が被っている点、観光地での商材として売れる見込みがない点から参入は難しい。 ・ 施設やサービス内容、商品を無理に地元に絡めるのではなく、<u>利用者が一番喜ぶもの</u>がいいと考えられる。
N 社	参加	・ 顧客ターゲットは観光向けに重きを置くイメージ ・ 斎宮跡に高所得者向けの宿泊施設をつくる。 ・ <u>既存施設の機能転換や改修等による収益施設化</u>がよいのではないかな。 ・ 参加意欲のある会社との JV であれば、参入は考えられる。
O 社	不参加	・ 社の人員が不足していること。(毎日店舗に配置が出来ない) ・ 年間 10 万人の観光では、建設にかかるイニシャルおよびランニングがペイ出来ない。 ・ 建設条件や補助金等が明確ではないため、規模感や試算の検討が難しい。
P 社	連絡後、返信なし	
Q 社	不参加	・ 今回の計画はエリア的に当社での管理運営が難しい(近くに拠点がなく対応が出来ない。) ・ 弊社は建物管理会社であるため、一定規模の建物の維持管理とセットでないと民間提案施設の管理運営を行うことが難しいが、今回はそのような建物が無さそうであること。
R 社	連絡後、返信なし	

表 4-5 サウンディング結果まとめ

史跡斎宮跡の魅力	・文化財、歴史の浪漫があること。 ・伊勢や松阪に近接していること ・旧伊勢街道沿いの古民家が残っていること。 ・文学的なコンテンツとして魅力がある。		事業期間	・史跡内でのアイデアを聞く段階であったため、想定に至っていない企業が多い。 ・契約期間が短いと大きな投資が行えない。						
実施体制	・複数企業による事業参入が想定された。 ・JV の際に調査対象の企業が代表となる事業参入の意向はなかった。 ・史跡内の全体設計が可能なデザイナーを入れるべきという意見が上がった。		事業規模	・大半の企業が規模想定に至っていない。史跡の制約があるため、建築の新たな整備は具体的な意見が無かった。 ・その他には史跡公園内の既存施設を改修して、それぞれに機能を持たせることで一体的な整備が必要という意見が上がった。						
事業内容	・具体的な事業イメージがある提案とアイデアレベルに留まっている提案が混在している。			<table><tr><th>事業</th><th>事業規模</th></tr><tr><td>歴史を活かした体験</td><td>小学校の 1 学年が収容可能な屋内空間</td></tr><tr><td>シェアスペース</td><td>いつきのみや地域交流センター2 棟分</td></tr></table>		事業	事業規模	歴史を活かした体験	小学校の 1 学年が収容可能な屋内空間	シェアスペース
	事業	事業規模								
	歴史を活かした体験	小学校の 1 学年が収容可能な屋内空間								
	シェアスペース	いつきのみや地域交流センター2 棟分								
	実施場所	宿泊業	一棟貸宿泊施設	・明和町内に施設が多くなく、インバウンド受入をセットにすることも考えられるため。						
			宿泊施設	・松阪周辺に宿泊施設が少ない。 ・伊勢では高所得者層向けの宿泊施設が十分でない。						
			キャンプ、グランピング	・近年の動向から一定の需要はある。						
			トレーラハウス	・初期投資が少ない。すぐに始められる。						
		飲食業	カフェ	・誘客できるようなカフェが周辺にない。 ・史跡内を快適に過ごす機能として需要がある。						
			レストラン	・海が近接していることから、歴史的な関連があれば事業としての可能性がある。						
			バーベキュー場	・事業者負担が少ない。 ・松阪牛やトウモロコシ等が周辺で利用できる。						
			ベーカリーショップ	・簡単な食事ができるコンテンツとして、生活と観光ともに需要が見込める。						
		娯楽業	遊戯施設	・家族で遊べる遊び場は需要がある。 ・歴史を感じられる遊び場は価値がある。						
			フィールドアスレチック	・旧竹神社跡の樹木であれば実施可能。						
			体験施設	・斎王体験ができる宿泊体験ができるとよい。						
			浴場業	・明和町内に銭湯が無い。						
	その他の教育、学習支援業	発掘体験	・史跡の歴史を活かした事業で集客の可能性はある。							
		研修施設	・静かなので子供向けに宿題をする場所とする。							
歴史を活かした体験		・斎宮ならではの体験が提供できる。								
自然体験		・歴史も合わせて学べる自然体験の場として、学校団体からは需要がある。								
農業、林業、その他農業サービス	貸農園、体験農園		・都会の人向けの需要がある。							
その他	シェアスペース	・地元事業者が入れ替わりで実施すると魅力向上となる。								
	チャレンジショップ	・伊勢志摩地方では一大イベントの一つである式年遷宮と関連させる。								
複合型	研修施設＋飲食施設		・カフェとシェアラウンジにより、観光と生活の両方に貢献できる。							
	遊戯施設＋福祉施設		・子供の遊び場と合わせることで日常的な集客が可能である。							
	宿泊施設＋体験施設		・災害学習として、仮設住宅の宿泊体験など学校側のニーズはある。							
	体験農園＋飲食施設		・かつての作物（古代米等）を栽培して、それらを食べられる事業							
実施課題	・文化財発掘調査費用が事業者負担では厳しい。 ・近鉄特急が斎宮駅に止まらない。 ・斎宮の南北で時代（平安時代と江戸時代）が違うため、統一感がない。 ・効果的に斎宮の歴史を伝えることが出来ていない。 ・農業・栽培事業の際には土地の状態や農業用道路、水路が無い。									
	要望	・史跡斎宮跡の観光戦略を明和町として積極的に実施 ・開発条件の緩和 ・事業実施の際に文化庁と間を取り持つ仕組み ・明和町側で建物改修整備費を負担 ・古民家活用の宿泊施設の運営の際の税制上のサポート ・賃借の際 3 年程度の免除や減免 ・駐車場の整備 ・文化財にこだわらない違ったアプローチ ・人が歩きやすくなる整備 ・指定管理に維持管理に加えて、運営を組み込む。 ・事業者実施のイベントは自由度が高いと良い。								
必要情報		・給排水等のインフラの条件 ・整備に関する制約条件の明示 ・町として斎宮跡をどうしたいのかというビジョンの提示 ・事業範囲の明確化 ・明和町の観光戦略の取組と入込客数の目標値や観光客の増加率								
	サウンディング不参加理由	・年間 10 万人の観光では、建設にかかるイニシャルコストおよびランニングコストの採算が見込まれない。 ・建設条件や補助金等が明確ではないため、規模感や試算の検討が難しい。 ・明和町は、近くに拠点がなく当社での管理運営は難しい。 ・建物管理会社であるため、一定規模の建物の維持管理とセットでないと民間提案施設の管理運営を行うことが難しい。								

第5章 事業化検討

5.1 法令等の整理

5.1.1 制約となる法令等の解釈

文化庁文化財記念物課発行「史跡等整備の手引き―保存と活用のために―」（以下、手引きという。）を参考に「第2章前提条件整理 2.3.1 法的条件」にて記載した文化財保護法や明和町の文化財保護に関係した条例等の解釈について整理した。

(1) 実施可能な整備内容

① 史跡斎宮跡で実施可能な整備内容

史跡斎宮内の都市公園は主に第一種保存地区に該当する。現時点では「史跡整備」、「環境整備」以外の事業は認められていない。そのため都市公園であっても「史跡整備」、「環境整備」に該当する整備を行う必要がある。それぞれの整備内容の解釈について手引きを参考に以下にまとめた。

- ・ 史跡整備：防災施設、保存施設、保存修理（復旧）、復元展示整備
- ・ 環境整備：便益施設（園路及び案内施設、便所、ベンチ、四阿等）、樹木の植栽による緑陰等（快適な空間整備）、ガイダンス施設*（体験学習施設）、駐車場

*ガイダンス施設、体験施設は原則として指定地外

史跡整備、環境整備とは

- ・ 「史跡整備」とは保存のために行われた整備事業としては、防災施設の設置、古墳の石室等の保存施設の設置、復旧の延長で行われる保存修理等がある。
- ・ 「環境整備」とは「保存のための環境整備」と「活用のための環境整備」がある。「環境整備」には、遺構の確実な保存のみならず、史跡等に関する正確な情報を来訪者に提供し、さらには来訪者が快適に史跡等を見学できるようにするための、園路及び案内施設、便所、ベンチ、四阿などの便益施設の設置なども含まれる。また、樹木の植栽等によって緑陰を造るなど、史跡等を活用する上で求められる快適な空間づくりも環境整備の一環である。

出典：史跡等整備のてびき―保存と活用のために― I 総説編 P25
／平成17年／文化庁文化財部記念物課

便益施設としての建造物及び構造物等の整備について

- ・地下遺構の保存を前提とし、その直上の盛土造成面において、地下遺構である建造物及び構造物等の表現をかねて、史跡等の保存と活用に直接関連する便益施設等を復元的に整備する場合がある。）
- ・「ガイダンス施設」は史跡等の活用と運営に直接関連する施設ではあるが、史跡等の指定地内においては原則としては建設してはならないこととしている。しかし、史跡等の周辺地域が市街地化し、史跡等に隣接する指定地外の地域において、当該施設等の建設のための適地を確保することが極めて困難である場合には、遺構の配置構成等を十分考慮の上、史跡等の中心部でない周縁の地域において、遺構の保存を前提として当該「ガイダンス施設」を建設してもよい場合がある。
- ・また、史跡等に隣接する土地等を買取り、指定地と一体となった整備を行い、来訪者のための「ガイダンス施設」及び駐車場等の諸施設を建設することは、史跡等の保存と活用を確実に進める上でも重要である。

出典：史跡等整備のてびき-保存と活用のために－Ⅱ計画編 P254, P272
／平成 17 年／文化庁文化財部記念物課

指定地でガイダンス施設、体験学習施設等の建設時の留意事項

- ・史跡指定地の隣接地で公開・活用施設（ガイダンス施設、体験学習施設）を建設する際は以下の事項に留意する必要がある。
- ①施設の規模・形態が指定地内からの眺望景観や史跡等整備における全体の空間構成を阻害することがないように注意する。
 - ②施設の基礎構造が地下遺構に悪影響を与えることの内容に注意する。
 - ③史跡等の指定地内と一体の価値を有する遺構が指定地の外側にも展開することが判明した場合は、それらの区域を整備の対象地に含めるとともに、追加指定を検討し保存を図る。

出典：史跡等整備のてびき-保存と活用のために－Ⅱ計画編 P336
／平成 17 年／文化庁文化財部記念物

史跡斎宮の土地利用区分について

- ・昭和 54 年に史跡斎宮跡を適切に保存、管理するための施策を明らかにすることを目的に「史跡斎宮保存管理計画」が策定された。その後、昭和 58 年に当初区分（公有化地区、準公有化地区、準住宅地区、住宅地区）をそれぞれ第 1 種～第 4 種地区とする見直しが行われた。以下に史跡の利用区分について示す。
- ・史跡の利用区分は第 1 種～第 4 種保存地区を定められており、各種現状変更の制限や史跡整備に向けた考え方が異なる。

土地利用区分一覧表（平成 8 年 3 月 29 日改正）

土地利用区分	現状変更	史跡整備
第一種保存地区	史跡整備、環境整備のために行う事業以外の整備は認めない。	発掘調査の結果等に基づき史跡整備計画を樹立し、史跡公開として積極的に整備を行い、その活用を図る。
第二種保存地区	発掘調査の結果、重要な遺構、遺物が発見された場合は、現状変更を認めない。	公有化した土地については、発掘調査の結果に基づき整備を行い、その活用を図る。
第三種保存地区	遺構、環境を損なわない範囲で原則として現状変更を認める。	同上
第四種保存地区	同上	同上

出典：史跡斎宮跡整備基本構想／平成 8 年／明和町

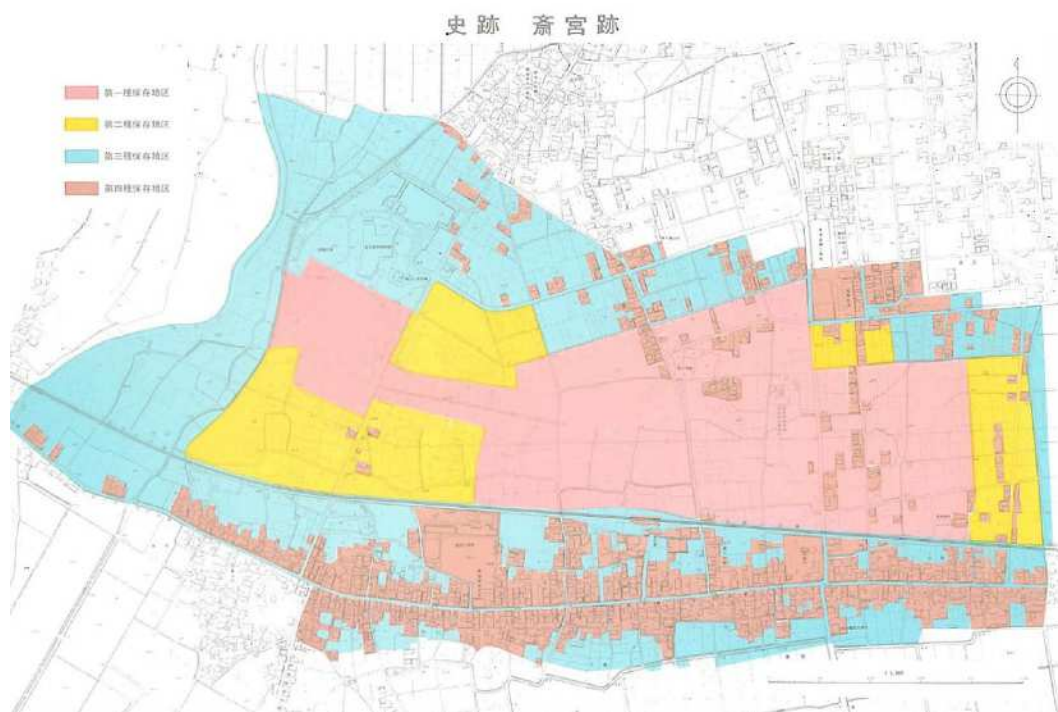


図 5-1. 史跡の土地利用区分図

出典：史跡斎宮跡整備基本構想／平成 8 年／明和町

史跡指定地における「史跡等活用専用駐車場」の取扱いについて

- ・史跡等の活用に供する駐車場の設置については、原則として史跡指定地外でなければならない。
- ・ただし、次の条件を満たすものについては「史跡等活用専用駐車場」として必要最小限の規模で、指定地内に例外的に整備することが認められることがある。
 - ①史跡等の面積が広大な場合又は隣接地に用地確保が困難な場合で、指定地内に駐車場がないと活用上著しい支障が生じると判断されること
 - ②史跡等の全体及びその周辺を含む適正な保存管理計画及び整備活用計画が策定されていること
 - ③特に整備活用計画において「史跡等活用専用駐車場」を計画する場合には、周辺の交通体系、土地利用の在り方等も視野に入れた適正な計画であること
 - ④外形的に史跡等活用専用であることが明確となっており、かつ史跡等活用専用として運用されること
 - ⑤「史跡等活用専用駐車場」の規模・形態・位置等については文化財保護法に基づき現状変更等の許可が可能な範囲内であること

出典：史跡等整備のてびき-保存と活用のために II 計画編 P336

／平成 17 年／文化庁文化財部記念物課

② 現状変更に関する規則を参考とした実施可能な整備

- ・明和町の現状変更の許可申請においては、以下のような現状変更をする際は文部科学省に設置されている文化審議会（簡易な現状変更については、三重県教育委員会）で、許可の有無を判断し、許可書が発行され変更が可能になる。
- ・個人住宅新築及び増改築、建物の取壊、合併浄化槽埋設、擁壁工事、カーポート、植栽撤去 等

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

- ・文化財保護法第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則が定められている。
- ・現状変更の許可を受けようとする場合は許可申請書を文化庁長官（都道府県又は市町村の教育委員会*）に提出しなければならない。

*法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項

出典：明和町ホームページ（文化財関係（史跡関係）申請届出書）／明和町

③ 文化庁史跡等購入費国庫補助事業を参考とした実施可能な整備

- ・ 史跡等購入費国庫補助事業と関係した補助金等適正化法の規定を参考に、記載された整備内容、事業の考え方を以下に示す。原則として史跡との関連性が薄い施設を指定地に設置することは想定されていない。
- ・ 物販や軽食提供を伴う施設、講座や研修を行うための施設、草花の植栽、栽培及びその販売（当該施設の設置が史跡の保存に適した設備に当たるか、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるかで判断）

史跡等購入費国庫補助事業で買上げた土地を整備・活用する場合に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、補助金等適正化法）について

Q4. 史跡指定地内で、物販や軽食提供を伴う施設の建設とその営業を行うことは、補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。なお、官営・公設民営・民設民営（PFI 等）の場合で判断は異なるのか。

A. 施設内における施設の設置については、当該施設の設置が史跡の保存に適した設備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。史跡等に関する施設の設置の基本的な考え方については、上述の「史跡整備の手引き」【計画編】第 4 章第 3 節に記載されていますのでご参照ください。なお、具体的な判断に当たっては、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるかを踏まえ、個別に検討される必要があります。

なお、具体的なケースにもよりますが、一般的に主体が自治体直営か、公設民営か、民設民営かどうかによって考え方が異なるものではないと考えます。

Q5. 史跡指定地内に、史跡の普及や、地域の歴史性の高い作物作り等に関する講座や研修を行うための施設を整備することは、補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 指定地内における施設の設置については、当該施設の設置が史跡の保存に適した整備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。史跡等に関する施設の設置の基本的な考え方については、上述の「史跡整備の手引き」【計画編】第 4 章第 3 節に記載されていますのでご参照ください。なお、具体的な判断に当たっては、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるかを踏まえ、個別に検討される必要がありますが、一般的に史跡との関連性の薄い施設を指定地に設置することは想定されていません。

Q6. 施設の利用料を史跡の保存・管理の財源とすることを目的として史跡指定地内に多目的施設を整備することは、補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 収益を史跡の保存に充てるという前提であれば、すべからく補助金の交付の目的に適した使用等になるわけではなく、あくまで、使用等の内容が史跡の保存という目的に達成することになるかどうかで判断することが必要です。史跡指定地内での施設の設置に関する考え方については、Q5、6 をご参照ください。

Q13. 空閑地の管理を目的とした草花の植栽、栽培及びその販売は補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 空閑地の管理を目的とした草花の植栽、栽培が史跡の保存に適した整備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。なお、具体的な判断に当たっては、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるかを踏まえ、個別に検討される必要があります。なお、販売については Q1 と同様、採取した草花等は土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」にあたらず、販売する行為については同条同法に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当せず、補助金等適正化法による制限は適用されません。

Q14. 以前より事実上近隣住民の生活通路となっている園路ではない通路について、防犯対策のために街頭等を設置することは適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 街灯等の設置が史跡の保存に適した整備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。なお、具体的な判断に当たっては、個々の史跡の性質や事情を踏まえ、個別に検討される必要があります。

出典：史跡等購入費国庫補助要項／令和 2 年／文化庁

④ 史跡等購入費国庫補助事業を参考とした実施可能な整備

- ・文化庁による補助金事業を参考に整備可能な事業を以下にまとめる。
 - ・復旧（保存修理）：石垣等の復旧、植栽、整地、給排水施設等の工事
 - ・環境整備：標識、説明板等、園池、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事、休息施設、便所等便益施設等工事
 - ・活用施設：歴史的建造物の復元、復元的整備、野外観測等のための施設の設置ガイダンス、体験・活用等のために必要な施設
 - ・防災対策：警報設備、街灯*、消火設備等

*近隣住民の生活通路となっている園路ではない通路における、防犯対策のために外灯などは、史跡の保存に適しているか、個々の史跡の性質や事情を踏まえ、個別に検討される。

歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項

文化庁補助対象事業として「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項」記載のある内容を以下に示す。

歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助とは、文化財保護法（以下「法」という。）第 109 条第 1 項、第 2 の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第 118 条、法第 120 条及び法第 172 条の規定に基づき国が行う補助事業である。

補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物、歴史の道又は石垣等の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

（１）史跡等総合活用整備事業

①復旧（保存修理）

（ア）旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事

（イ）庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事

②環境整備

（ア）史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝

（イ）史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

（ウ）史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事

（エ）史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事

（オ）ア～エで設置した施設等の改修

③活用施設

（ア）史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元

（イ）史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備

（ウ）史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置

(エ) 史跡等の野外観測等のための施設の設置

(オ) 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置

(カ) ア～オで設置した施設等の改修

④防災対策

(ア) 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置

(イ) 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断

⑤上記の災害復旧

⑥上記工事等の実施に必要な措置

(ア) 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量

(イ) 整備基本計画の策定

(ウ) 基本設計、実施設計、工事実施のための施工監理

(エ) 工事等報告書の作成

(2) 登録記念物活用整備事業

① 設計監理

登録記念物の復旧（保存修理）、環境整備等に必要な工事（上記（1）①～⑤に掲げるものと同様の工事）に係る設計監理

② 保存施設

登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

③ 上記の実施に必要な措置

(ア) 登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量

(イ) 工事等報告書の作成

出典：歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項／令和2年／文化庁

5.1.2 史跡内で可能な整備

5.1.1 を踏まえて、史跡内で実施可能な整備について以下にまとめた。

それぞれの根拠や法令等は 5.1.1 へ記載する。

史跡の整備でできること

(1) 整備内容

1) 保存に関わる整備

- ・史跡整備：防災施設、保存施設（古墳の石室等）、保存修理（復旧）
- ・環境整備：標識、説明板等、園池、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事

2) 活用に関わる整備

- ・史跡整備：歴史的建造物の復元、復元展示整備
- ・環境整備：便益施設（園路及び案内施設、便所、ベンチ、四阿等）、樹木の植栽による緑陰等（快適な空間整備）、ガイダンス施設（体験学習施設）、駐車場、野外観測等のための施設の設置、ガイダンス・体験・活用等のために必要な施設

3) その他

- ・個人住宅新築及び増改築、建物の取壊し、合併浄化槽埋設、擁壁工事、カーポート、植栽撤去 等

(2) 史跡内の事業について

- ・物販や軽食提供を伴う施設、講座や研修を行うための施設、草花の植栽、栽培及びその販売（当該施設の設置が史跡の保存に適した設備に当たるか、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるか）

また、上記の整備内容に加え、三重県文化保護課へのヒアリングを実施した際に得られた意見を基に史跡内で可能な整備の考え方を加えて事業の制約条件をまとめる。

前提条件や事例、明和町の背景を踏まえた制約条件（案）

①地下遺構を傷つけてはならない

⇒整備を行う場合は、既存施設の基礎を利用、または地下遺構へ影響を与えないベタ基礎とする。また整備の際には現状変更届を提出して許可を得る必要がある。

②指定地内で行う企画事業や施設においては、規模、形態、構造及び色彩は史跡等の景観に十分配慮したものとする必要がある。

⇒過度な装飾・広告・看板を設置してはならない。復元建物や歴史体験館との調和のある（意匠・材料に配慮した）設えであること。

③歴史を想起させる場所としてふさわしいかについて考慮する。

⇒史跡のもつ歴史を考慮した事業であること。

5.2 事業手法等の検討

5.2.1 参考にした類似事例

先に整理したとおり、史跡内では、現状変更などの手続きが必要であり、整備できる施設も、ある程度限定されることから、斎宮跡のように史跡に指定された地域において官民連携手法を導入した事例がないかを確認した。実際に Park-PFI などを導入した事例はあったが、いずれもその対象地は史跡指定地域外であった（具体的には史跡範囲の隣接地が対象地であった）。

斎宮跡は約 137ha と広大であり、かつ近鉄山田線斎宮駅、及び史跡に関連する各種施設は、対象地のほぼ中心に位置しているため、類似事例のような手法は適切ではないと判断する。

5.2.2 事業手法・スキームの整理

(1) 現状の運営管理の実態

史跡内には、三重県と明和町の2つの管理者があり、運営維持管理に関して指定管理者あるいは業務委託の形で実施されている。

- ・ いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営維持管理（指定管理者）
- ・ 史跡内の公有地の草刈などの業務委託
- ・ 斎宮歴史博物館庭園管理業務委託
- ・ 斎宮歴史博物館受付・総合的案内業務委託
- ・ 斎宮歴史博物館清掃業務委託 など

その一方で、一般社団法人明和観光商社が賑わいに関するイベント等を開催している。

このように、斎宮跡では、多くの業務がそれぞれに実施されており、また発注者が三重県又は明和町と異なるため、今後は、統一的な考えのもと、メリハリをつけた効率的・効果的な運営維持管理を実施していることが望まれる。

(2) 事業手法・スキームの整

下表の通り各手法について一覧で整理した。運営維持管理については、指定管理者制度を用いることで、民間のノウハウ等を積極的に活用することができ、公園の魅力向上に資すると考える。

また、収益施設等の整備に関しては、設計・施工・維持管理・運営を一括して行う DBO 方式、設置管理許可、公募設置管理、PFI 方式がトータルコスト縮減や公園のサービスレベル向上に寄与する。

ただし、以下に示す DBO や各種 PFI 事業は一定以上の事業費のもと、広域的な範囲または大規模な施設を設計・施工・運営管理する手法であるため、大規模な整備を想定していない史跡斎宮跡には適さな

いと判断する。

		整備+運営						運営			
		一括発注 DBO	設置管理許可	公募設置管理 (Park-PFI)	PFI 事業				包括的民間 委託	管理許可	指定管理者制度
					BT0 方式	B0T 方式	B00 方式	R0 方式			
概要		民間事業者に設計・建設の一括発注と、維持管理・管理運営等の一括発注を包括して行う手法	民間事業者が、公園管理者の許可を受け、公園施設の設置・管理をする手法	民間事業者が公募対象公園施設の設置と、当該施設より生ずる収益を活用してその周辺の公共部分（特定公園施設）の整備・改修を一体的に行う手法	民間事業者が設計・建設し、施設完成直後に市に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・管理運営を行う方式	民間事業者が設計・建設し、維持管理・管理運営等を行い、民間事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式	民間事業者が設計・建設し、維持管理・管理運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式	既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・管理運営等を行う方式	維持管理・管理運営段階における複数業務・複数年度の性能発注により業務委託する手法	民間事業者が公園管理者の許可を受け、公園施設を管理運営する手法	民間事業者が新たな公園整備を伴わず、公園全体の包括的な維持管理・管理運営を行う手法
根拠法		—	都市公園法	都市公園法	PFI 法	PFI 法	PFI 法	PFI 法	—	都市公園法	地方自治法
対象となる施設		法令上の規定なし	法に定める公園施設（収益施設）	法に定める公園施設（収益施設）	法に定める公共施設等				法令上の規定なし	法に定める公園施設（収益施設）	法に定める公共施設等
資金調達 (初期投資)		公共	民間	民間 (特定公園施設は一部公共負担有)	民間			公共／民間	—	—	—
施設 所有	整備時	公共	民間	民間	民間			公共	—	—	—
	運営時	公共	民間	民間	公共	民間		公共	公共	公共	公共
	事業終了時	公共	公共／民間	公共／民間	公共		民間	公共	公共	公共	公共
事業期間の目安		10～30 年	最長 10 年 (更新可)	10 年 (20 年担保)	10～30 年				3～5 年程度	最長 10 年 (更新可)	3～10 年程度
特長	公共	・設計、建設、管理運営企業の技術等の活用によるコストダウンや品質向上 ・工事費、管理運営費等の高騰を民間に転嫁することが可能（リスク分担） 等	・民間事業者の創意工夫を取り入れることで、公園のサービスレベルの向上に寄与することが可能 ・公募、選定手続きが必須ではないため業務負担を軽減することが可能 等	・民間事業者の資金の活用による公園整備、管理にかかる財政負担が軽減 ・民間事業者の創意工夫を取り入れることで、サービスレベルの向上に寄与することが可能 ・公募設置指針の作成が必要、公募などの手続きも必要等	・企業間のノウハウや新技術の活用によるコストダウンや品質向上が可能 ・施設整備費が割賦払いとなるため、財政支出の平準化が可能 ・民間事業者の創意工夫を取り入れることで、公園のサービスレベルの向上に寄与することが可能 ・公園施設のうち、利用料金施設について、事業者を利用料金を徴収させる場合には、事業者を別途指定管理者として指定する必要がある。また、公園施設を活用して収益事業を実施する場合には、PFI 事業者に対し、別途設置管理許可を与える必要がある 等				・管理運営業務を長期的に委託するため、委託事務量の軽減が可能 ・仕様書に定めた内容の履行であり、一定以上のサービス向上につながるにくい ・行政のコスト縮減につながるにくい等	・民間事業者の創意工夫を取り入れることで、公園のサービスレベルの向上に寄与することが可能 ・公募、選定手続きが必須ではないため業務負担を軽減することが可能 等	・選定手続きを公募とすることで、競争原理による管理コストの軽減が可能 ・民間事業者の創意工夫を取り入れることで、サービスレベルの向上に寄与することが可能 等
	民間	・企業間のノウハウや新技術の活用によるコストダウンが可能 ・一連での参画であり、一貫した考えによる効率的な事業実施が可能 等	・都市公園の中に収益施設の設置が可能 ・事業期間が 10 年以内であり事業として成り立たないケースがあり得る 等	・便益施設等の設置できる期間が長期である等、長期的な視野での投資、経営が可能 ・公募対象公園施設の建蔽率の制限が緩和される ・特定公園施設整備の負担がある等	・企業間のノウハウや新技術の活用によるコストダウンが可能 ・PFI 事業の設置管理許可期間を最大 30 年まで延伸可能となり、長期的な視野での投資、経営が可能 ・工事費、管理運営費等の高騰のリスクを負う 等				・同一の企業が複数年度業務を実施することで技術ノウハウの蓄積・発揮が可能 等	・都市公園の中での収益施設の運営が可能 等	・ノウハウ等を活かして効率的な管理運営が可能 ・財政基盤が確立していない法人の場合、継続的な売上の確保が可能 等
先進事例		—	富岩運河環水公園におけるスターバックスコーヒー（富山県）	勝山公園における珈琲所コメダ珈琲店（北九州市）	原山公園再整備運営事業（堺市）	道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業（北海道）※一部 BT0 含む	常陸海浜公園ブレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業（国土交通省）※一部 R0 含む	弘前市吉野町緑地周辺整備等 PFI 事業（弘前市）	国営公園の運営維持管理業務	—	大阪城公園パークマネジメント事業（大阪市）

また、民間事業者のサービス対価の回収方法として、以下の3つが挙げられる。民間事業者の創意工夫により収益性があげられるか、収益性に関わらず一定のサービスを提供すべきか、という視点で事業者の回収方法を検討する必要がある。

表 5-1 事業類型の概要

事業類型	メリット	デメリット	事業方式
① 民間事業者が公共負担でサービスを提供 (サービス購入)	・ 民間事業者は事業期間中、安定した収入を得ることが可能	・ 利用者が増加した場合でも、民間事業者の収入は増加しないため、事業者へのインセンティブが働かない	・ 包括的民間委託 ・ 指定管理者制度 (利用料金制度を採用しない場合) ・ PFI ・ DBO
② 民間事業者が利用料金収入をもとにサービスを提供し、不足分を公共が負担 (混合)	・ 利用者が増加するにつれ、民間事業者の収入が増えるため、民間事業者のインセンティブになる ・ 利用者が減少した場合でも、行政からの負担で補うことが可能	・ 利用者が減少した場合、行政の負担が増加する	・ 指定管理制 (利用料金制度) ・ PFI ・ DBO
③ 民間事業者が利用料金収入のみでサービスを提供 (独立採算)	・ 利用者が増加するにつれ、民間事業者の収入が増えるため、民間事業者のインセンティブになる ・ 行政側に金銭の負担がかからない	・ 民間事業者が利用者減少による収入減少のリスクを負う	・ 設置管理許可 ・ 公募設置管理 (Park-PFI) ・ 管理許可 ・ PFI ・ DBO

斎宮跡では、史跡内の施設の多くは社会教育施設と位置づいているため、サービス対価として料金を事業者が設定できず、無料あるいは低廉な料金設定になっている(現状、斎宮歴史博物館の入館料は一般個人が340円、いつきのみや歴史体験館は無料)。

今後、上記②や③とする場合、行政側の財政負担を軽減し施設の運営管理に必要な事業費を確保するとともに、各種事業の採算を考慮して事業者による料金設定を許容することが望まれる。

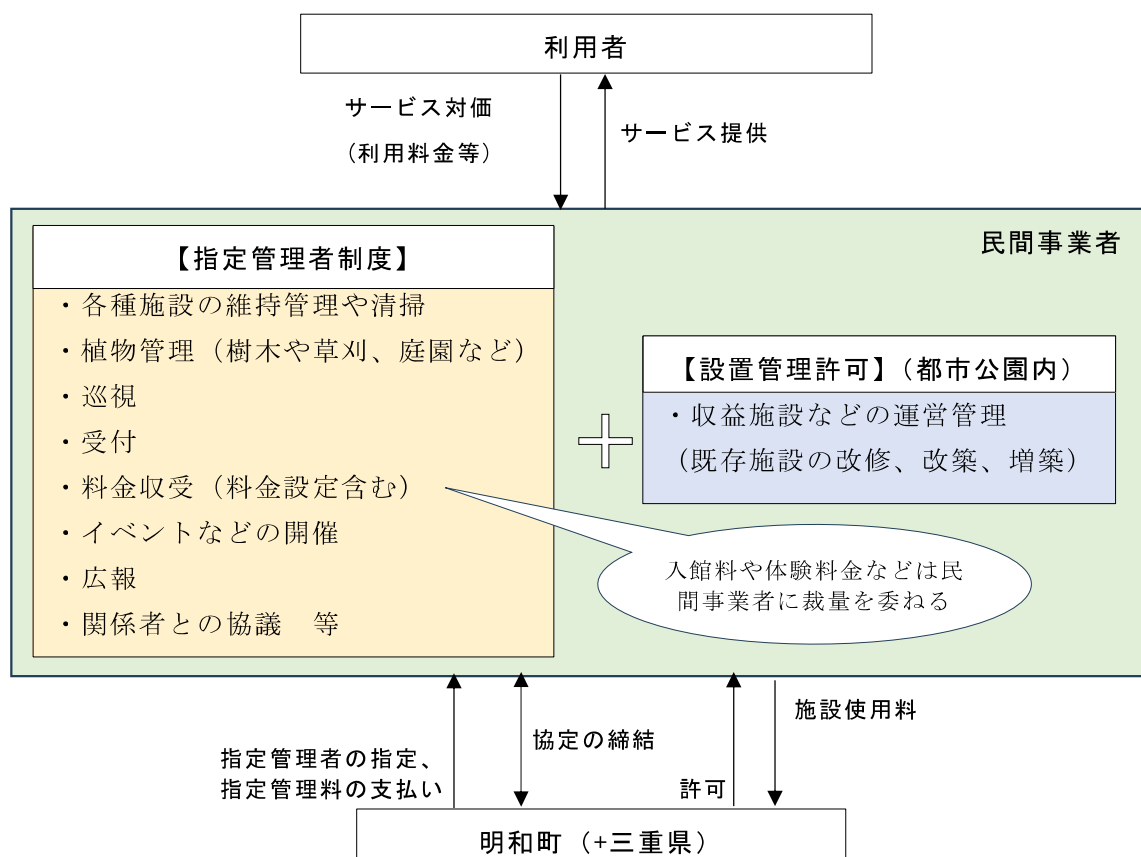
(3) 史跡齋宮跡における事業手法（案）

PPP/PFI の各種手法の可能性について、民間事業者へのサウンディングにて確認した。その結果、民間事業者自らが投資して施設整備を行い、その後の長期間に運営管理を実施するような事業手法（PFI、Park-PFI 等）は難しいとの回答を得ている。

また、民間事業者にとって、施設の運営管理、植栽管理などに要している指定管理料や委託料をもとに、柔軟に資金を運用し、収益施設等の運営管理を実施するスキームを求める意見があった。

さらに、史跡であるために現状変更などの手続き、事前の発掘調査の実施などが必要であることから、そのような手続き等が不要となるように、既存の施設を活用して、施設の一部を民間事業者に貸し出し、施設使用料を町が徴収しながら、民間事業者が事業を実施するスキームもあり得るとの意見もあった。

以上を踏まえ、スケールメリットを活かし、指定管理者制度の導入により、様々な指定管理や業務委託を集約し一つの事業として民間事業者に委ねることとする。合わせて、長期的な収益施設単独の事業では事業性が難しいため、指定管理者制度に、最長 10 年の期間である、手続きが簡易である、民間事業者が参画しやすい都市公園法に基づく設置管理許可による収益施設の実施（自主事業として）を組み合わせることとする。



なお、草刈等に関しては、地元雇用の確保（地域連携）、地元業者の対応による委託費の縮減を考慮し、上記のスキームとは切り分けた事業（従来どおりの委託）も考えられる。

ただし、斎宮跡が広大であること、管理者が三重県と明和町の2つであることを考慮し、史跡範囲全体を対象に一斉に官民連携手法を導入するのではなく、段階的に各種取組を試行しながら、関係者の同意を得るとともに協働により最大限の効果を得られる最適な手法を導入することが望ましい。

5.3 事業手法・スキームの比較

5.3.1 事業スケジュール

現状、指定管理者制度を導入している「いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営維持管理」の期間は5年間である。

一方、指定管理者制度を導入した施設の事業期間はおおむね3～5年が多いが、長期的に安定したサービスが求められる施設などでは、10年に設定するケースも増えてきている。

斎宮跡における指定管理者制度の事業期間は、これらの例をもとに、3年・5年・10年で事業期間のメリット・デメリットを整理し、適切な事業期間を検討した。

下表により、現状の指定管理者制度の業務と同じく5年を基本とする。ただし、次年度以降の事業化検討時のマーケットサウンディング（公園管理者側が公募条件案等の一部を開示し、当該公募条件を前提とした民間事業者による事業への参画意向を確認する）により、具体的な期間を設定することとする。

なお、仮に5年以上など長期とする場合は、民間投資による施設整備・運営を事業期間の途中から実施できるような柔軟な期間設定を行う。

表 5-2 事業期間の比較

評価項目	事業期間		
	3 年	5 年	10 年
民間ノウハウの発揮度	実情を理解し、適切な管理運営が可能となるのに、最低でも1～2年かかる。	実情を理解し、公園に適した管理運営を実施し、ノウハウを発揮してより効果的・効率的に実施できる。	実情を理解し、公園に適した管理運営を実施し、ノウハウを十分に発揮してより効果的・効率的に実施できる。 収益施設への投資を回収しやすい。
	△	○	○
大規模修繕リスク	事業期間中に生じる修繕について予測がつきやすく、軽微なうちに対応できる。	同左	老朽化が進み、大規模修繕等により運営が滞るなどのリスクが高まる。
	○	○	△
総合評価	○	◎	△
その他懸案事項	小規模なイベント等しか実施できない。 収益施設への投資を回収できない。	収益施設等の運営もセットとした場合、事業投資を回収できない場合が想定される。	

5.3.2 事業範囲

サウンディング調査では、史跡全域を対象に始めるよりも、近鉄山田線斎宮駅、及び史跡に関連する各種施設（いつきのみや歴史体験館やいつき茶屋など）が集中している範囲で事業を開始することが望ましいとの意見があった。

一方、近接する伊勢神宮は、全国より多くの来訪者があるが、斎宮跡は伊勢神宮と比べて認知度が低く、現時点では民間事業者の参画による積極的な官民連携手法の導入は時期早々と捉えられた。

本来は史跡全体を対象に官民連携手法の導入を目指すべきと考えるが、事業性が不明確であるため、まずは、斎宮跡内の都市公園を主たる対象に、指定管理者制度を導入し、設置管理許可による収益施設の導入を図ることとする（第1期）。次の指定管理者の期間にて、民間事業者の意向を確認しながら、第2期として史跡全体を対象とする。

5.3.3 事業内容

前提条件にて整理したとおり、史跡内では、現状変更などの手続きが必要であり、整備できる施設が限定されるが、整備の際には史跡の保存活用計画や整備計画に適合した整備であれば、認められる。以下に斎宮跡内で考えられる事業について、サウンディングで得られた意見も参考に示す。

斎宮跡内で考えられる事業			
- 既存の史跡斎宮内で行われている事業は、同様の業種であれば可能であると判断した。さらに追加で提供するサービスが史跡の保存と活用を確実に進める上で重要であるかどうかを加味して記載する。 - 史跡内に無い事業については、<u>特例措置のための新たな解釈</u>として、史跡等の保存と活用を確実に進める上で重要であるかどうかを考慮して記載する。 史跡斎宮内で考えられる事業について以下に案としてまとめる。			
事業分類	整備内容	現状	民間事業の実施に向けて 特例措置のため新たな解釈
飲食料品 小売	コンビニエンスストア 産直販売所	・ 史跡指定地内にて特産品を取り扱う「あざふるさと」が営業中 ^{※1}	・ 特産品やお土産を置き、一部飲み物や飲食物を販売する。
その他の 小売	雑貨屋	・ 史跡指定地内にてお土産を販売する「いつき茶屋」が営業中 ^{※1}	・ 特産品やお土産を置き、一部雑貨を取り扱い販売する。
無店舗 小売	無人販売機	・ 史跡指定地内にて、自動販売機の設置	・ 飲み物以外にも食品自動販売機を設置して、食事スペースも整備する。
専門 サービス	著述・芸術		・ アトリエを貸し出す代わりに、史跡をコンセプトとした作品の作成、展示する。
宿泊	宿泊施設		・ 斎王体験や復元建物の宿泊体験として整備する。 ・ 「地域的な研修センターの設置 ^{※2} 」として整備する。
	キャンプ グランピング		・ 斎宮跡の昔から変わらない星空を鑑賞することを目的に整備する。
飲食	カフェ	・ 史跡指定地内にて食事を提供する「いつき茶屋」が営業中 ^{※1}	・ 史跡の活用に向けたサービスの向上を目的に利用料金の引き上げを実施する。
	レストラン		
	バーベキュー場		
一般公衆 浴場	温浴施設 足湯		・ 宿泊施設整備の際の必須施設として整備する。 ・ 冬季に史跡を快適に利用してもらうための施設として整備する。
娯楽	屋内遊戯施設		・ 雨の日に史跡を快適に利用してもらうための施設として整備する。
	フィールドアスレチック		・ 史跡斎宮跡の副次的価値である農地山林の重要性を学べる場所として整備する。
	体験施設	・ 歴史体験館が様々な体験を実施	・ 史跡の活用に向けたサービスの向上を目的に利用料金の引き上げを実施する。

事業分類	整備内容	現状	民間事業の実施に向けて 特例措置のため新たな解釈
その他	駐車場業	・ 「史跡等活用専用 駐車場」として整備 ^{※3}	
農業 サービス	貸農園・体験農園		・ 水田や畑作の復元整備の一環として副次的価値を体験できる場所として整備する。
教育、学習 支援	体験・研修施設		・ 発掘調査体験と絡めた斎宮跡を学べるプログラム事業の一環で整備する。 ・ 青少年向けの歴史・自然体験学習や研修のできる場所として整備する。
社会保険・ 社会福祉・ 介護	複合介護施設		・ 斎宮に昔から住む住民を守り続けることを目的に介護福祉事業として拠点を整備する。

※1：公有化された史跡等においては、地元の産業振興等の観点から公益性が認められる場合には、
 物品の販売を行ってもよい場合がある。（史跡等整備の手引き，Ⅰ 総説編，P113）

※2：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 国内的保護（第4・5条）
 （5）文化遺産及び自然遺産の保護，保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センター
 の設置又は発展を促進し，並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

※3：「史跡等活用専用駐車場」とは、史跡等の活用に供する駐車場の設置については、原則として
 史跡指定地外とされる。ただし条件を満たす場合は例外的に最小限の規模で、指定地内に整備する
 ことが認められることがある。

サウンディング調査結果、明和町の意向等を踏まえて、想定される既存施設の事業内容として、以下が考えられる。

施設	対応	内容
いつきのみや 地域交流センター	改修 増築	・ 斎宮全体の管理事務所 ・ カフェ、ベーカリーショップ ・ コワーキング・サテライトオフィス（落ち着いた雰囲気の中で仕事ができる環境を提供） ・ チャレンジショップ（同上） ・ 屋内遊戯施設（体験館とのすみわけを図りながら、家族での遊びと歴史を融合したコンテンツを提供）
観光案内所	—	・ 同上 ・ 公園口休憩所（増築）へ移転（案内強化）
いつき茶屋	改築 改修	・ 飲食（地元食材を使いながら、斎宮時代の料理を提供する飲食） ・ 物販（地元の特産品や土産物の品ぞろえが豊富な物販） ・ 各種施設へのガイダンス機能の強化
公園口休憩所	改築 改修 増築	・ 休憩 ・ 各種施設へのガイダンス機能の強化
斎宮歴史博物館	改修	・ 体験コンテンツの充実（発掘体験など） ・ 各種施設へのガイダンス機能の強化
いつきのみや 歴史体験館	改修	・ 現機能を継続 ・ ミニ体験を追加 ・ 厨房・キッチンを追加して、料理教室の開催や BBQ 食材の加工（隣接する屋外にて BBQ を実施）

また、既存施設の活用以外に、以下の事業も考えられる。

施設	内容
宿泊施設	・旧伊勢街道沿いの古民家などを改修する。 ・既存施設の増築も考えられる。
バーベキュー、グランピング	・地元食材を使ったバーベキューメニューを提供する。 ・副次的価値である街道や集落、農地の風景を楽しむ機会を提供する。
温浴施設	・かつて斎王がこの地で身を清めたことに絡めて一連の斎宮体験プログラムに組み込む。
体験農園、市民農園	・公有地を活用して、農業体験ができる機会を提供する。都会に住む方々の現状景観の維持を図る。 ・地元農家が指導し、手軽に農作業を体験できる。
フィールドアスレチック	・史跡内に残る樹林を活用した屋外遊び場とする。 ・木登り体験など、かつての遊びを体験できるプログラムを提供する。

注意事項として、史跡であることを考慮し、「史跡斎宮跡保存活用計画」に示す本質的な価値及び副次的な価値に合致し、それらの価値を具現化する内容とする。

民間事業者にどのような事業を具体的に求めた場合、あるいは民間提案を自由に求める場合、いずれにおいても、民間事業者が参画しない、あるいは行政が求める事業が提案されない可能性が残る。

このため、管理者である行政として、以下に示す条件を設置したうえで、その範囲で民間提案をうけ審査する方法が望ましいと考える。

【民間事業者に求める条件（案）】

主旨	条件
民間事業者の参画に関するハードルを下げる	施設の新設を求めず、現施設の改修等を受け入れる
“史跡の保存と活用”の主旨に外れない事業を採用する	「保存活用計画」を十分に理解し、同計画に基づく事業の実施を求める 外装は、現状の景観に調和するとともに、斎宮の歴史を想起させる外装整備（形や色、規模）。 例：木質、ダーク系、切妻屋根、2階以下

5.4 リスク分担の検討

5.4.1 リスク分担の考え方

史跡斎宮跡の民間業者と明和町とのリスク分担表（案）を検討した。検討にあたり以下の公募設置指針を参考とした。それぞれは史跡に関連した P-PFI 事業である。

①偕楽園月池地区整備事業

→国指定史跡に指定された偕楽園の拡張部にて民間活力導入が公募された。飲食・売店等の収益施設の設置や園路、広場等の公園施設の整備、さらには整備後の公園施設の管理運営等について公募事業者を募った。

②難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業

→史跡内の P-PFI 導入検討した事例（史跡内の整備は芝生公園）であり、隣接地に飲食店（レストラン、カフェ、スイーツ店）、また駐車場、駐輪場が公募された。

③橿原市新沢千塚古墳群公園管理運営事業

→広大な史跡範囲における整備事業であり、史跡の中心部（北群・南群エリアの間の史跡指定範囲外）に公募事業者を募った。公募対象施設に飲食機能を付加したカフェ・ガイドンス施設）、ベンチ、四阿などが公募された。

・リスクの考え方

リスクを分担する者は明和町と民間事業者のいずれが

①リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力

②リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力を有しているか。

によって設定する。

また国指定史跡に指定された範囲での公募であるため、史跡に関連したリスクは留意事項として記載する。

5.4.2 リスク分担表（案）の整理

主なリスクについては、以下の負担区分とする。リスク分担に定めのない内容が生じた場合は、明和町と民間事業者が協議の上、負担者を決定するものとする。

本業務の対象地は、国指定史跡の指定を受けており、施設やその周辺を含めた改修において、現状変更を行う場合は町と事前協議を行ったうえで、文化財保護法第125条の規定により文化庁長官による、現状変更の許可が必要となる。また現状変更を行う際に地下遺構の調査を実施し、影響がないと認められた場合に整備が可能となる。現状変更の許可申請の遅延による事業の遅延や中止は民間事業者の負担とする。

史跡内で実施する事業内容によっては、文化財保護法に基づく許可申請又は届出が必要となる。また、入場料や物販を伴う催事等については実施計画書を作成し、その概要を記載する。許可申請による事業の遅延や中止は民間事業者の負担とする。なお明和町と事前協議を実施していた場合については、負担割合を協議し決定する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		明和町	民間事業者
法令変更	・民間事業者が行う整備・管理運営に影響する変更	協議事項	
	・民間事業者が行う整備・管理運営業務に影響する法令等の変更による協定解除	協議事項	
	・施設等の新設又は改築を要するものなどの法令等の変更		○
第三者損害	・工事・維持補修・管理運営において、明和町の要因で公園利用者又は施設利用者等の第三者に損害を与えた場合	○	
	・工事・維持管理・運営において、民間事業者の要因で公園利用者又は施設管理利用者等の第三者に損害を与えた場合		○
物価	・民間事業者決定後のインフレ、デフレ		○
	・収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
金利	・民間事業者決定後の金利変動		○
物価変動	・管理運営経費に影響する物価変動		○
金利変動	・金利変動等による収支の影響		○
資金調達	・必要な資金確保		○
需要変動	・当初の需要見込みと異なる状況		○
事業の中止・延期	・明和町の責任による中止・延期	○	
	・民間事業者の責任による中止・延期		○
	・民間事業者の事業放棄・破綻		○
不可抗力	・自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○
	・自然災害等による施設・設備の復旧費用	協議事項	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		明和町	民間事業者
	・ 自然災害等による協定解除	協議事項	
申請コスト	・ 申請費用の負担		○
引継ぎコスト	・ 施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	・ 競合施設による使用者減、収入減		○
運営費の増大	・ 明和町の要因による運営費の増大	○	
	・ 明和町以外の要因による運営費の増大		○
	・ 収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
債務不履行	・ 明和町の協定内容の不履行	○	
	・ 民間事業者による協定内容の不履行		○
性能リスク	・ 町が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
警備リスク	・ 民間事業者の警備不備による事項		○
運営リスク	・ 施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	・ イベント時等、町の指示による一時的な営業時間の短縮等に伴う運営リスク		○
苦情・要望対応	・ 施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
損害賠償	・ 施設、機器等の不備による事項		○
	・ 施設管理上の瑕疵による事項		○

■留意事項

- ・ 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象にあって、外部から生じた原因であり、かつ明和町及び民間事業者がその防止の為に相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・ 管理運営に伴って施設等が損傷した場合、民間事業者に帰責事由があるときは民間事業者が、それ以外は明和町がそのリスクを負うものとする。
- ・ 民間事業者は、リスクに応じた保険（文化財総合保険、施設賠償責任保険等）に加入する。

5.5 募集要項の検討

5.5.1 指定管理者募集要項（案）の検討

サウンディング調査結果を踏まえ、指定管理者の募集要項の検討を行った。

検討にあたっては、史跡に関連した指定管理である「鳥取県立むきばんだ史跡公園」、「千葉県立房総のむら」、「平城宮跡歴史公園」、「名古屋市志段味古墳群歴史の里」を参考に、斎宮跡指定管理者募集要項（案）の目次を作成した。次項へ目次を示す。

史跡齋宮跡指定管理者募集要項（案）

令和●年●月

明和町齋宮跡・文化観光課

史跡斎宮跡指定管理者募集要項（案）目次

1 はじめに	●
2 管理運営業務の対象となる区域及び施設	●
3 指定管理者が行う業務の内容	●
4 指定管理者が自主事業として実施することができる業務	●
5 指定管理者の指定の予定期間	●
6 応募資格等	●
7 管理基準	●
8 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準	●
9 管理運営業務に必要な人数の基準	●
10 管理運営業務に必要な人数の基準	●
11 運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等	●
12 指定管理者の公募に関するスケジュール	●
13 申請書類の提出	●
14 現地説明会	●
15 図面の閲覧	●
16 質問の受付と回答	●
17 指定管理者の選定	●
18 指定後の対応について	●
19 協定の締結について	●
20 指定の取り消し等	●
21 申請にあたっての留意事項	●
22 団体における変更等への対応	●
23 町による評価の実施、公表	●
24 監査委員等による監査	●
25 現状回復義務	●
26 業務の引継ぎ	●
27 問合せ先	●

第6章 今後の進め方

6.1 今後の進め方

サウンディング調査、関係者協議などを通じて、段階的な官民連携手法の導入が望ましいと考えた。

齋宮跡は広大であるため、一度に全域を対象にするのではなく、部分的に官民連携手法を導入することも望ましいと考えた。

いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営維持管理は、令和6年度に次期の指定管理をスタートする予定にあるが、これまでに検討した事業手法の導入にあたり、さらに検討や試行などを事前に実施し、より確実な事業手法を確定する必要があると考える。

具体的には、次年度からの数年間に方向性を整理するために、社会実験（トライアル・サウンディング）を通じて事業性を見極めつつ、事業化検討時のマーケットサウンディング（公園管理者側が公募条件案等の一部を開示し、当該公募条件を前提とした民間事業者による事業への参画意向を確認する）を実施することが望まれる。

部分的に先行する官民連携手法導入の範囲は、保存活用計画の「活用区域」に位置付けて、保存活用計画を拠り所とした、統一的な考えのもと、積極的に史跡の保存・活用を推進する。

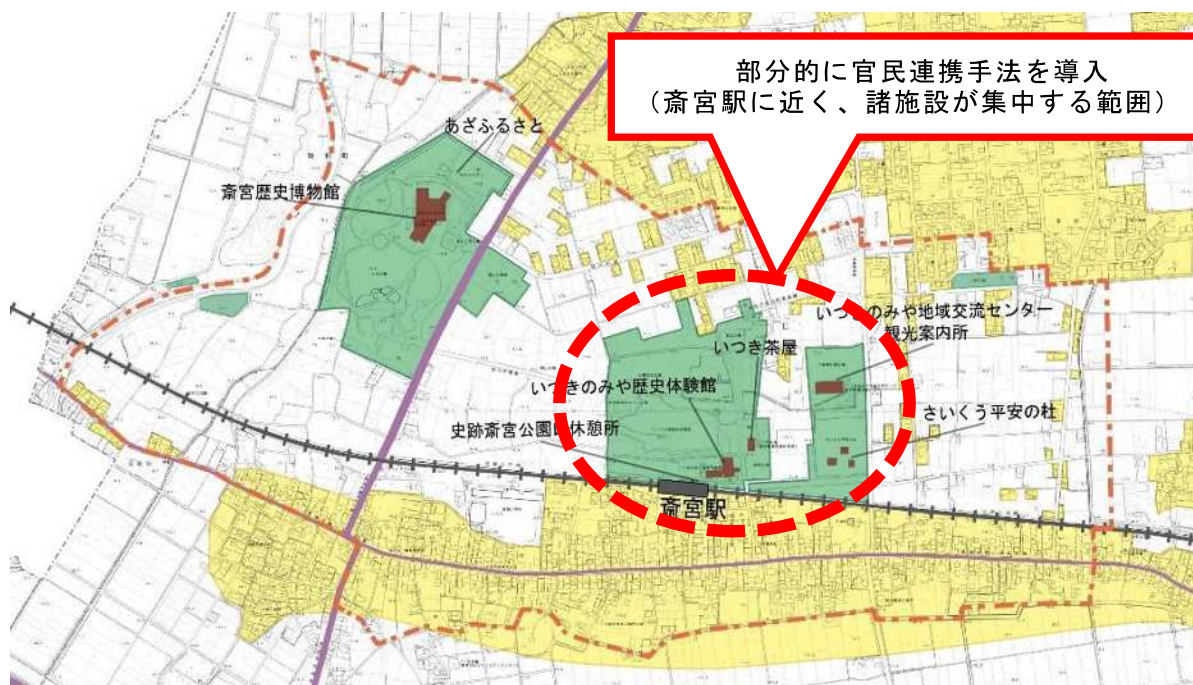


図 6-1 部分的に官民連携手法を導入する範囲のイメージ

6.2 社会実験

参画意欲がある民間事業者が、斎宮跡における採算性や集客性の検証を参画前に行うことができる仕組みとして、社会実験（トライアル・サウンディング）の実施を提案する。なお、社会実験は民間事業者にとって有益であるだけでなく、来訪者や地域住民の斎宮跡への関心を高め、斎宮跡での新たな取り組みに対する機運を高めるためにも有効である。社会実験の進め方（案）を以下に示す。

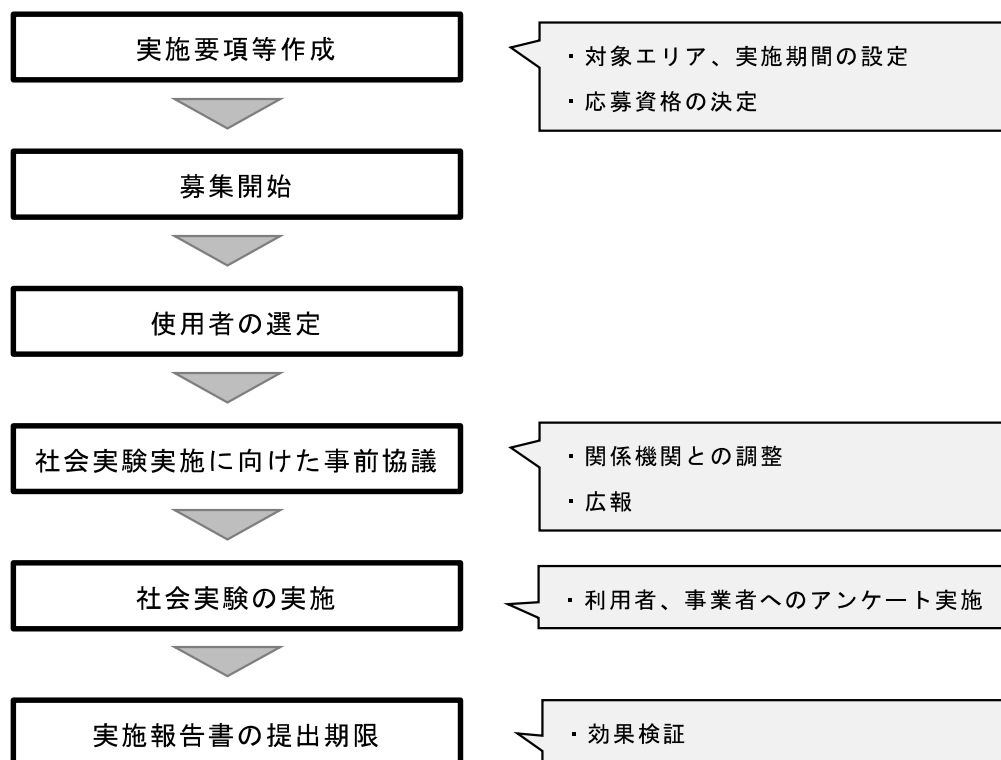


図 6-2 社会実験の進め方（案）

提案する社会実験の参考として、公園で実施された社会実験の事例を収集した。

表 6-1 事例一覧

	公園名	場所
1	富山城址公園	富山県富山市
2	富田山公園	愛知県一宮市
3	中勢グリーンパーク	三重県津市
4	あさはた緑地	静岡県静岡市
5	落合公園	愛知県春日井市

(1) 富山城址公園 【No. 1】

目的	事業採算性の観点から富山城址公園の来園者数を増加させ、中心市街地の賑わい創出に寄与し得るかについて検証する。
開催日	2019 年 11 月 9 日（土）、10 日（日）
開催場所	富山城址公園内の芝生広場、和風庭園、郷土博物館（富山城）、南西広場（AMAZING TOYAMA）
条件	・城址公園における民間活力の導入につながるものであること。 ・確実に実施できる内容であること。 ・城址公園利用者（市民、観光客等）の安全に配慮するとともに、利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること。 ・他の利用者の公園使用を著しく妨げないこと。 ・試験事業の実施に当たって、市の財政負担を前提としないこと。
主な実施内容	①自然体験イベント（ツリークライミング、遊具体験など） ②熱気球 ③キャンドル製作体験とイルミネーションイベント ④富山城アメージングバル ⑤縁日・駄菓子コーナー ⑥キッチンカー
写真	
結果	・来園者数（推計値）は計 1.5 日間で 2500 人（想定を上回った）。 ・熱気球係留体験参加者は 385 人（200 人の想定を上回った）。 ・キッチンカーは 10 日（日）午前中に売り切れる店舗も続出するほど盛況であった。

(2) 富田山公園 【No. 2】

目的	・ 富田山公園における「にぎわい創出」の可能性を探る。 ・ 利用者のニーズ調査。(集客エリア調査、施設・イベント等への要望) ・ 事業者の運営と必要な整備に関する意見収集。 ・ 公園整備基本方針、民間活力導入条件へのフィードバック。
開催日	2018 年 10 月 13 日 (土)
開催場所	富田山公園の一部及びその他周辺施設 (検討面積約 100,000 m ²)
主な 実施内容	①ウォータースポーツ (SUP、ラフティング) ②青空ボクシングフィットネス ③グランピング体験 (グランピング、BBQ) ④サイクリング ⑤熱気球 ⑥仮設オープンカフェ
写真	
結果	・ 参加者アンケートより全体としての満足度、今後の参加意欲が高いことが把握できた。 ・ トイレ整備や木曽川への眺望確保が求められていることが把握できた。 ・ 事業者からは、継続実施のためには資材・設備を公園備え付けとする要望があった。

(3) 中勢グリーンパーク 【No. 3】

目的	・ 飲食イベントの単価及び売上からの集客状況の把握 ・ 駐車場混雑時の渋滞や駐車場内状況の把握 ・ 上記 2 点を把握し、事業者への情報提供を図る
開催日	2019 年 9 月 7 日（土）、8 日（日）
開催場所	中勢グリーンパーク
主な 実施内容	① 飲食ブース（20 ブース） ② バランスボールを使った親子での遊び ③ iCON（サッカー版ストラックアウト） ④ 抽選会
写真	
結果	・ 開催日は、台風通過直後で猛暑であったため、屋外にでることが控えられていたと想定されるが、グルメイベントへの一定の利用があった。 ・ 日常のスポーツ等の利用ニーズも確認できた。 ・ 利用者の支払い可能金額はサービスの内容によって大きな差が見られた。 ・ 来園頻度は月 1～2 回以下と少なかった。

(4) あさはた緑地、城北公園 【No. 4】

目的	・市が検討中の常設売店・飲食店の参考とするため
開催日	あさはた緑地：2018年12月から1か月程度 城北公園：2019年2月から5か月程度
開催場所	あさはた緑地、城北公園
条件	・コンテナ等による仮設店舗。 ・営業のために必要なすべての費用は事業者負担。 ・電気設備、排水設備、水道設備は市と要協議。 ・原状回復
主な実施内容	公園利用者の利便性を向上のため、仮設店舗（コンテナ等）を設置し、魅力的な飲食物などの販売や楽しく過ごせる休憩の空間を提供する。
写真	 出典：aumo
結果	開示されていないため不明

(5) 落合公園 【No. 5】

目的	・ 民間事業者の持つアイデアやノウハウを生かした取組を試験的に実施し、その効果を検証するため。
開催日	令和 4 年 4 月 25 日～令和 4 年 12 月 27 日（準備・撤収を含む）
開催場所	春日井市落合公園
条件	・ 一時的なイベントではなく、今後の継続的な事業展開につながるもの ・ 1 つの事業につき 60 日間以内 ・ 光熱水費を含む事業実施に係る費用は実施事業者の負担とする。 ・ 終了後は現状復旧する。
主な実施内容	複数の事業者による実証実験がされた。 ①BBQ エリアの貸出や羊やヤギへの餌遣り体験、ポニーの乗馬体験を実施し、キッチンカーを導入、またマルシェやドックランの実施もされた。 ②周辺地域住民の居場所づくり、体を動かす機会の提供として、陸上競技、ハンドボール教室が実施された。 ③アウトドア用品、犬に関する物販、また野外映画祭が実施された。 ④ドローンを使った飛行体験やプログラミング体験が実施された。
写真	 出典：春日井市ホームページ 出典：ちいき NEWS 号外 NET 春日井市
結果	・ 施設整備の投資を伴わない一時的なイベントの実施については、トライアル・サウンディングの結果、採算の取れている事業があり、事業者の参入意欲も高いため、占用許可、行為許可によるイベント等の参画については実現可能性が高い。 ・ 管理運営事業に単独で参画は難しいものの、市や指定管理者の協力を得てイベントの実施を考えたいという意見があることから、指定管理者制度や既存建物にテナントとして入るなど、投資のリスクが低い事業手法については、参入の可能性がある。

6.3 ロードマップ

行政負担のあり方・範囲、集客効果の検証、関係者との調整などの課題や検討事項を解決する必要があり、そのためにある程度の期間を要すると想定される。

以下、今後の進め方の指標となるロードマップのパターンを示す。

- ・パターン１：できる限り早い段階で官民連携手法を導入
- ・パターン２：時間をかけて官民連携手法を導入
- ・パターン３：パターン２に対して、いつきのみや地域交流センターを活用（改修、改築等）した民活力導入を実施
- ・パターン４：パターン３に対して、いつきのみや地域交流センター以外の施設に指定管理者を導入

現在のいつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営維持管理は令和６年度までであり、本来であれば令和６年度中に次期指定管理の公募が必要であるが、他の施設と統合した包括管理の導入も検討するにあたり、事業性判断や周知の期間が必要であるため、数年の延長、あるいは短期の指定管理者制度を導入する。

パターン
1

トライアル・サウンディング
斎宮跡の周知
事業者サウンディング

施設	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
いつきのみや地域交流センター						
いつきのみや歴史体験館 (1/10史跡全体模型、さいくう平安の杜)	現 指定管理	延長	指定管理 + 設置管理許可			
いつき茶屋		公募				
公園口休憩所						
園地	駅付近					
広場	その他					
単年度委託						

- いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営管理の 1 か年延長。
- トライアル・サウンディングを通じて事業性を確認したうえで公募。
- いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターに加え、他の施設や一部の園地広場を追加して公募。
- 公募の際、収益施設の設置管理許可を追加。
- R7 年度の 1 か年での準備では、事業性の判断が難しく、周知は不十分である。

パターン
2

トライアル・サウンディング
斎宮跡の周知
事業者サウンディング

施設	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
いつきのみや地域交流センター						
いつきのみや歴史体験館 (1/10史跡全体模型、さいくう平安の杜)	現 指定管理	延長	指定管理 + 設置管理許可			
いつき茶屋		公募				
公園口休憩所						
園地	駅付近					
広場	その他					
単年度委託						

- いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営管理の 2 か年延長。
- 2 か年をかけてトライアル・サウンディングを通じて事業性を確認したうえで公募。
- いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターに加え、他の施設や一部の園地広場を追加して公募。
- 公募の際、収益施設の設置管理許可を追加。
- R7、R8 年度の 2 か年の間に、事業性の判断材料がある程度揃うとともに、官民連携に向けた周知も可能となる。

パターン
3

トライアル・サウンディング
斎宮跡の周知
事業者サウンディング

施設	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
いつきのみや地域交流センター		町直営又は単年度委託				
いつきのみや歴史体験館 (1/10史跡全体模型、さいくう平安の杜)	現 指定管理	延長	指定管理 + 設置管理許可			
いつき茶屋		公募				
公園口休憩所						
園地	駅付近					
広場	その他					
単年度委託						

- いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営管理を 分割。そのうち、いつきのみや歴史体験館のみ 2 か年延長。
- いつきのみや地域交流センターは、民間事業者より活用アイデアがあったため、次期公募までは町直営あるいは単年度委託。
- 2 か年をかけてトライアル・サウンディングを通じて事業性を確認したうえで公募。
- いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターに加え、他の施設や一部の園地広場を追加して公募。
- 公募の際、収益施設の設置管理許可を追加 (いつきのみや地域交流センター)。
- R7、R8 年度の 2 か年の間に、事業性の判断材料がある程度揃うとともに、官民連携に向けた周知も可能となる。
- いつきのみや地域交流センターを活用した管理許可が可能 (民間活力導入の弾み)

パターン
4

トライアル・サウンディング
斎宮跡の周知
事業者サウンディング

施設	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
いつきのみや地域交流センター	現 指定管理	町直営又は単年度委託				
いつきのみや歴史体験館 (1/10史跡全体模型、さいくう平安の杜)		次期 指定管理 (3ヶ年)			指定管理 + 設置管理許可	
いつき茶屋	公募	公募				
公園口休憩所						
園地	駅付近					
広場	その他					
単年度委託						

- いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの運営管理を 分割。
- いつきのみや地域交流センター以外の施設に対して指定管理者制度を導入 (3ヶ年)
- いつきのみや地域交流センターは、民間事業者より活用アイデアがあったため、次期公募までは町直営あるいは単年度委託。
- 3 か年をかけてトライアル・サウンディングを通じて事業性を確認したうえで公募。
- 他の施設や一部の園地広場を追加して公募。
- 公募の際、収益施設の設置管理許可を追加 (いつきのみや地域交流センター)。
- R7～R9 年度の 3 か年の間に、事業性の判断材料がある程度揃うとともに、官民連携に向けた周知も可能となる。
- いつきのみや地域交流センターを活用した管理許可が可能 (民間活力導入の弾み)